

# 一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

令和 3年3月一部改訂

福島県田村市



# 目 次

## ごみ処理編

<b>第1章 基本計画の基礎的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 関係法令等 .....	2
4. 上位計画 .....	3
5. 計画の期間 .....	5
6. 計画の区域 .....	5
7. 計画の対象廃棄物 .....	6
<b>第2章 地域の概況</b> .....	<b>7</b>
1. 自然的概況 .....	7
2. 社会的概況 .....	9
<b>第3章 ごみ処理の現状と課題</b> .....	<b>18</b>
1. ごみ処理の現状 .....	18
2. ごみ処理の評価 .....	36
3. ごみ処理の課題 .....	42
<b>第4章 ごみ処理の将来予測</b> .....	<b>43</b>
1. 予測の考え方 .....	43
2. 計画対象区域内人口の予測 .....	45
3. 計画ごみ排出量・処理量の予測 .....	47
4. 減量化・資源化・最終処分量の目標設定 .....	55
<b>第5章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>61</b>
1. ごみ処理の基本方針 .....	61
2. ごみ発生量及び処理量の見込み .....	63
3. ごみの排出の抑制のための方策 .....	65
4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 .....	69
5. 災害時の廃棄物処理計画 .....	79
6. その他の計画 .....	79



# ごみ処理編



# 第1章 基本計画の基礎的事項

---

## 1. 計画策定の背景と目的

平成17年3月1日に、田村郡7町村の内、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の旧5町村が合併して新市「田村市」として誕生後、12年が経過しました。

市政運営の理念として、活力ある豊かで暮らしやすいまちづくりを基本に、「地域を活かす産業の振興」「健康づくりと福祉の充実」「未来を担うひとづくり」「快適な生活環境の整備」「市民参加の郷づくり・まちづくり」「行財政改革の推進」の六つの重点施策と「郷土の復興」を柱に据え、新市の将来像である「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」を実現するため、各種事業を推進しております。

その基本方針の一つである「快適な生活環境の整備」の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、ものを大切に使う「もったいない」の精神をもとに、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、断る（リフューズ）の取り組みを、着実に推進していくことが重要です。

田村市（以下、「本市」という）では、合併以前から、ごみの減量化と資源化率の向上を目的に、指定袋による分別収集を実施しており、市内から排出されるごみを適正に処理するため、これらの施策を継続し、市民・事業者・市が一体となった、ごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進するため、一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的な、ごみ処理の推進を図るための基本方針となるものです。ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

なお、本計画は廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定します。

### 3. 関係法令等

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。平成 25 年 4 月からは、小型家電リサイクル法が施行され、使用済み小型電子機器等から金属等を回収し再資源化を促進する仕組みが定められています。



※廃棄物処理法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

※資源有効利用促進法：「資源の有効な利用の促進に関する法律」

※容器包装リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

※家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」

※小型家電リサイクル法：「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

※建設リサイクル法：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

※食品リサイクル法：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

※自動車リサイクル法：「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」

※グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

※放射性物質汚染対処特措法：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」



## 4. 上位計画

### 1) 国及び県の上位計画

本計画の上位計画に当たる国及び県の数値目標に加え、参考として田村広域行政組合の数値目標を下表に示します。

項目	国の設定した目標値			県の設定した目標値 <sup>※2</sup>	田村広域行政組合の設定した目標値 <sup>※3</sup>
	廃棄物処理法 <sup>※1</sup> の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画		
基になる法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
策定年月	平成28年1月	平成25年5月	平成25年5月	平成27年3月	平成27年12月
目標年度	令和2年度	令和2年度	令和4年度	令和2年度	令和6年度
排出量に係る目標値	現状（平成24年度）に対し、排出量を約12%削減する。 1人1日当たりの生活系ごみ排出量を500gとする。	平成12年度に対し、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を約25%削減する。 平成12年度に対し、事業系ごみ排出量を約35%削減する。		平成22年度の1人1日当たりのごみ排出量（985g/人・日）から約5%削減し、935g/人・日とする。	現状（平成26年度）に対し、ごみ総排出量を20%以上削減する。
再生利用に係る目標値	リサイクル率 <sup>※4</sup> を約27%とする。		リサイクル率 <sup>※4</sup> を約26%とする。	リサイクル率 <sup>※4</sup> を21%以上とする。	リサイクル率 <sup>※4</sup> を26%以上とする。
最終処分に係る目標値	現状（平成24年度）に対し、最終処分量を約14%削減する。				現状（平成26年度）に対し、最終処分量を20%以上削減する。

※1：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

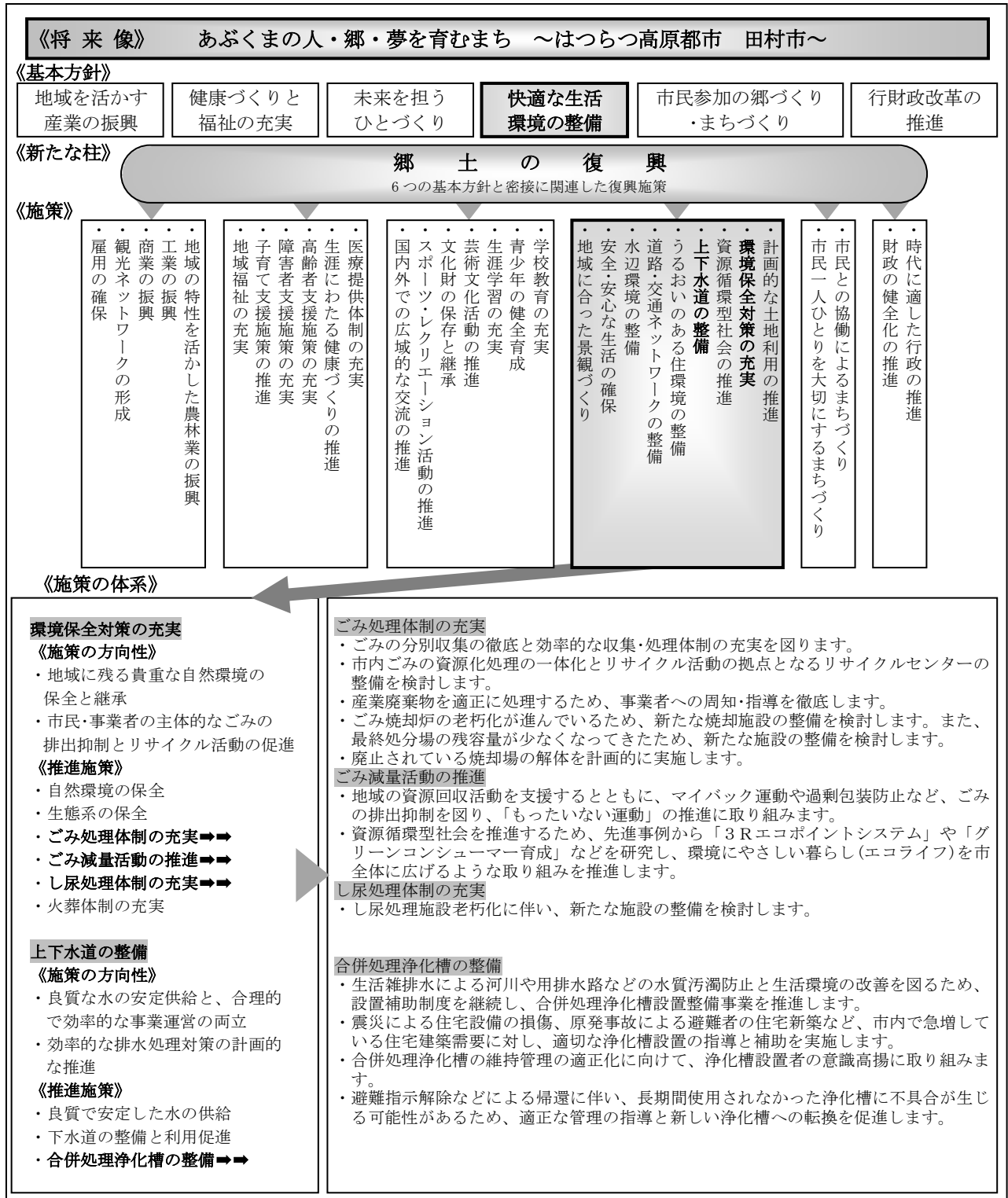
※2：福島県廃棄物処理計画（平成27年3月）に関する数値目標

※3：田村広域行政組合一般廃棄物処理基本計画（平成27年12月）に関する数値目標

※4：リサイクル率＝排出量に対するリサイクル量の割合

## 2) 市の上位計画

本市では、平成 26 年度に「田村市総合計画後期基本計画（平成 27 年 2 月）」を策定しています。将来像は、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～」とされ、詳細施策・事業の中に、ごみの資源化や減量化、合併処理浄化槽の普及を推進することとしています。



## 5. 計画の期間

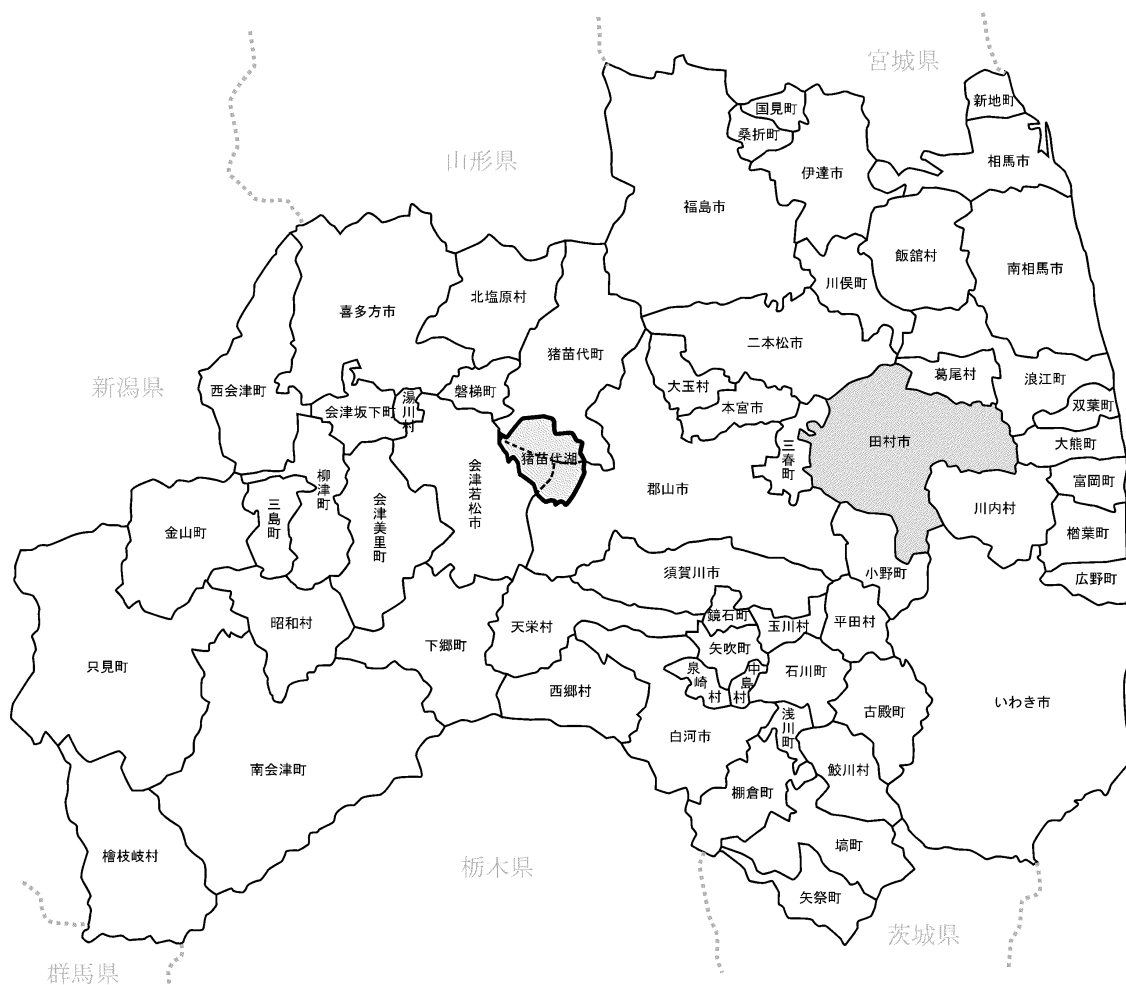
本計画は、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間を計画期間とします。また、令和 4 年度末で田村広域行政組合の解散が決定したことから、中間目標年度を令和 4 年度とします。

なお、本計画は、計画策定の前提条件となっている諸条件が組合解散に伴い大きく変更となる、令和 5 年度に見直すこととします。

計画期間	: 15 年間 (平成 28 年度～令和 12 年度)
計画目標年度	: 令和 12 年度
中間目標年度	: 令和 4 年度

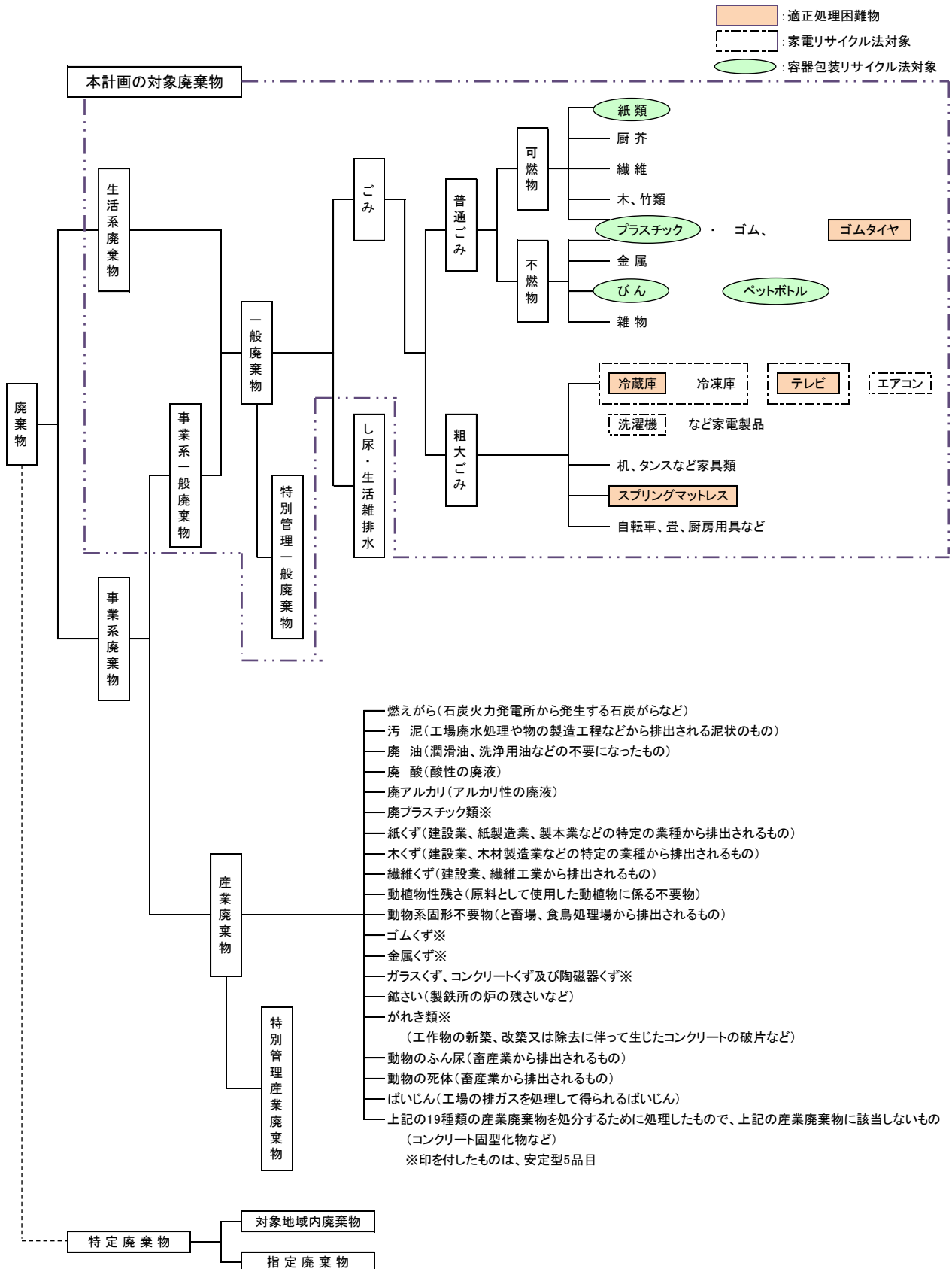
## 6. 計画の区域

本計画において対象とする区域は、田村市全域です。



# 7. 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系廃棄物」と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物に該当しない「事業系一般廃棄物」です。



## 第2章 地域の概況

### 1. 自然的概況

#### 1) 位置及び範囲

本市は、阿武隈高原の中央に位置し、平成 17 年 3 月 1 日に滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の 5 町村の合併により誕生しました。また、本地域は、福島県の中核的都市である郡山市まで約 30km の位置にあり、阿武隈山系が南北に走り、北から日山 (1,057m)、移ヶ岳 (995m)、鎌倉岳 (967m)、片曾根山 (718m)、高柴山 (884m)、大滝根山 (1,192m)、矢大臣山 (965m) 等の山岳が連なり、これらと小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっています。また、これらの山岳を源に、大滝根川や高瀬川等の多くの河川が流下しています。

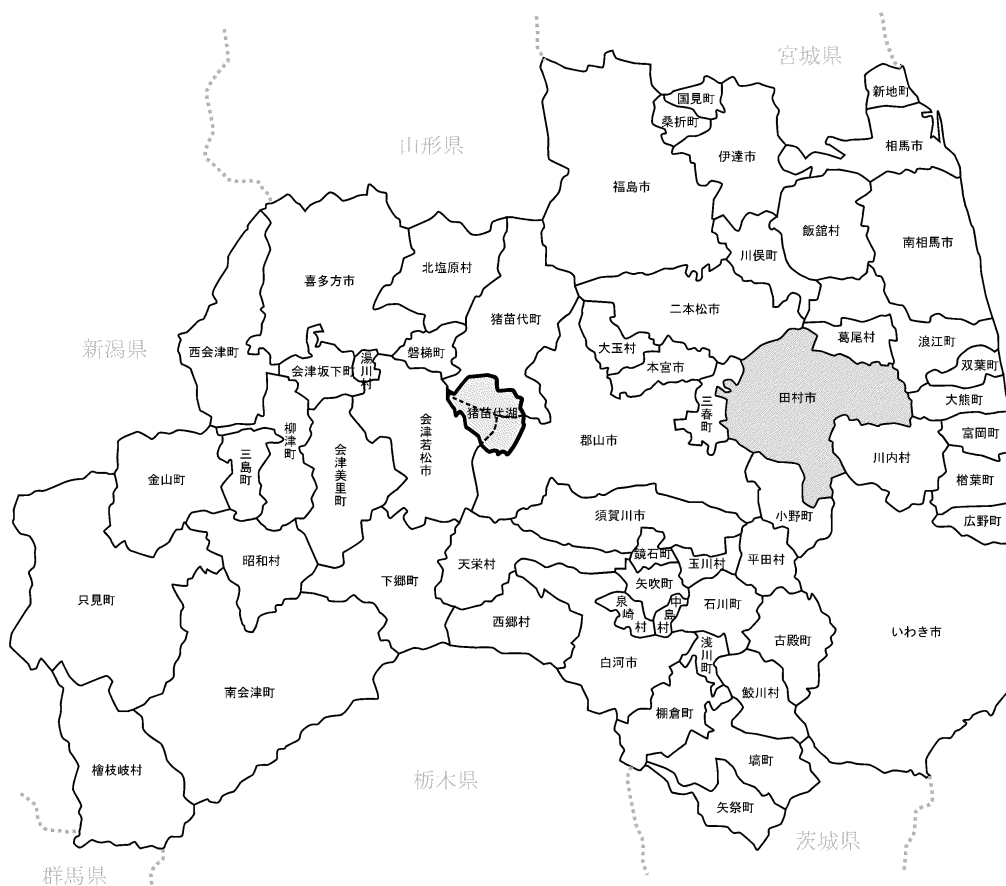


図 2. 1. 1-1 田村市の位置

## 2) 気候特性

本市の気候は、年間の気温較差が大きく、降雨・降雪量は少ない太平洋側気候三陸・常磐型の特徴を持ち、寒候期においても、連続した降雪期間は短くなっています。

平成27年における年平均気温は11.5℃で、夏季の最高気温は34.9℃となっています。また、冬季の最低気温は-10.6℃となっています。

表 2. 1. 2-1 気象の概況

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平均
平均気温 (°C)	-0.3	-0.3	4.5	10.3	16.6	18.4	23.3	22.4	18.1	12.9	8.4	3.4	-	11.5
最高気温 (°C)	8.8	11.4	21.0	28.0	28.0	29.2	34.6	34.9	27.8	22.5	19.8	15.3	-	-
最低気温 (°C)	-10.6	-10.1	-5.0	-2.9	3.2	6.6	13.0	14.5	9.4	1.8	-0.7	-5.3	-	-
降水量 (mm)	56.0	26.0	104.0	134.5	57.0	100.0	193.5	124.5	271.0	13.5	127.5	66.5	1,274	106.2

(資料：平成27年気象庁公表データ)

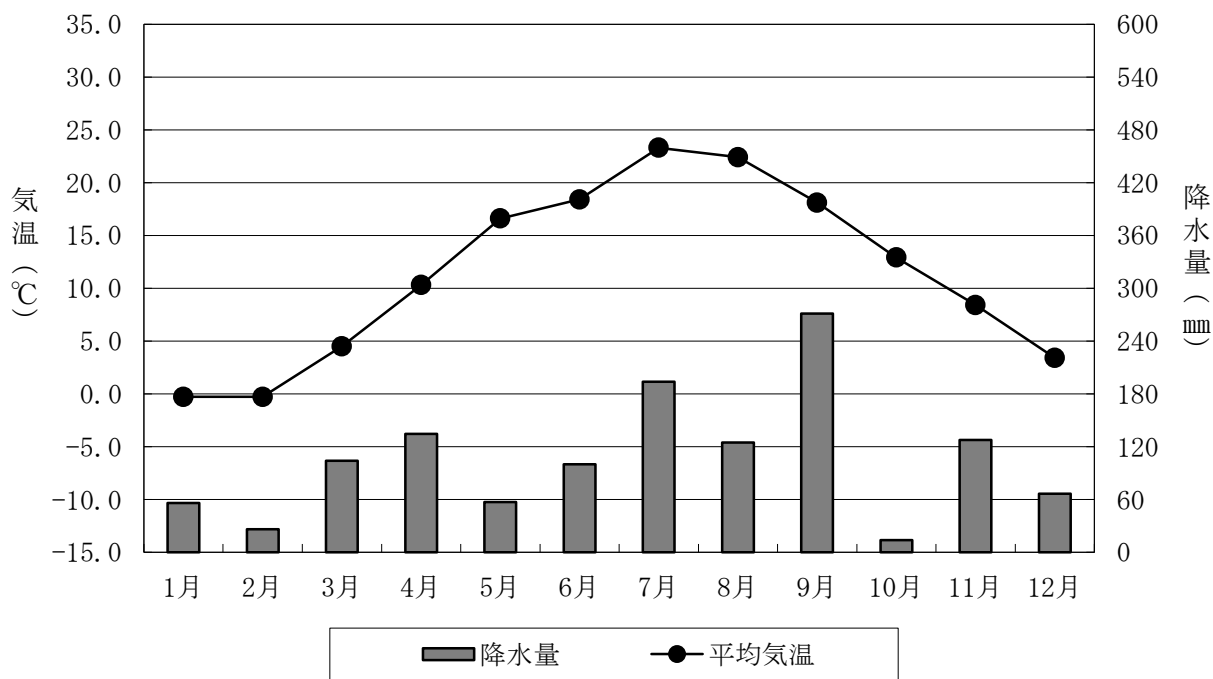


図 2. 1. 2-1 気象の概況

## 2. 社会的概況

### 1) 人口・世帯数

平成27年度末における人口は、38,686人となっており、世帯数は12,547世帯です。過去10年間に於いて人口は減少傾向にあります。世帯数は概ね横ばいの傾向にあることから、1世帯当たりの人口も減少傾向が続いています。

表2.2.1-1 人口・世帯数の推移

	人口 (人)		世帯数 (世帯)		1世帯当たり人口 (人)
	人口	増減	世帯数	増減	
平成18年度	43,935	-72	12,312	140	3.57
平成19年度	43,469	-466	12,338	26	3.52
平成20年度	42,950	-519	12,367	29	3.47
平成21年度	42,459	-491	12,394	27	3.43
平成22年度	41,487	-972	12,409	15	3.34
平成23年度	40,775	-712	12,355	-54	3.30
平成24年度	40,427	-348	12,419	64	3.26
平成25年度	39,806	-621	12,437	18	3.20
平成26年度	39,305	-501	12,549	112	3.13
平成27年度	38,686	-619	12,547	-2	3.08

(資料：住民基本台帳人口及び世帯数)

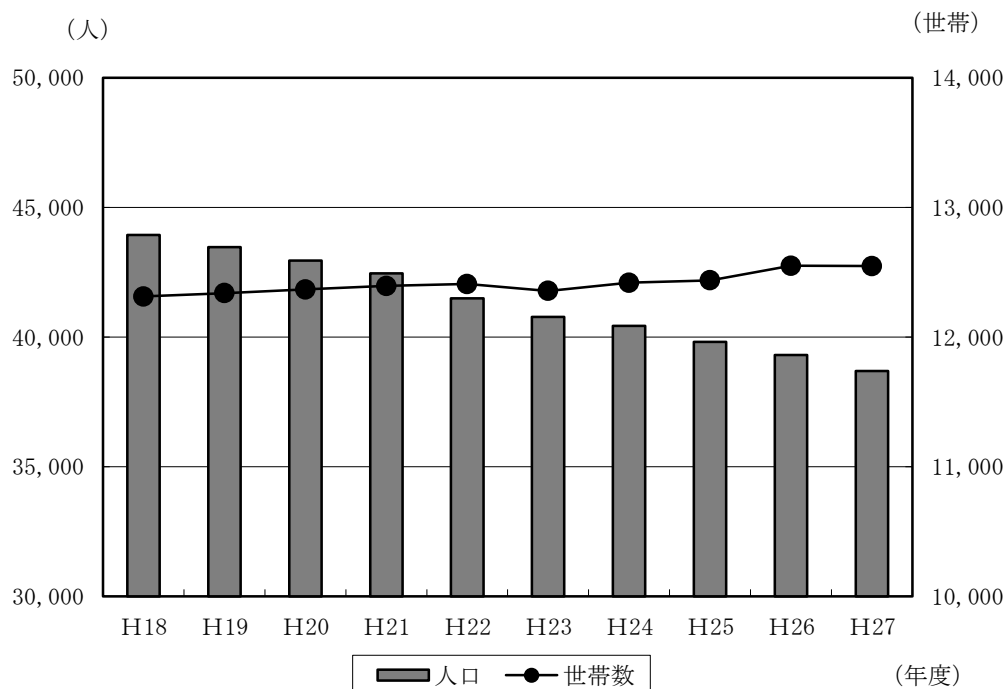


図2.2.1-1 人口の推移

## 2) 産業の動向

### (1) 就業構造

本市の産業別就業人口の構成割合は、平成 22 年度で第 1 次産業が 16.6%、第 2 次産業が 37.6%、第 3 次産業が 45.9%となっています。平成 2 年度からの推移としては、第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合は増加しています。

表 2. 2. 2-1 産業別就業人口の推移

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合 計 (人)
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	
平成 2 年度	7,883	30.4	10,325	39.8	7,755	29.9	25,963
平成 7 年度	6,025	24.1	10,564	42.2	8,432	33.7	25,021
平成12年度	5,124	21.3	10,154	42.2	8,759	36.4	24,037
平成17年度	4,445	19.9	8,673	38.8	9,255	41.4	22,373
平成22年度	3,280	16.6	7,436	37.6	9,074	45.9	19,790
平成27年度	平成29年4月以降公表予定						

※割合の%の合計は、端数処理の関係で100%となっていない場合があります。

(資料：国勢調査)

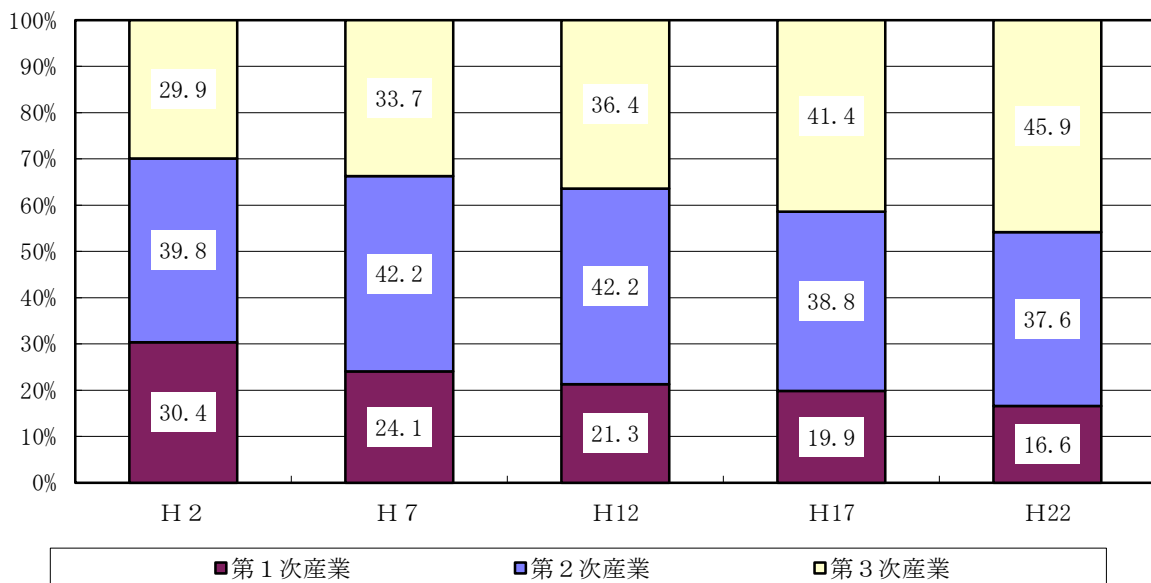


図 2. 2. 2-1 就業者比率の推移



(2) 農業

本市の平成27年度における総農家数は3,720戸で、農家の構成割合については、専業農家は11.9%、兼業農家のうち第1種兼業農家が5.8%、第2種兼業農家が47.8%、自給的農家が34.5%となっています。

平成12年度からの農家数の推移としては、専業農家は71戸、自給的農家は465戸増加、一方兼業農家は1,847戸減少しており、総農家数が1,311戸減少しています。

表 2. 2. 2-2 農業の推移

	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家(戸)		自給的 農家 (戸)	農家 世帯員数 (人)	
			第一種	第二種			
平成12年度	5,031	370	3,842	593	3,249	819	17,859
平成17年度	4,870	438	3,335	594	2,741	1,097	15,717
平成22年度	4,563	525	2,788	383	2,405	1,250	13,313
平成27年度	3,720	441	1,995	217	1,778	1,284	10,242

※世帯員数は15歳以上とします。

(資料：農林業センサス)

※専業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。

※兼業農家

第1種：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

※自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

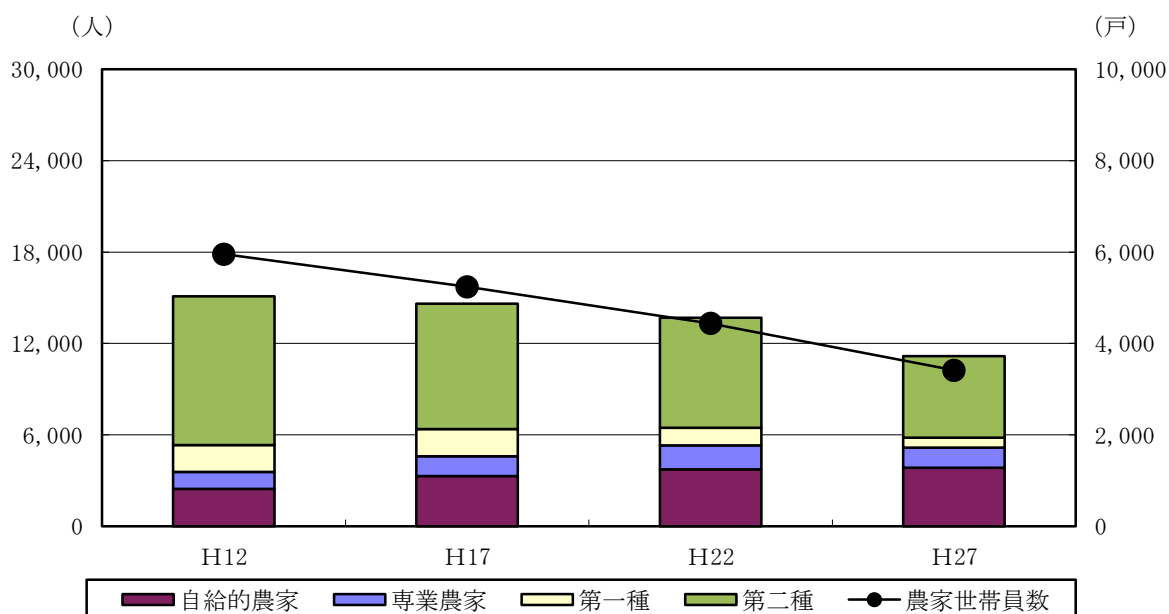


図 2. 2. 2-2 農家数の推移

### (3) 経営耕地

本市の平成 27 年度における経営耕地面積は、総面積 2,927ha のうち、田が 58.2%、畑が 41.0%、樹園地が 0.8%となっています。平成 12 年度からの面積の推移としては、田は 750ha、畑は 837ha、樹園地は 21ha 減少しており、総面積が 1,608ha 減少しています。

表 2. 2. 2-3 経営耕地面積

	田		畑		樹園地		総面積 (ha)
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
平成12年度	2,453	54.1	2,038	44.9	44	1.0	4,535
平成17年度	2,285	54.6	1,863	44.5	41	1.0	4,189
平成22年度	2,169	56.7	1,624	42.5	31	0.8	3,824
平成27年度	1,703	58.2	1,201	41.0	23	0.8	2,927

(資料：農林業センサス)

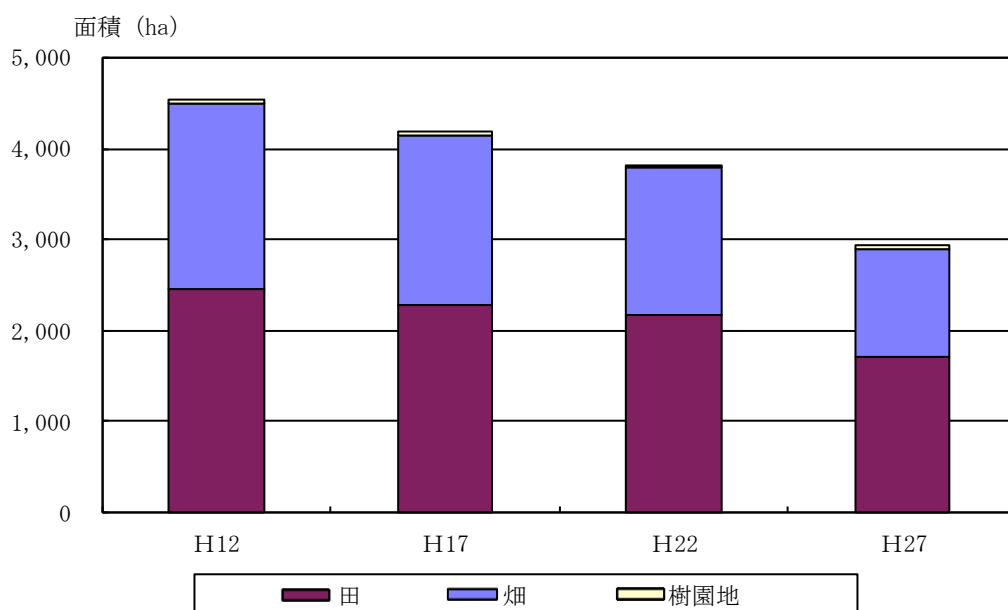


図 2. 2. 2-3 経営耕地面積

(4) 土地利用状況

平成 27 年度における本市の土地利用状況については、山林の占める割合が 66.7%と最も大きく、続いて畑が 11.1%、田が 7.3%となっています。

表 2. 2. 2-4 土地利用面積 (平成 27 年度)

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
合計 (ha)	3,327	5,080	1,433	0	22	30,586	291	1,249	971	2,875	45,833
構成比 (%)	7.26	11.08	3.13	0.00	0.05	66.74	0.63	2.72	2.12	6.27	100.0

(資料：2016福島県統計年鑑)

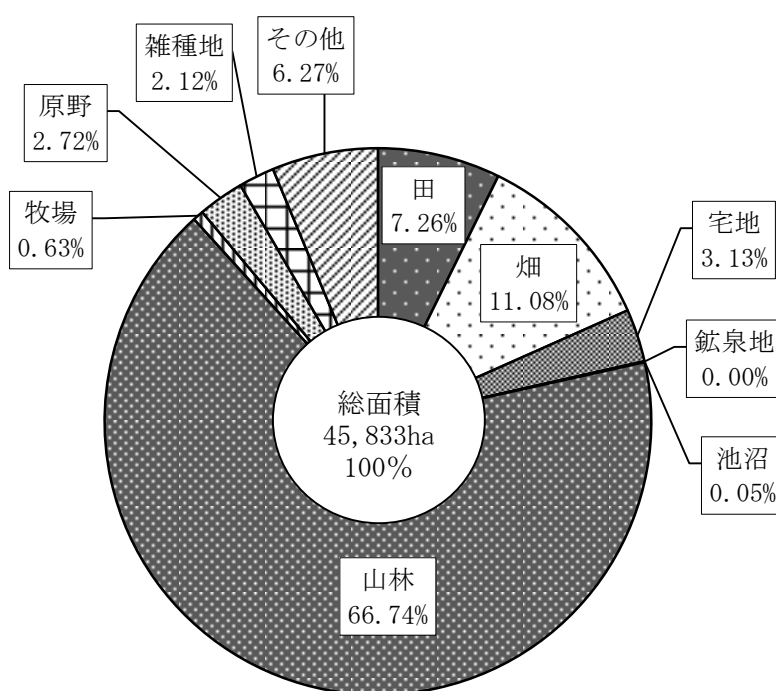


図 2. 2. 2-4 土地利用面積 (平成 27 年度)

(5) 商業

平成 26 年度における商業は、商店数 395 店、従業者数 1,940 人、商品販売額 43,389 百万円となっています。

推移としては、商店数及び従業者数は平成 16 年度以降減少傾向にあります。商品販売額は平成 16 年度以降概ね横ばいとなっています。

表 2.2.2-5 商業の推移

	商店数 (店)	従業者数 (人)	商品販売額 (百万円)	事業所規模 (人/店)
平成11年度	648	2,605	46,201	4.0
平成14年度	653	2,933	45,959	4.5
平成16年度	638	2,888	42,833	4.5
平成19年度	590	2,756	43,568	4.7
平成26年度	395	1,940	43,389	4.9

(資料：商業統計調査)

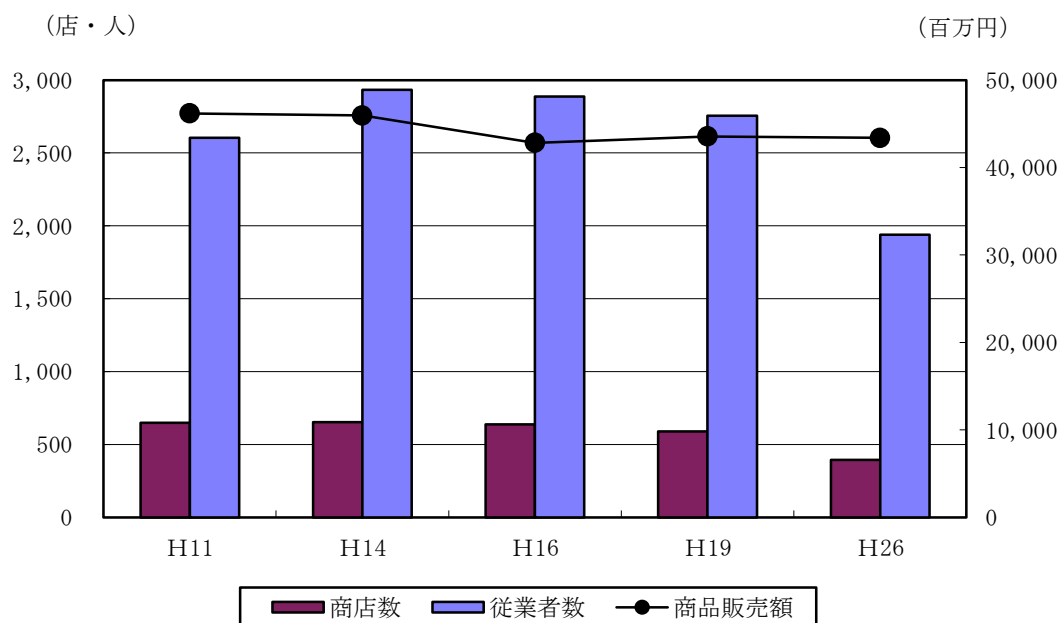


図 2.2.2-5 商業の推移

(6) 工業

平成26年度における工業は、事業所数94、従業者数3,985人、出荷額等76,697百万円となっています。

推移としては、事業所数は平成21年度から増減を繰り返しており概ね横ばいで、従業者数は平成24年度を境に増加傾向から減少傾向に転じており、出荷額等は平成24年度に大きく増加しています。

表 2. 2. 2-6 工業の推移

	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (百万円)	事業所規模 (人/事業所)
平成21年度	108	4,107	63,255	38.0
平成22年度	101	4,172	64,780	41.3
平成23年度	105	4,227	59,384	40.3
平成24年度	108	4,063	76,896	37.6
平成25年度	98	3,995	73,713	40.8
平成26年度	94	3,985	76,697	42.4

(資料：工業統計調査)

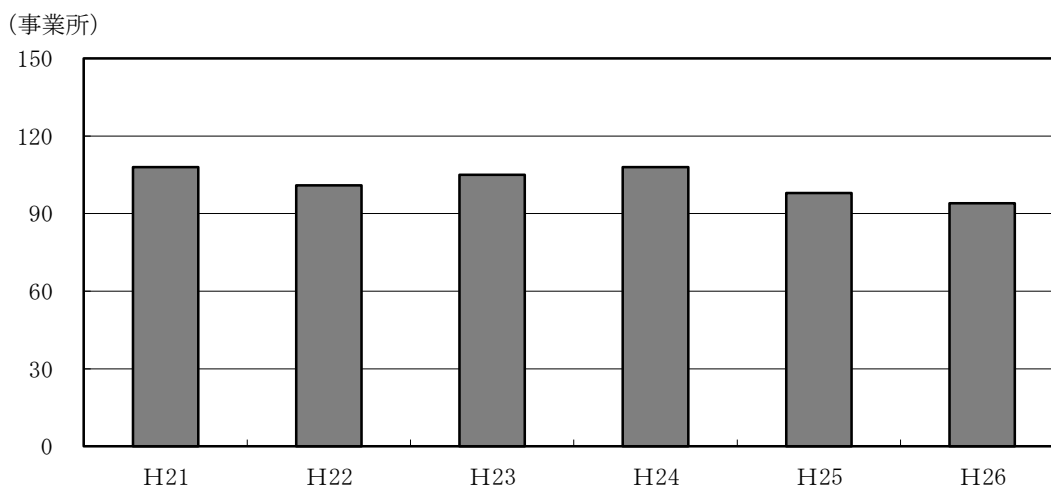
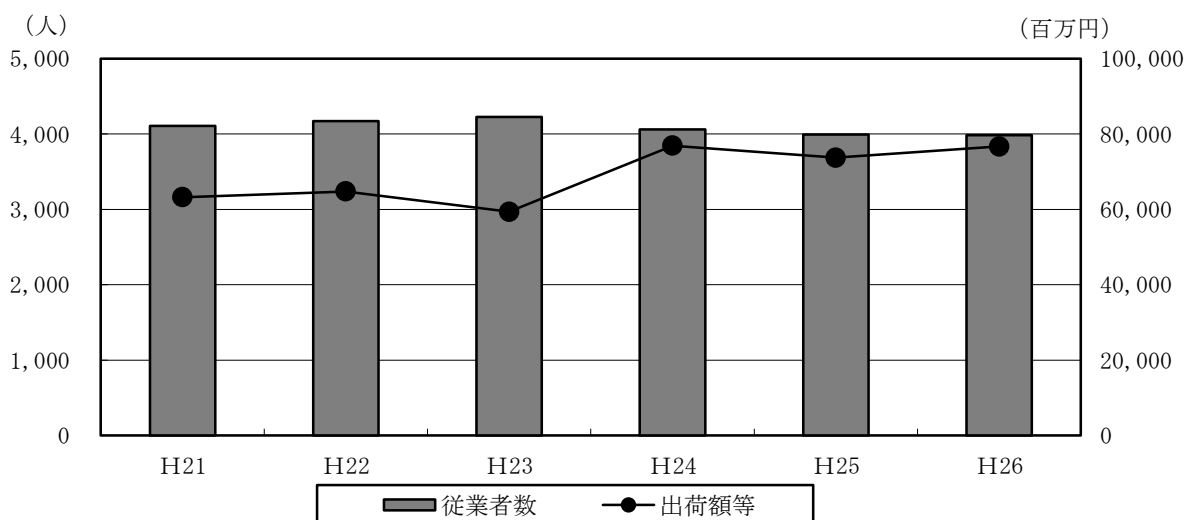


図 2. 2. 2-6 工業の推移

(7) 観光

本市の観光客入込数は、東日本大震災発生年の平成23年度では97,047人に落ち込みましたが、平成24年度以降は徐々に震災前の観光客数に戻りつつあります。

震災により休止していた観光施設やイベントが徐々に再開され、宿泊施設の再建・再開も進み、着実に震災からの復興を歩み進めています。

表 2. 2. 2-7 観光客数の推移

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
あぶくま洞・入水鍾乳洞	380,053	61,906	156,195	193,793	190,917	220,086
高柴山	26,000	3,190	2,900	3,800	4,400	4,950
片曾根山	15,090	1,950	2,160	2,900	2,900	2,750
星の村天文台	16,883	4,355	11,223	12,627	12,343	12,927
こどもの国ムシムシランド	69,052	798	13,016	14,971	12,894	12,124
仙台平	71,101	18,348	1,550	0	183	519
鬼の里納涼夏まつり	6,500	6,500	6,000	8,000	7,000	6,000
合 計	584,679	97,047	193,044	236,091	230,637	259,356

(資料：福島県観光客入込状況)

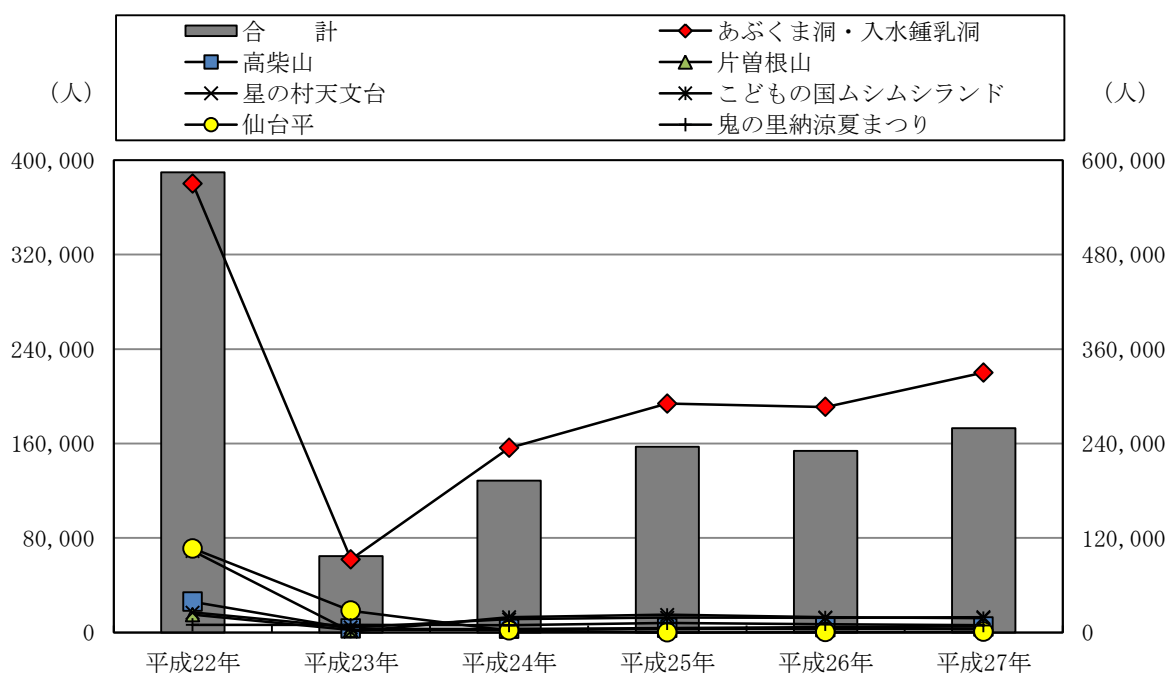


図 2. 2. 2-7 観光客数の推移

### 3) 交通網

本市の主な道路交通網は、自動車専用道路として、磐越自動車道があり、一般道路として市内を南北に縦断する国道 349 号（起点：茨城県水戸市～終点：宮城県柴田郡柴田町）、国道 399 号（起点：福島県いわき市～終点：山形県南陽市）、市内の中心を東西に横断する国道 288 号（起点：福島県郡山市～終点：福島県双葉郡双葉町）などの道路網が発達しています。



図 2. 2. 3-1 交通の概要

# 第3章 ごみ処理の現状と課題

## 1. ごみ処理の現状

### 1) ごみ処理の概要

#### (1) ごみ処理事業の経緯

本市が合併する以前からのごみ処理事業に関する主な経緯を表3.1.1-1に示します。

表3.1.1-1 田村市のごみ処理事業の経緯

年 度	経 緯
昭和48年度	都路ごみ焼却場（焼却能力：4トン／日）供用開始
昭和52年度	都路一般廃棄物最終処分場（埋立容量：43,878m <sup>3</sup> ）供用開始 大越衛生処理センター（焼却能力：8トン／日）供用開始 滝根川除ごみ焼却場（焼却能力：8トン／日）供用開始
昭和54年度	ときわクリーンセンター（埋立容量：13,850m <sup>3</sup> ）供用開始 大越一般廃棄物最終処分場（埋立容量：22,432m <sup>3</sup> ）供用開始
昭和56年度	ときわクリーンセンター（焼却能力：10トン／日）供用開始
昭和60年度	滝根一般廃棄物最終処分場（埋立容量：7,036m <sup>3</sup> ）供用開始
昭和61年度	船引一般廃棄物最終処分場（埋立容量：27,400m <sup>3</sup> ）供用開始
平成7年度	船引清掃センター（焼却能力：20トン／日）供用開始 大越衛生処理センター業務停止（平成8年3月） 滝根川除ごみ焼却場業務停止（平成8年3月）
平成8年度	田村東部環境センター（焼却能力：30トン／日）供用開始 滝根町、大越町のごみ処理業務を田村東部環境衛生組合（現田村広域行政組合）に移管 ごみ収集業務の民間委託開始
平成9年度	ごみ処理手数料の一部有料化（粗大ごみの直接搬入、10kgにつき100円） 缶類、びん類、ペットボトル、ダンボール、紙箱、白色トレイの分別収集開始 都路ごみ焼却場業務停止（平成10年3月）
平成10年度	指定ごみ袋によるごみ処理手数料の有料化開始
平成11年度	都路一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成11年3月）
平成12年度	ときわクリーンセンター焼却業務停止及び埋立完了（平成12年3月） 大越一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成13年3月） 紙パックの分別収集開始
平成13年度	家電リサイクル法による家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の回収開始 滝根一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成13年11月）
平成15年度	その他のプラスチック類の分別収集開始
平成18年度	田村西部環境センター（焼却能力：40トン／日）供用開始
平成19年度	田村広域一般廃棄物最終処分場（埋立容量：12,575m <sup>3</sup> ）供用開始
平成22年度	ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の市内統一（平成22年4月）
平成23年度	ときわクリーンセンター用途廃止（平成24年3月）
平成27年度	大越一般廃棄物最終処分場用途廃止（平成27年5月） 滝根一般廃棄物最終処分場用途廃止（平成28年2月）
平成28年度	燃やせるごみの市内全域週2回収集開始（平成28年4月） 船引一般廃棄物最終処分場嵩上げ工事完了
平成29年度	ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の改訂
平成30年度	田村広域行政組合からの脱退を決定
令和元年度	船引清掃センター及び大越衛生処理センター施設解体 田村広域行政組合解散決定に伴い、田村東部環境センター及び田村広域行政組合一般廃棄物最終処分場の本市移管が決定
令和2年度	都路一般廃棄物最終処分場用途廃止（令和2年12月）



(2) ごみ処理主体

平成 28 年度現在のごみ処理・処分の各段階における処理主体を表 3. 1. 1-2～表 3. 1. 1-3 に示します。

表 3. 1. 1-2 ごみ処理主体（都路町・常葉町・船引町）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	市	組合
資源ごみ	市	市	市
危険ごみ	市	市	市
直接搬入ごみ	—	市・組合	市・組合
粗大ごみ	—	市	市・組合

表 3. 1. 1-3 ごみ処理主体（滝根町・大越町）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	組合	組合
資源ごみ	市	組合	組合
危険ごみ	市	組合	組合
直接搬入ごみ	—	組合	組合
粗大ごみ	—	組合	組合

田村広域行政組合の沿革

田村広域行政組合は、昭和 40 年 1 月に、田村郡全域 6 町 1 村から発生するし尿処理の事務を共同処理することを目的に「田村地方町村衛生処理組合」として設立されました。

また、田村郡内の東部 3 町（小野町・滝根町・大越町）では、平成 2 年にごみ処理全般の事務を共同処理する「田村東部環境衛生組合」が設立されました。平成 8 年に田村東部環境センターが完成したため、3 町のごみ処理全般の事務を組合に移管し、業務を開始しました。

平成 13 年 4 月に「田村東部環境衛生組合」を解散統合し、組合名を「田村広域行政組合」に改め、組合の事務に田村西部 4 町村のごみ中間処理の事務、田村郡 7 町村の一般廃棄物最終処分の事務を加え、複合的一部事務組合として業務を行っております。

平成 17 年 3 月には、構成自治体のうち滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の 4 町 1 村が合併して田村市となり、1 市 2 町での共同処理を行っておりますが、平成 31 年 3 月に田村市が組合からの脱退を決定、同年 6 月には小野町も脱退を決定したことにより、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散することが決定しました。

(3) ごみ処理体系

本市における清掃事業の実施体制は、図 3.1.1-1 及び図 3.1.1-2 に示すとおりとなっています。主に本市が収集運搬を、田村広域行政組合（以下「組合」という。）が中間処理、最終処分役を分担し実施しています。

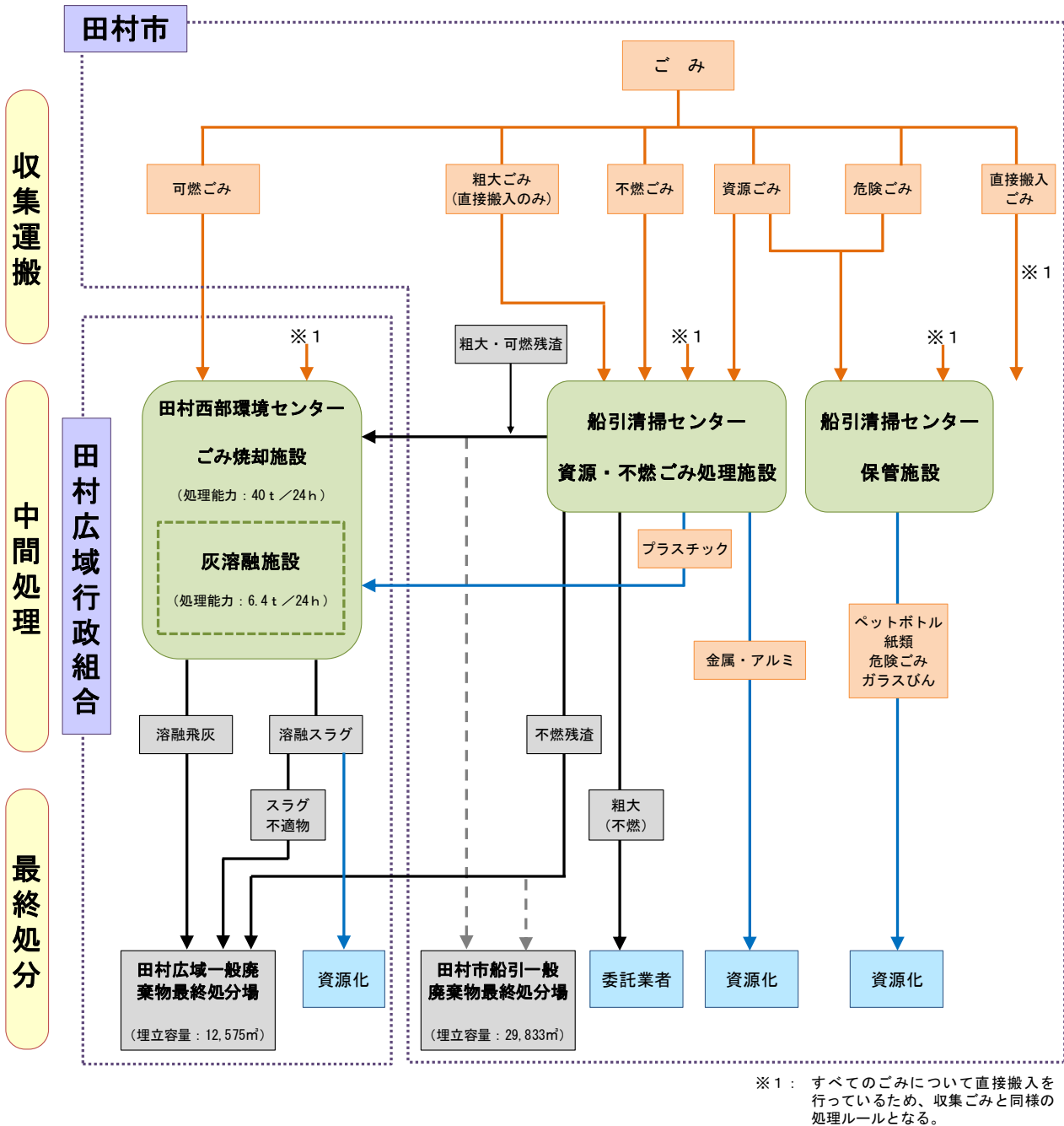


図 3.1.1-1 ごみ処理体系 (都路町・常葉町・船引町)

※田村西部環境センターの灰溶融施設は、令和3年2月から稼働を停止したため、燃料として使用していた廃プラスチックは外部処理しています。

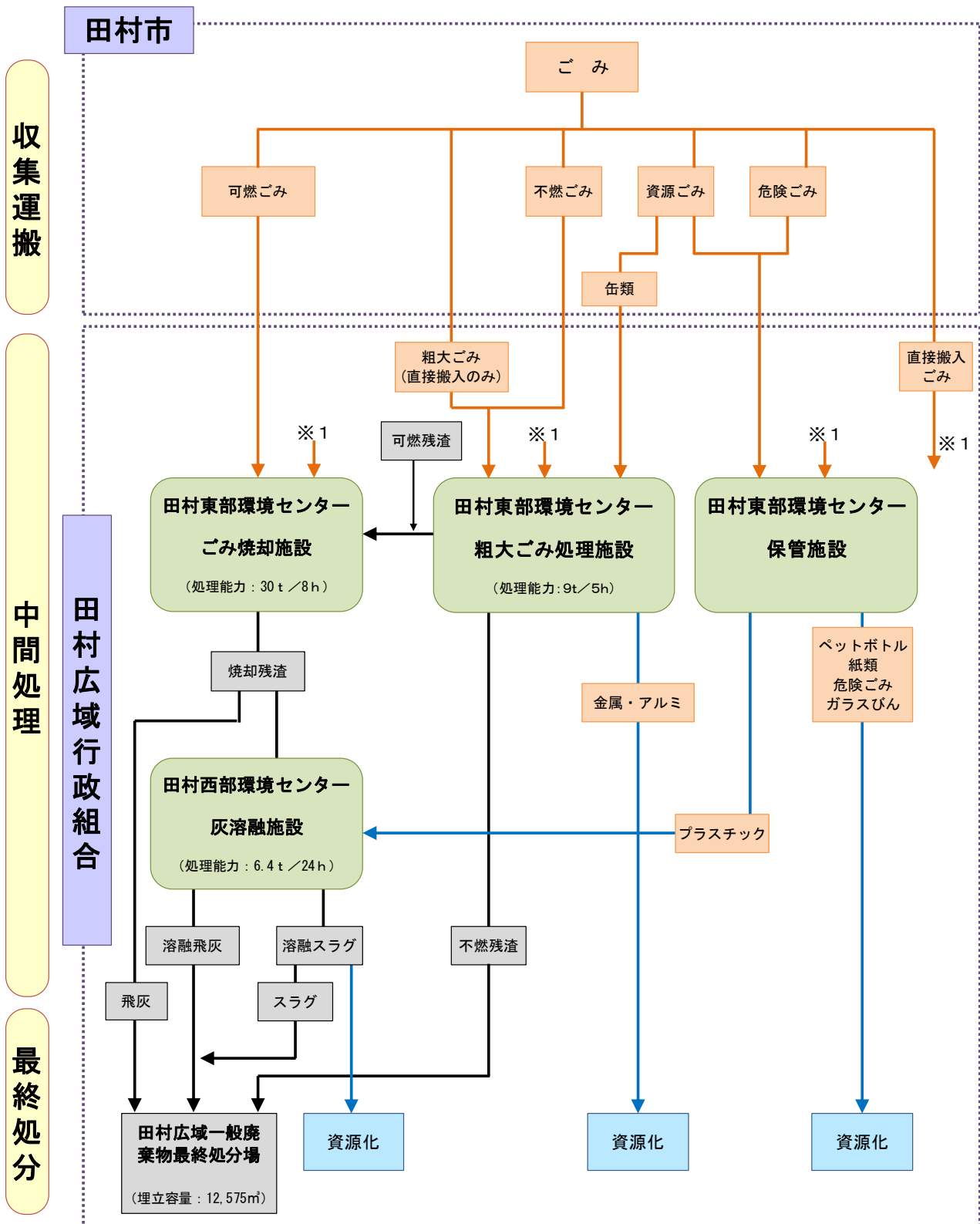


図 3. 1. 1-2 ごみ処理体系 (滝根町・大越町)

※田村西部環境センターの灰溶融施設は、令和3年2月から稼働を停止したため、燃料として使用していた廃プラスチックは外部処理しています。

## 2) ごみ排出量

### (1) ごみ排出量

本市のごみ処理フローを図 3.1.2-1 に示します。

平成 27 年度における計画収集人口 38,686 人（平成 28 年 3 月末住民基本台帳人口）、ごみ収集・直接搬入量 11,409 t、リサイクル率 17.8% となっています。

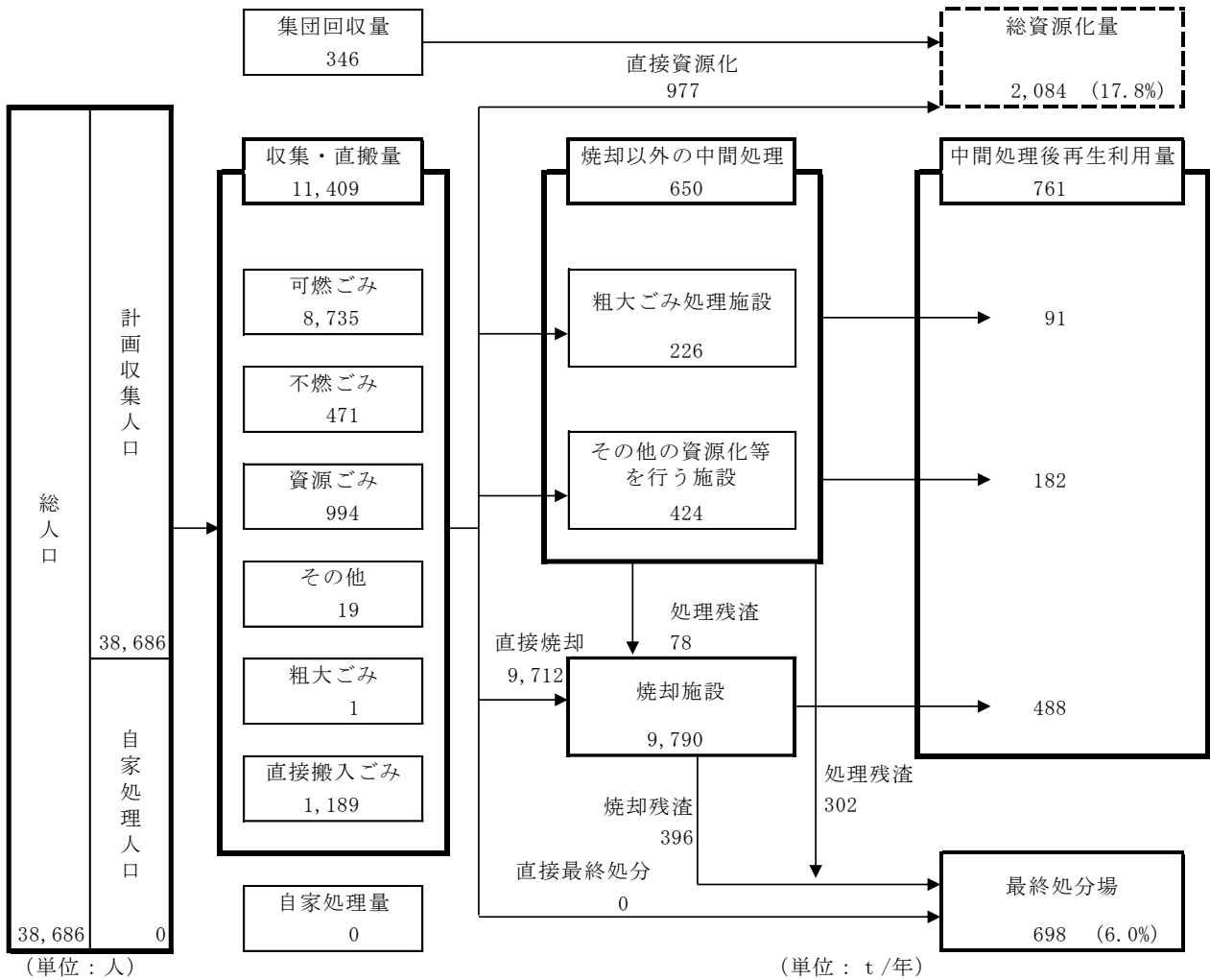


図 3.1.2-1 ごみ処理フロー (平成 27 年度)

平成 18 年度以降のごみ総排出量の実績を図 3.1.2-2に、ごみ種別排出量の実績を図 3.1.2-3に示します。ごみ総排出量に関しては、平成 22 年度まではほぼ横ばいに推移していましたが、平成 23 年度以降は東日本大震災の影響により増加傾向にあります。

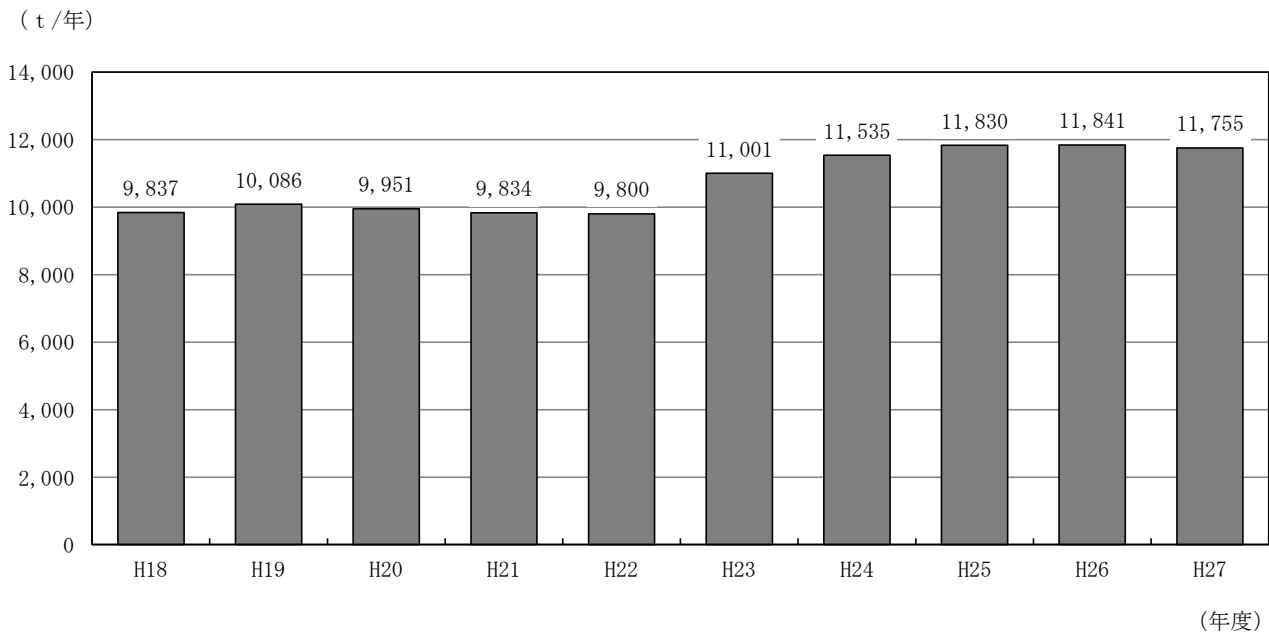


図 3.1.2-2 ごみ総排出量の実績

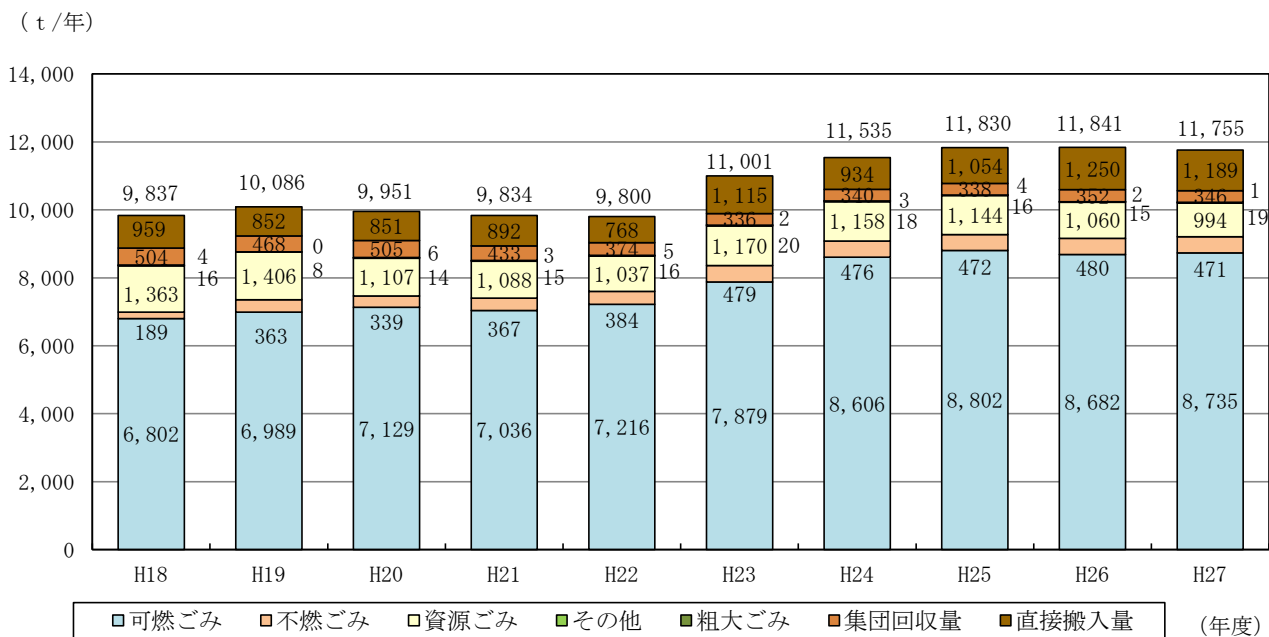


図 3.1.2-3 ごみ種別排出量の実績

## (2) 1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりごみ排出量を図 3.1.2-4に示します。平成 27 年度においては、833 g（生活系 594 g、事業系 239 g）となっており、平成 23 年度以降は東日本大震災の影響により増加傾向にあります。

本市の1人1日当たりごみ排出量を全国及び福島県の平均値と比較すると図 3.1.2-5に示すとおり、平成 23 年度以降増加傾向にあるものの、全国平均及び福島県平均を下回っている状況となっています。

(g/人・日)

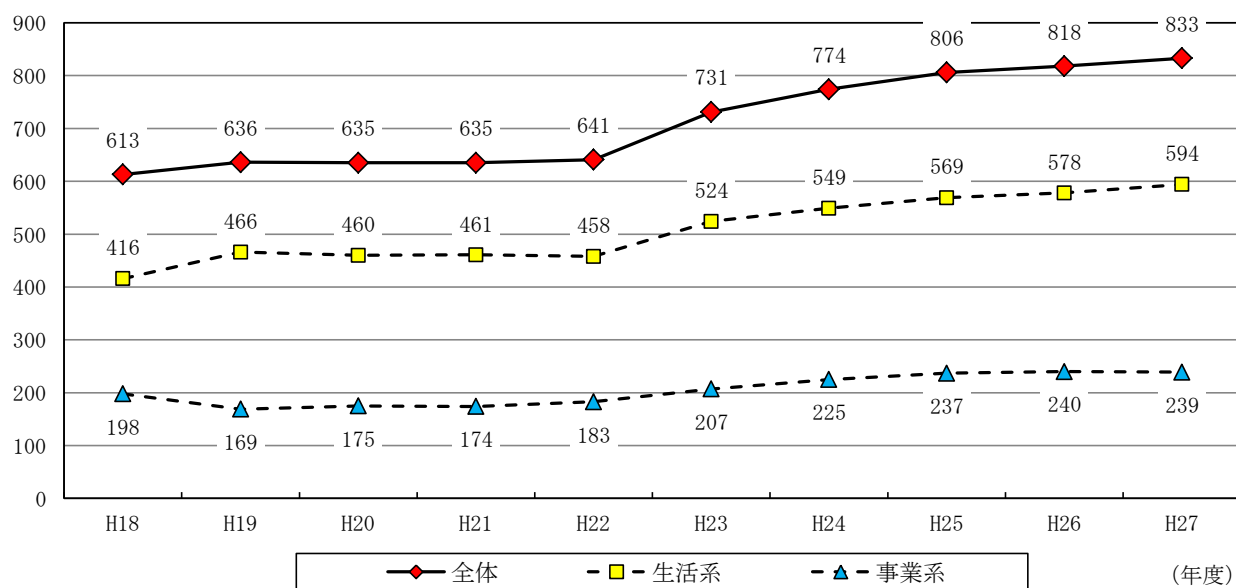


図 3.1.2-4 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

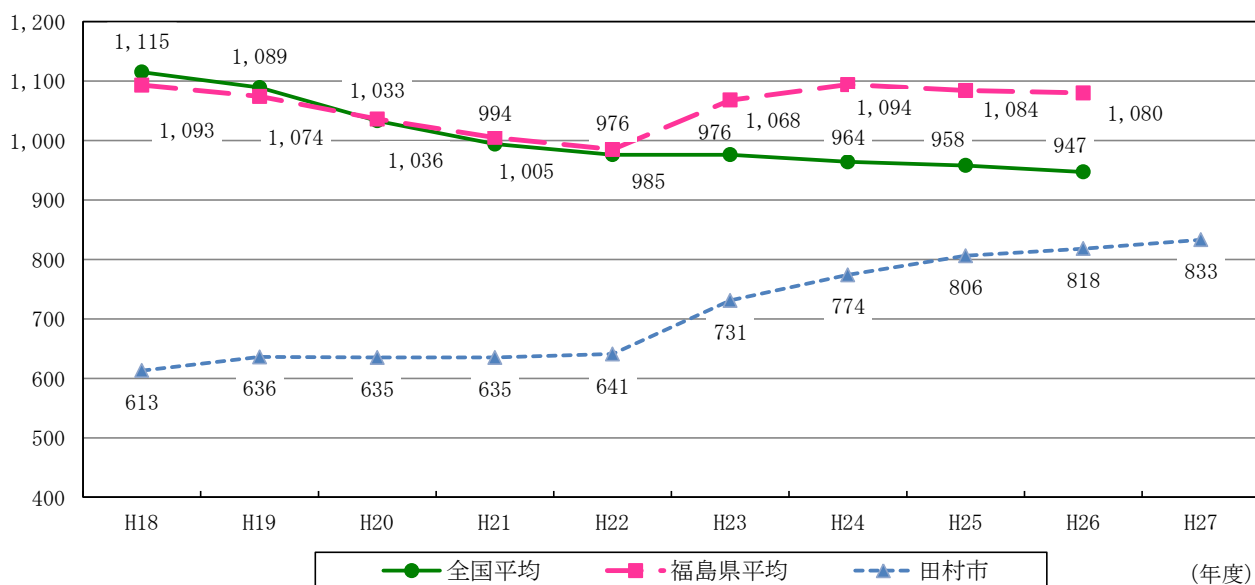


図 3.1.2-5 1人1日当たりごみ排出量の比較

### (3) 生活系ごみ

生活系ごみ排出量の実績を図 3.1.2-6 に示します。平成 27 年度における本市の生活系ごみ排出量は、年間 8,381 t となっており、平成 23 年度から平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 25 年度以降は横ばい傾向にあります。

(t/年)

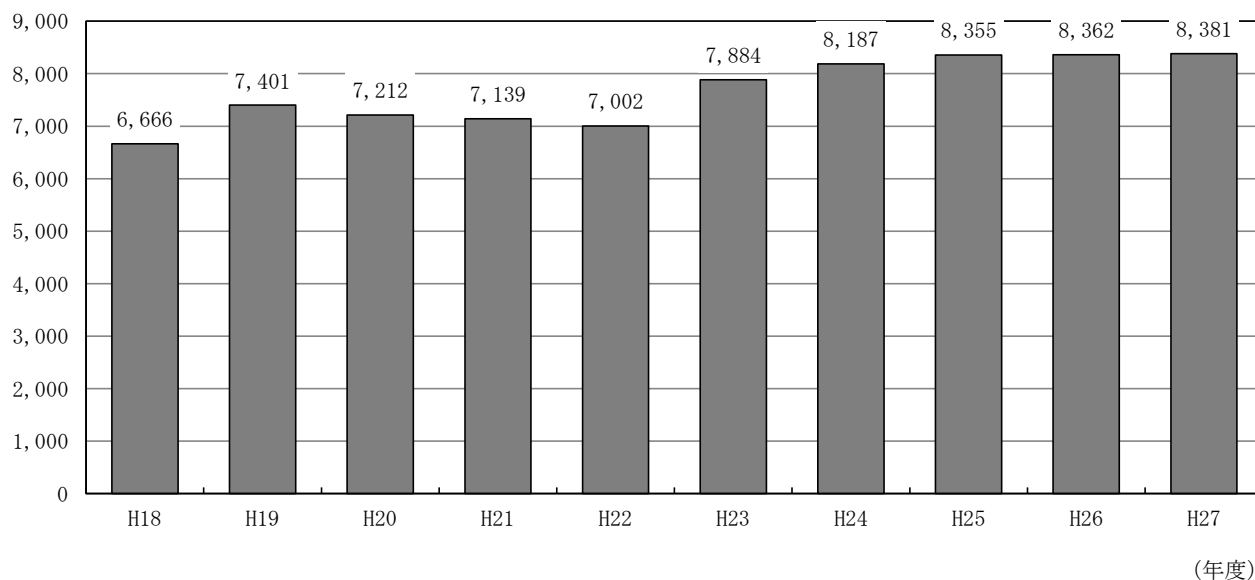


図 3.1.2-6 生活系ごみ排出量の実績

### (4) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の実績を図 3.1.2-7 に示します。平成 27 年度における本市の事業系ごみ排出量は、年間 3,374 t となっており、生活系ごみと同様に平成 23 年度から平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 25 年度以降は横ばい傾向にあります。

(t/年)

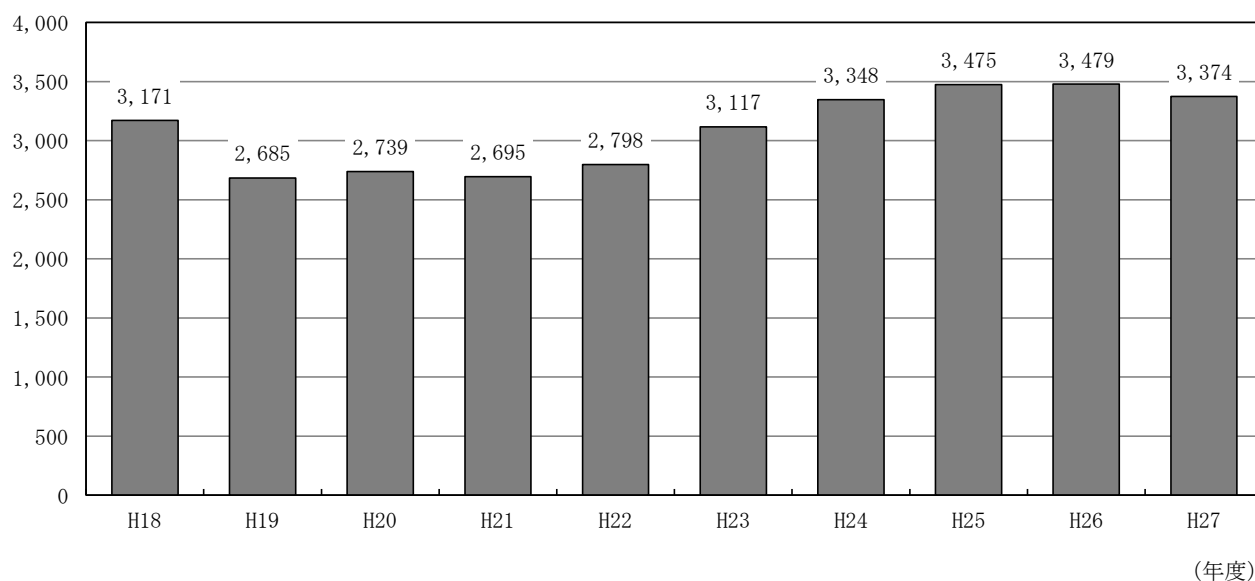


図 3.1.2-7 事業系ごみ排出量の実績

### 3) 資源化

資源化量及びリサイクル率の実績を図 3.1.3-1～図 3.1.3-2 に示します。リサイクル率は平成 18 年度以降概ね減少傾向にあり、平成 27 年度において 17.8% となっています。また、平成 26 年度におけるリサイクル率は、福島県の平均値を上回っているものの、全国の平均値は下回っている状況となっています。

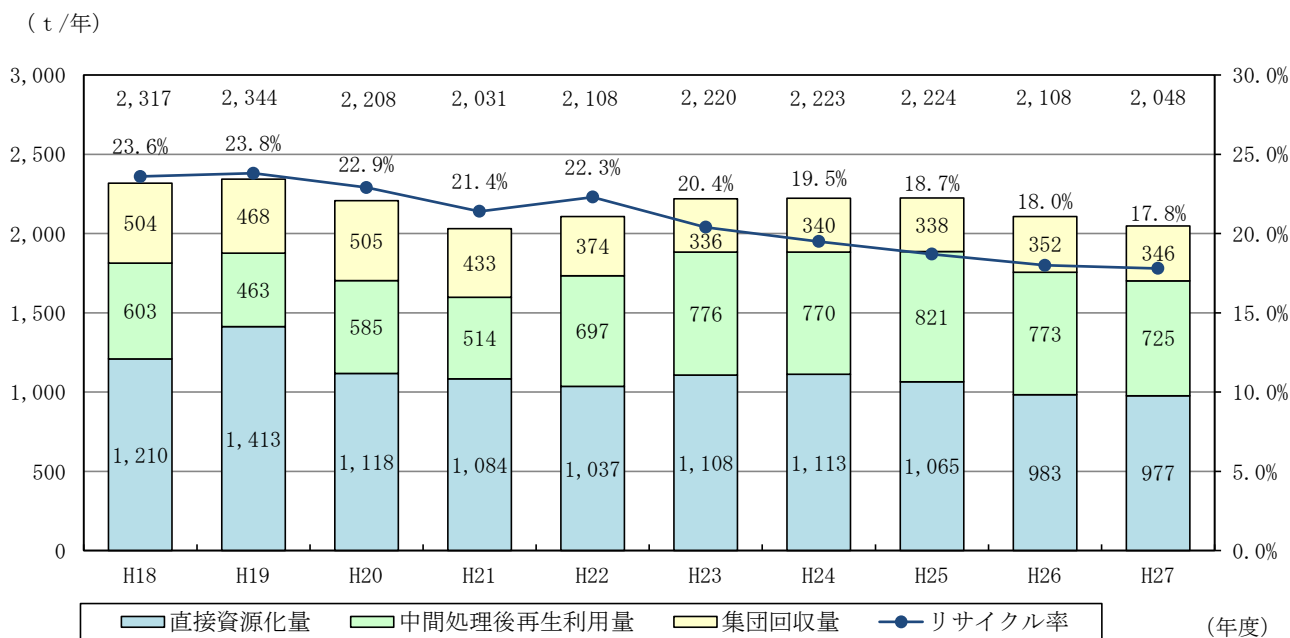


図 3.1.3-1 資源化量及びリサイクル率の実績

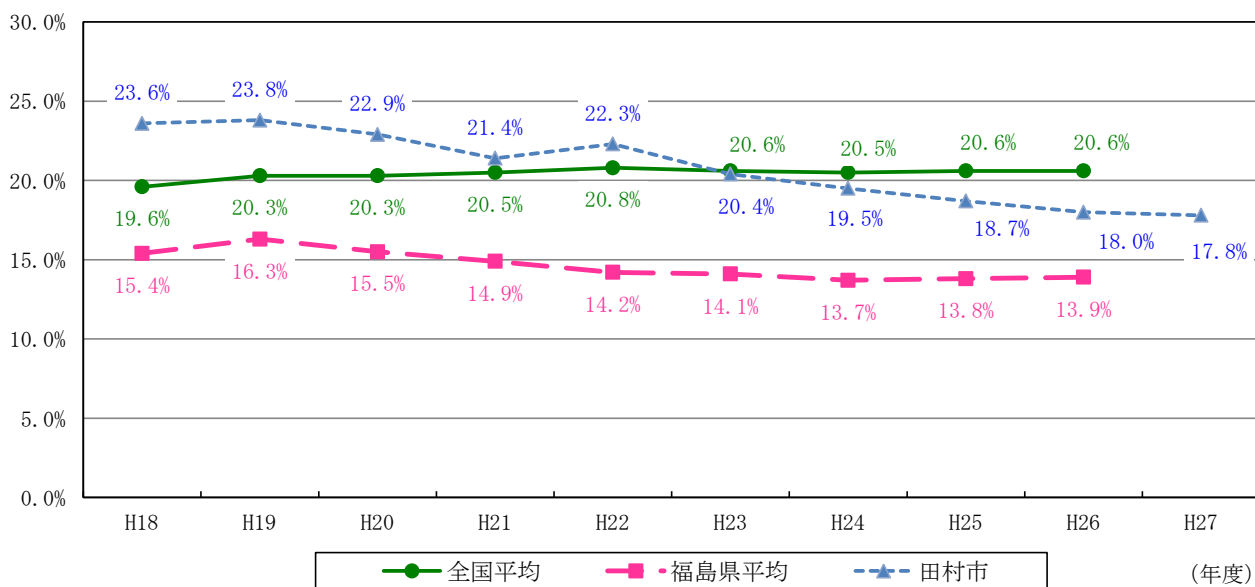


図 3.1.3-2 リサイクル率の比較



#### 4) 収集・運搬

本市のごみの分別区分及び収集体制を表 3.1.4-1に、収集・運搬量の実績を図 3.1.4-1に、排出形態別ごみ排出量の実績を図 3.1.4-2に示します。

現在、生活系ごみは、委託による収集または直接搬入、事業系ごみは、許可業者による収集または直接搬入となっています。

また、本市では、ごみの排出量に応じた費用負担という観点から指定袋によるごみ処理手数料の有料化を行っています。

表 3.1.4-1 ごみの分別区分、収集体制

		分別区分	収集方式	収集回数	手数料
家庭系ごみ		燃やせるごみ	ステーション	週2回	指定袋 大33円/枚、中25円/枚、小17円/枚
		燃やせないごみ	ステーション	月1回	指定袋 中25円/枚、小17円/枚
	資源ごみ	缶類	ステーション	月1回	指定袋 中19円/枚
		ペットボトル	ステーション	月1回	指定袋 特大25円/枚、大20円/枚
		びん類	ステーション	月1回	指定袋 中19円/枚
		プラスチック類	ステーション	週1回	指定袋 特大25円/枚、大20円/枚
		紙類	ステーション	月1回	—
		危険ごみ	ステーション	月1回	指定袋 中25円/枚、小17円/枚
		粗大ごみ	直接搬入	—	100円/10kg
		特定家庭用機器	直接搬入	—	1,300円/個
事業系ごみ		粗大ごみ及び特定家庭用機器以外のもの	直接搬入	—	100円/10kg
		粗大ごみ（特定家庭用機器を除く）	直接搬入	—	100円/10kg
		特定家庭用機器	直接搬入	—	1,300円/個

(t/年)

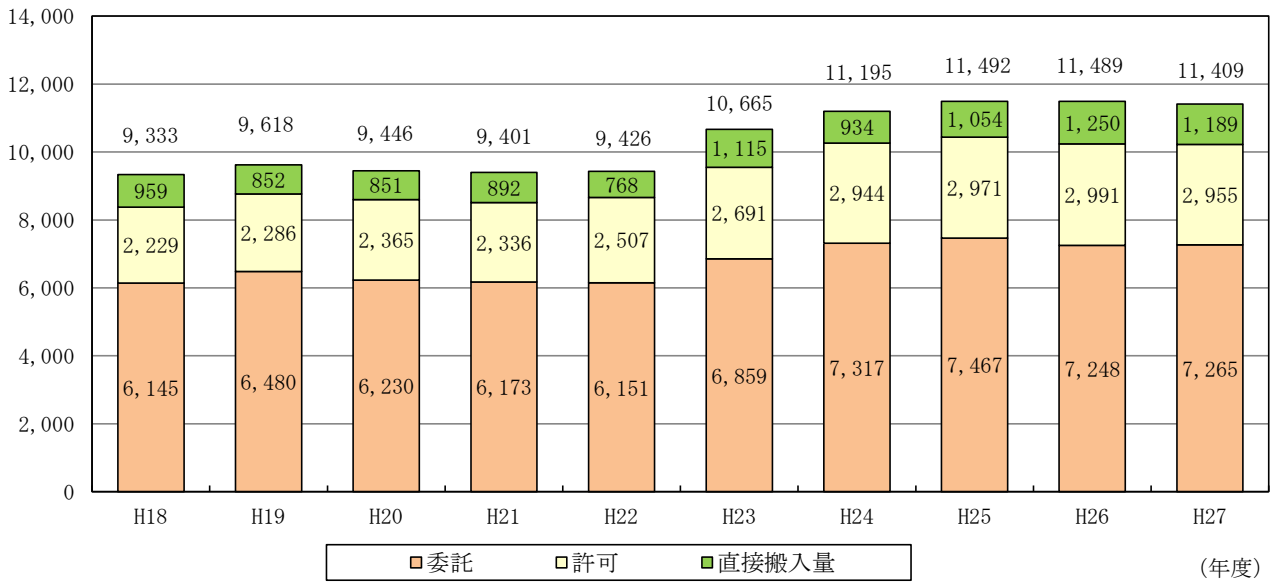


図 3. 1. 4-1 収集・運搬量の実績

(t/年)

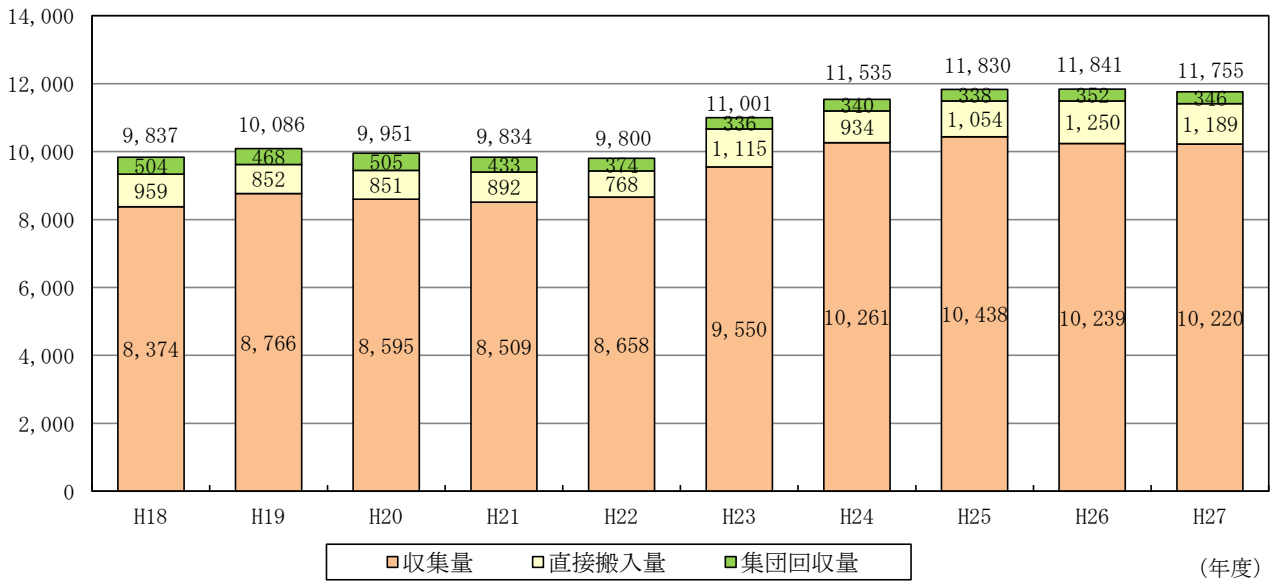


図 3. 1. 4-2 排出形態別ごみ排出量の実績

## 5) 中間処理

組合の中間処理施設の概要を表 3.1.5-1に示します。田村西部環境センターはごみの焼却処理を、田村東部環境センターはごみの焼却・資源化処理を行っています。

本市の中間処理施設の概要を表 3.1.5-2に示します。田村市船引清掃センターでは、都路町、常葉町、船引町における不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの選別処理及び保管を行っています。選別処理後の可燃残渣は田村西部環境センターのごみ焼却施設において焼却処理、プラスチック類は灰溶融施設において燃料利用されています。

なお、田村西部環境センターの廃プラスチック類を燃料とした、焼却灰の灰溶融施設については、令和2年度で運転を終了し、外部搬出により引き続き燃料利用されています。

ごみ処理の実績を図 3.1.5-1に示します。平成27年度における直接焼却量は年間9,712t、焼却以外の中間処理量は年間650t、直接資源化量は年間977tとなっています。

ごみ焼却施設におけるごみ質分析結果を図 3.1.5-2～図 3.1.5-5に示します。平成27年度における低位発熱量は、田村東部環境センターで10,750kJ/kg、田村西部環境センターで9,000kJ/kgとなっています。

表 3.1.5-1 組合の中間処理施設の概要

施設名称	田村西部環境センター	
所在地	福島県田村郡三春町大字富沢字細内1番地	
敷地面積	9,620㎡	
施設規模	ごみ焼却施設 (全連続燃焼式ストーカ炉)	40t/24h×1炉
	灰溶融施設	6.4t/24h×1炉 ※
着工	平成16年6月	
竣工	平成18年6月	
施設名称	田村東部環境センター	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣48-29	
敷地面積	8,544.26㎡	
施設規模	ごみ焼却施設 (機械化バッチ式焼却炉)	32.9t/9h(15.45t/9h×2 炉)
	粗大ごみ処理施設 (衝撃せん断回転式破砕機)	9t/5h×1系列
着工	平成6年7月	
竣工	平成8年3月	

※田村西部環境センターの灰溶融施設は、令和2年度で運転終了。

表 3. 1. 5-2 田村市の中間処理施設の概要

施設名称		田村市船引清掃センター
所在地		田村市船引町大倉字後田43
資源・不燃ごみ 処理施設	供用開始年月	昭和61年4月
	処理対象	金属類、ガラス類、不燃ごみ、粗大ごみ
	処理能力	選別：3 t / 日
保管施設	供用開始年月	昭和61年4月
	保管対象	びん、ペットボトル、古紙、危険ごみ
	屋内面積	1,082㎡
	屋外面積	8,340㎡

( t / 年 )

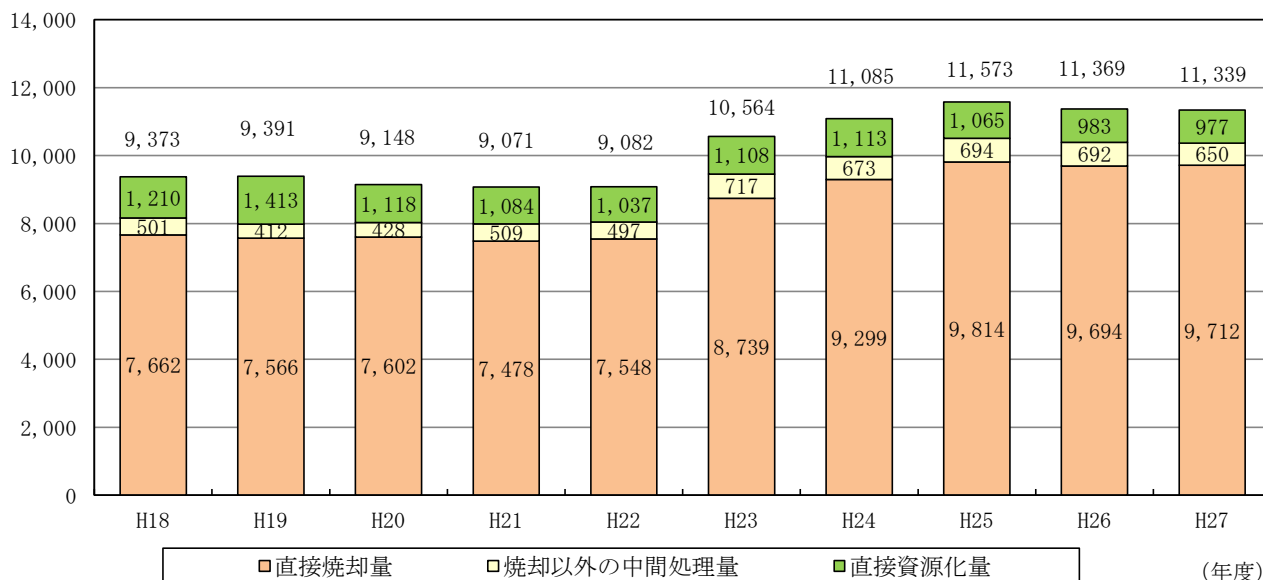


図 3. 1. 5-1 ごみ処理量の実績

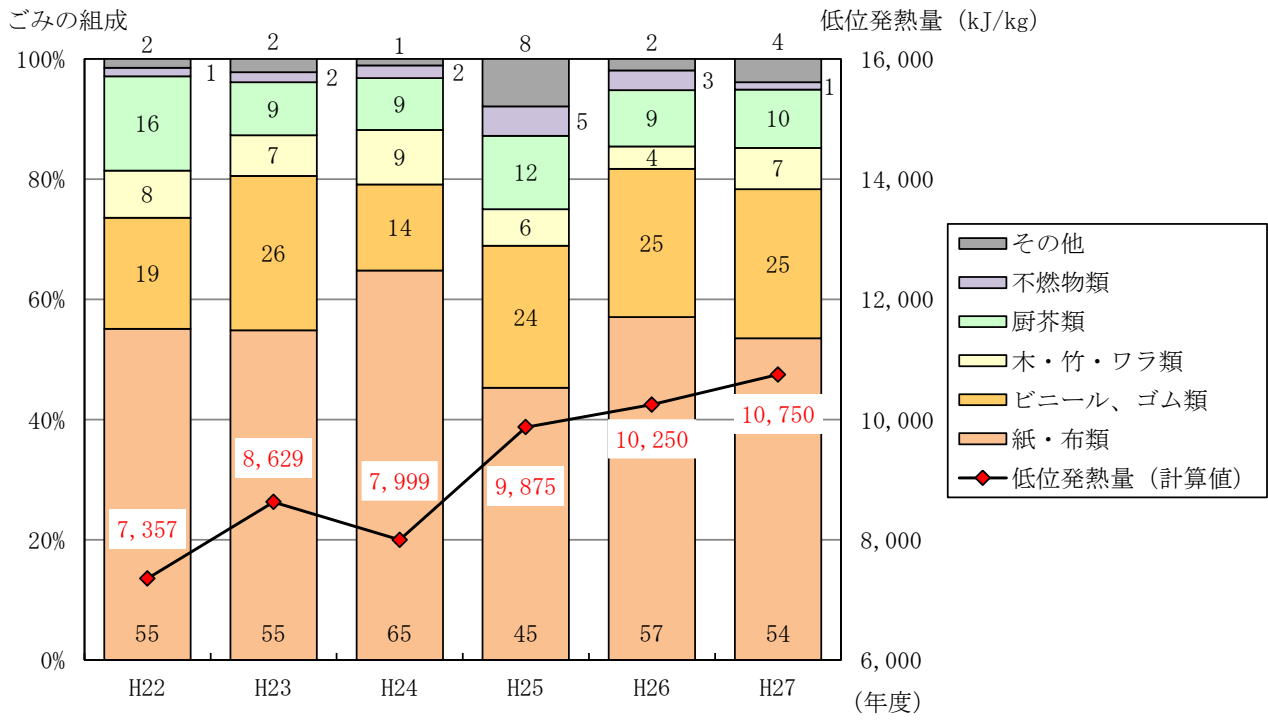


図 3. 1. 5-2 ごみの組成 (田村東部環境センター)

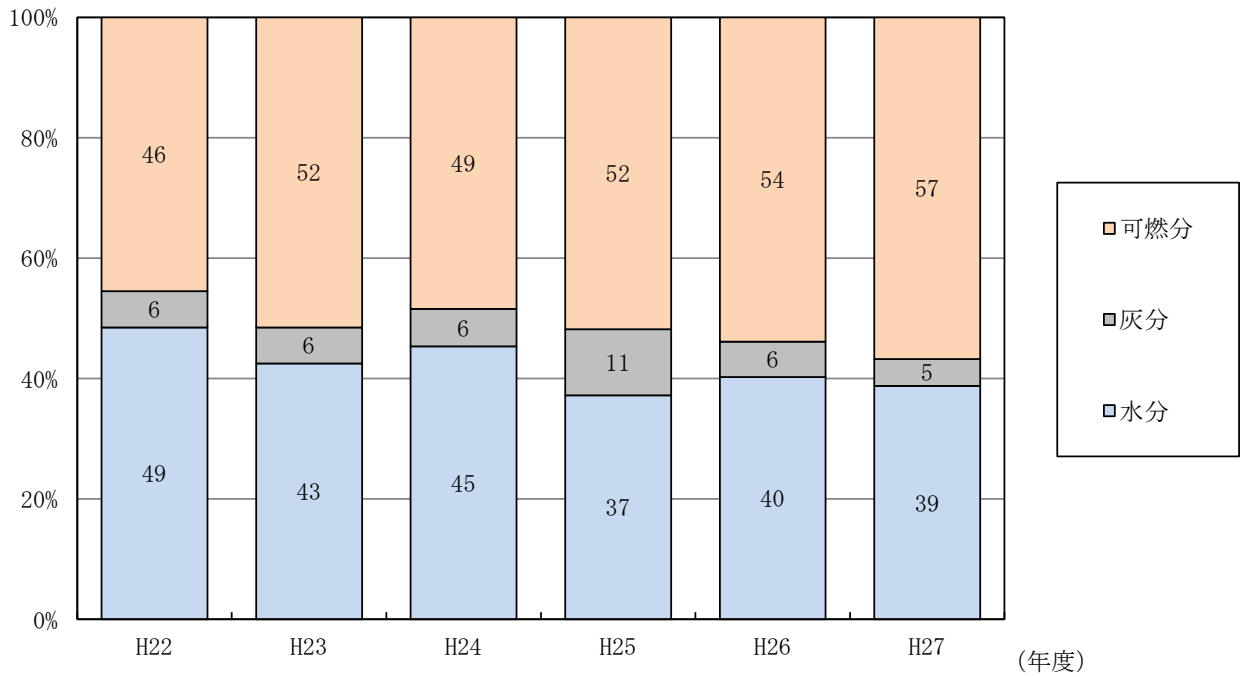


図 3. 1. 5-3 三成分 (田村東部環境センター)

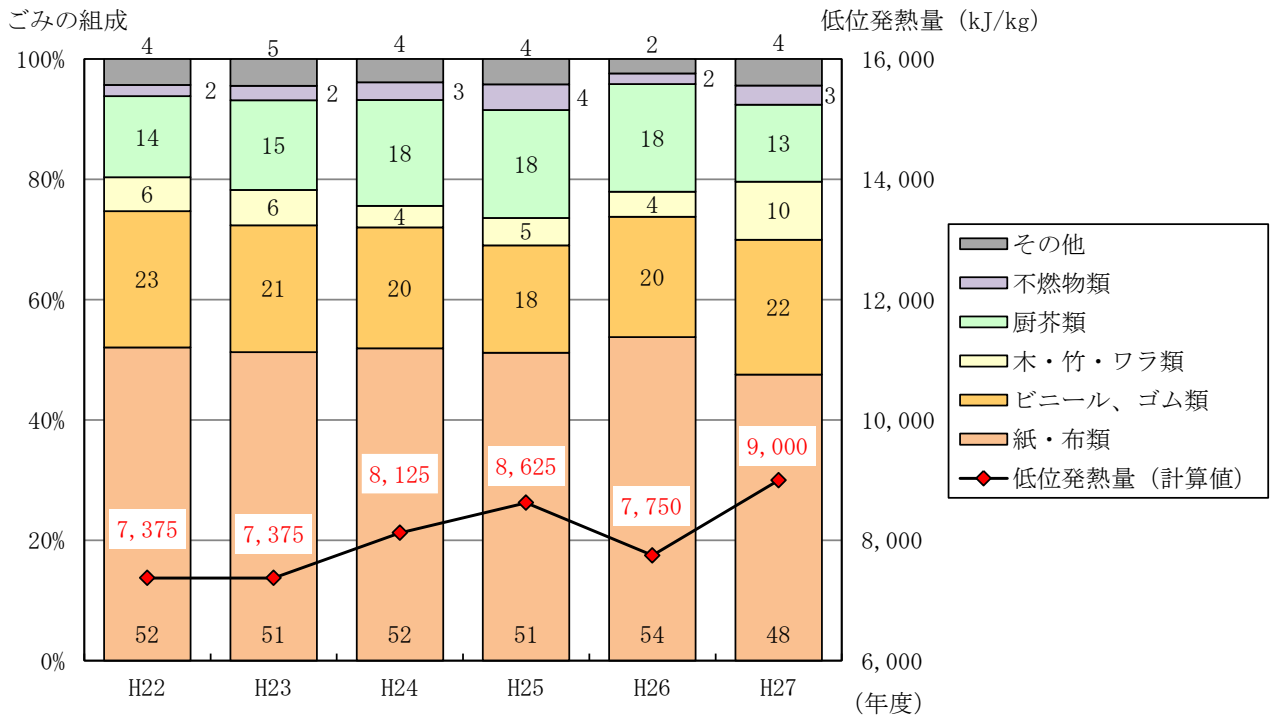


図 3. 1. 5-4 ごみの組成 (田村西部環境センター)

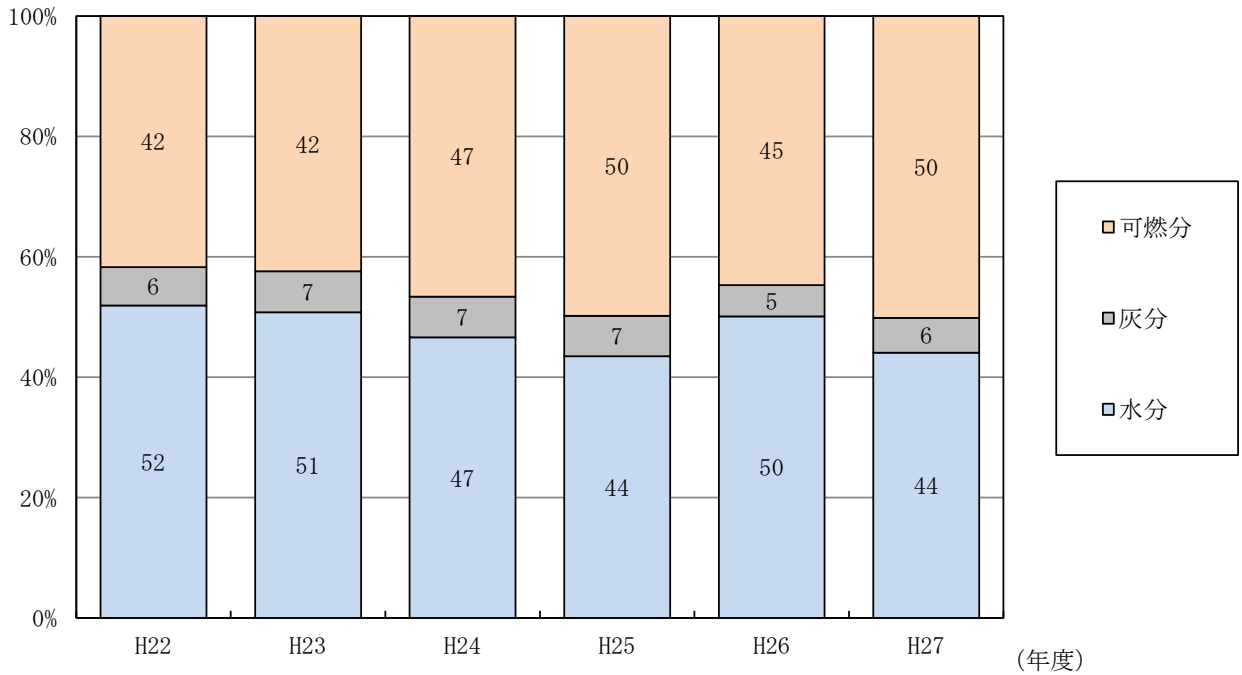


図 3. 1. 5-5 三成分 (田村西部環境センター)

## 6) 最終処分

最終処分場の施設概要を表 3.1.6-1～表 3.1.6-2に示します。

田村市船引一般廃棄物最終処分場への搬入は、汚泥、草、災害ごみとなっており、田村広域一般廃棄物最終処分場へは、組合の中間処理施設から発生する飛灰、不燃残渣等となっております。

最終処分量及び1人1日当たり最終処分量の推移を図 3.1.6-1～図 3.1.6-2に示します。平成 27 年度における最終処分量は年間 698 t で、1人1日当たり最終処分量は 49 g となっています。平成 26 年度における1人1日当たり最終処分量を全国及び福島県の平均値と比較すると、全国及び福島県平均を下回っています。

**表 3.1.6-1 最終処分場の概要（市）**

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田40	
施設規模	埋立面積	5,400㎡
	埋立容量	29,833㎡（最終覆土含む）
	水処理能力	43㎡／日
着工	昭和59年7月	
竣工	昭和60年2月	
備考	残容量（平成28年度末）	736㎡

**表 3.1.6-2 最終処分場の概要（組合）**

施設名称	田村広域一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入1-1	
施設規模	埋立面積	2,490㎡
	埋立容量	12,575㎡（最終覆土含む）
	水処理能力	3.3㎡／日
着工	平成18年1月	
竣工	平成19年3月	
備考	残容量（平成27年度末）	3,717㎡

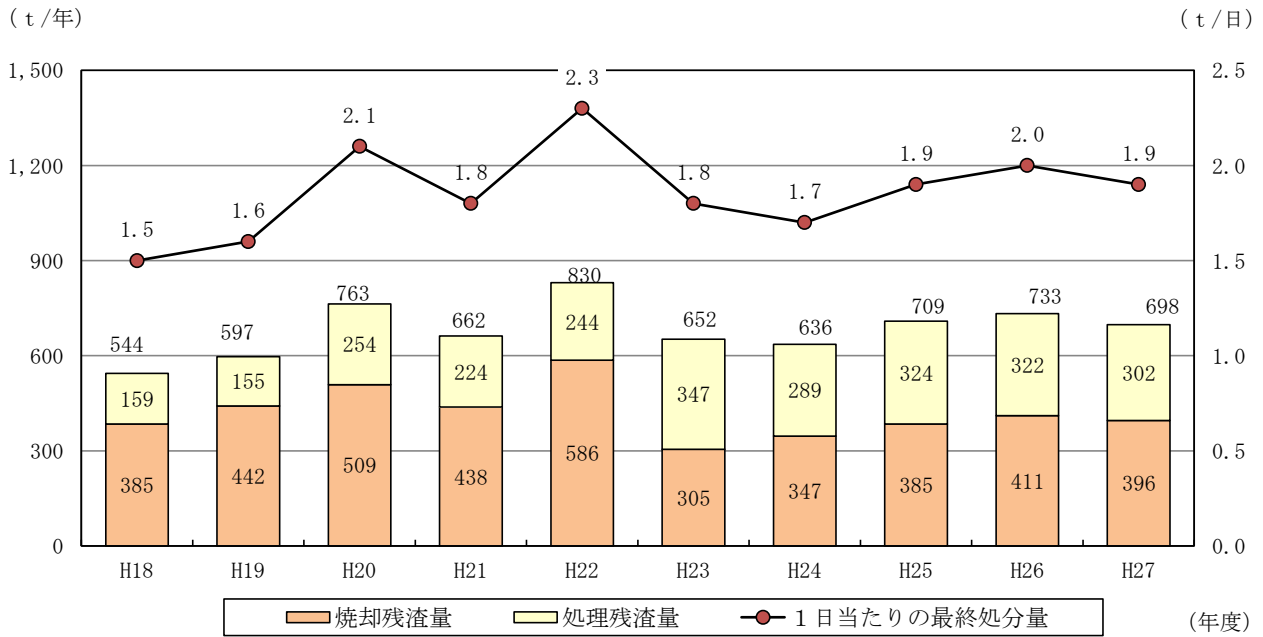


図 3. 1. 6-1 最終処分量の推移

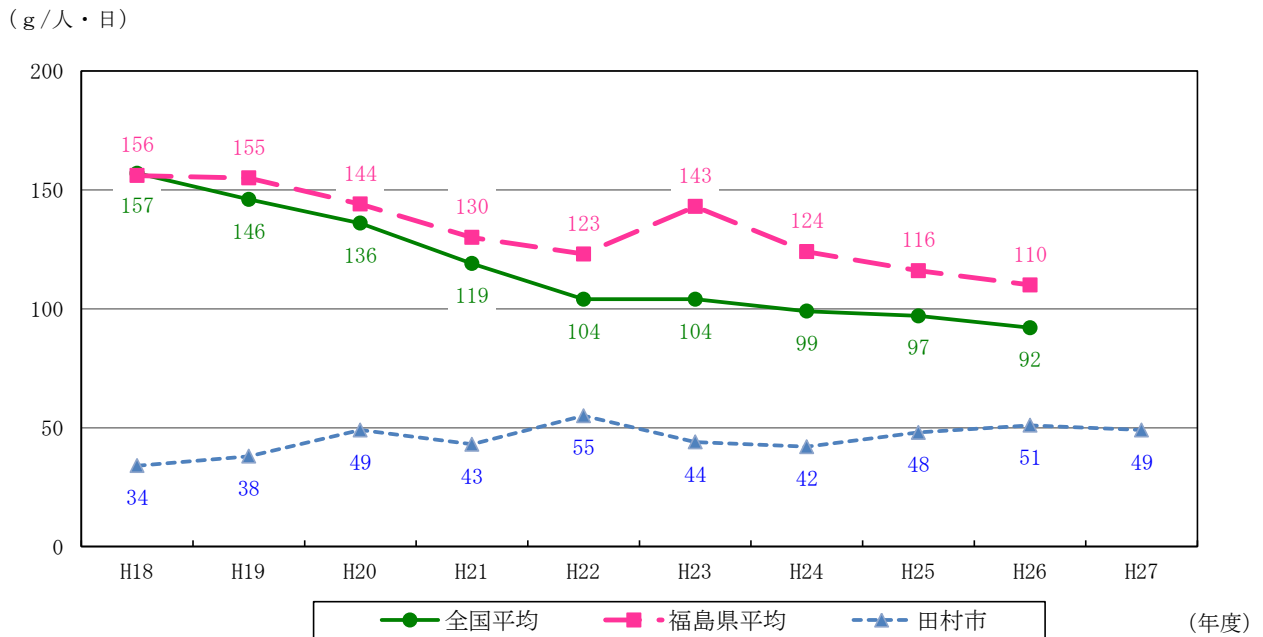


図 3. 1. 6-2 1人1日当たり最終処分量の比較



## 7) ごみ処理に関する経費

本市におけるごみ処理に関する経費の推移を図 3.1.7-1～図 3.1.7-2に示します。

平成 27 年度における 1 人当たりの経費は 13,154 円、ごみ 1 t 当たりの経費は 43,291 円となっております。

平成 26 年度における 1 人当たりの経費とごみ 1 t 当たりの経費は、全国平均を下回っているものの、福島県平均を上回っています。

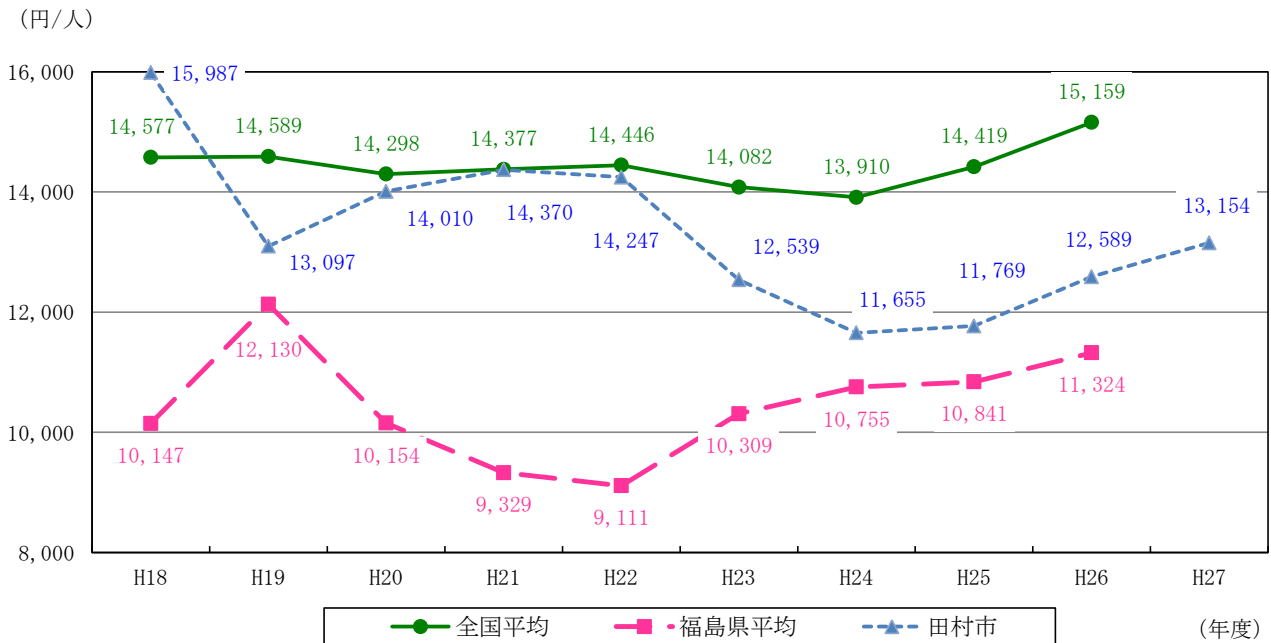


図 3.1.7-1 1人当たりの経費の推移（国・県との比較）

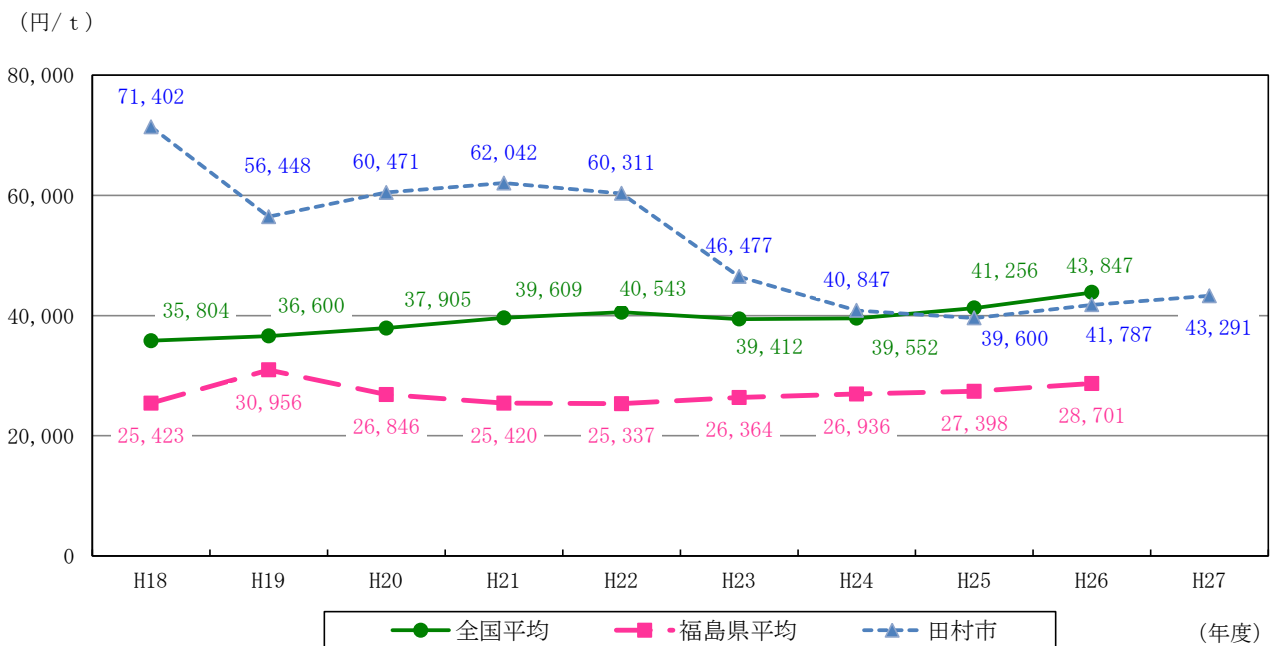


図 3.1.7-2 ごみ 1 t 当たりの経費の推移（国・県との比較）

## 2. ごみ処理の評価

### 1) 一般廃棄物処理システム指針

平成 28 年 9 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針（以下、「計画策定指針」という）」が改訂されました。

計画策定指針では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に当たっては、平成 19 年 6 月に策定された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下、「処理システム指針」という）」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」を有効に活用しながら策定していくことが望ましいとされています。

### 2) 分別収集区分の評価

処理システム指針の中では、分別収集区分が類型化されており、「分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあつては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。」とされています。

表 3.2.2-1 に、処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本市の適合状況を示します。現時点の本市の分別収集区分は類型Ⅱ～Ⅲに分類されていることから、小型家電の分別収集による類型Ⅲへの完全移行を検討していくことが望ましいと言えます。

表 3.2.2-1 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本市の適合状況

類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	本市の適合状況
① 資源回収する容器包装 ①-1 アル缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル	① 資源回収する容器包装 ①-1 アル缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	① 資源回収する容器包装 ①-1 アル缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	【 類型Ⅱ～Ⅲ相当 】 ① 資源回収する容器包装 ①-1 設定済 ①-2 設定済 ①-3 設定済 ①-4 設定済 ①-5 設定済
② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収含む）	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収含む）	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収含む）	② 設定済
		③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	③ 設定済（廃食用油）
		④ 小型家電	④ 未設定
⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）	⑤ 設定済
⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 設定済
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ 設定済（危険ごみ）
⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 設定済

### 3) 循環的利用・適正処分の評価

処理システム指針では分別区分と同様に、適正な循環的利用・適正処分の方法について、容器包装、資源ごみ、燃やすごみ等の分別収集の区分ごとに、複数の選択肢が示されており、その中から市町村において地域事情に応じた適切な方法を選択するものとなっています。

表 3.2.3-1に処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法に対する本市の状況を示します。

可燃ごみの焼却処理や残渣の埋立処分、資源ごみの処理などが適正循環利用・適正処分として該当しています。

なお、プラスチック製容器包装については、田村西部環境センターの灰溶融施設において燃料利用としておりましたが、令和2年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、引き続き外部処理による燃料利用を行いながら、循環的利用について検討を進めています。

また、将来的に処理システム指針で示す類型Ⅲに相当する分別収集区分を目指すためには、小型家電の循環的利用の方法について検討を進めていくことが必要となります。

表 3. 2. 3-1 処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法

分別収集区分	適正な循環的利用・適正処分の方法		本市における方法									
<p>①資源回収する容器包装</p> <p>①-1 アルミ缶・スチール缶</p> <p>①-2 ガラスびん</p> <p>①-3 ペットボトル</p> <p>①-4 プラスチック製容器包装</p> <p>①-5 紙製容器包装</p>	<p>素材別に排出原で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）こととなるため、分別の程度や混合収集する者の組合せに応じ、中間処理施設において遺物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。ガラスびんについてはリターナブルびんとそれ以外を分別・選別する。</p>		<p>・アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・容器包装リサイクル協会の引取等による再商品化</p> <p>・リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設で適正処分</p> <p>分別収集し選別後、回収業者へ売却。 （プラスチック製容器包装は分別収集し選別後、田村西部環境センター灰溶融施設で燃料利用。）</p>									
<p>②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）</p>	<p>排出原で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却</p>		<p>・回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p> <p>分別収集し、回収業者へ売却。</p>									
<p>③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="459 763 655 954">生ごみ</td> <td data-bbox="655 763 938 954"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料化</li> <li>・堆肥化</li> <li>・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 954 655 1021">廃食用油</td> <td data-bbox="655 954 938 1021"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1021 655 1066">剪定枝等木質ごみ</td> <td data-bbox="655 1021 938 1066"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化・チップ化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="459 1066 938 1178"> <p>排出原で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタン化</li> </ul> </td> </tr> </table>		生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料化</li> <li>・堆肥化</li> <li>・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある）</li> </ul>	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）</li> </ul>	剪定枝等木質ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化・チップ化</li> </ul>	<p>排出原で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタン化</li> </ul>		<p>・回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用</p> <p>・回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p> <p>廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料利用。</p>	
生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料化</li> <li>・堆肥化</li> <li>・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のものをメタン化することもある）</li> </ul>											
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）</li> </ul>											
剪定枝等木質ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥化・チップ化</li> </ul>											
<p>排出原で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタン化</li> </ul>												
<p>④小型家電</p>	<p>排出原で分別するか、又は他の区分と混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）</p>		<p>・認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化</p> <p>現段階では分別収集していない。</p>									
<p>⑤燃やすごみ</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="459 1323 655 1547" rowspan="4"> <p>ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）</p> </td> <td data-bbox="655 1323 687 1368">焼却</td> <td data-bbox="687 1323 938 1368">最終処分場で適正処分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1368 687 1413">灰</td> <td data-bbox="687 1368 938 1413">セメント原料化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1413 687 1458">灰</td> <td data-bbox="687 1413 938 1458">灰溶融しスラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1458 687 1547">ばいじん</td> <td data-bbox="687 1458 938 1547"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤等により安定化処理し最終処分</li> <li>・セメント原料化</li> <li>・山元還元</li> </ul> </td> </tr> </table>		<p>ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）</p>	焼却	最終処分場で適正処分	灰	セメント原料化	灰	灰溶融しスラグ化	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤等により安定化処理し最終処分</li> <li>・セメント原料化</li> <li>・山元還元</li> </ul>	<p>・焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。</p> <p>ごみ焼却施設にて焼却後、焼却残渣は最終処分場で適正処分している。</p>
<p>ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）</p>	焼却	最終処分場で適正処分										
	灰	セメント原料化										
	灰	灰溶融しスラグ化										
	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤等により安定化処理し最終処分</li> <li>・セメント原料化</li> <li>・山元還元</li> </ul>										
<p>⑥燃やさないごみ</p>	<p>金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理</p>		<p>・金属等の回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p> <p>リサイクル施設にて破砕・選別。</p>									
<p>⑦その他専用の処理のために分別するごみ</p>	<p>性状に見合った処理及び保管</p>		<p>・性状に見合った再生利用又は適正処分</p> <p>危険ごみを分別収集し、回収業者へ売却。</p>									
<p>⑧粗大ごみ</p>	<p>修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理</p>		<p>・修理等して再使用</p> <p>・金属等の回収業者等への売却等による再生利用</p> <p>・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分</p> <p>リサイクル施設にて破砕・選別。</p>									

#### 4) 一般廃棄物処理システムの評価

処理システム指針では、市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必要があるとされています。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を表 3.2.4-1に示します。

表 3.2.4-1 一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法	指数化の方法	指数の見方
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量	実績値÷平均値×100	指数が大きいほどエネルギー回収量は多くなる
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
防地球温暖化	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味)÷人口÷365日	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
サ公	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	アンケート調査等による評価	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する費用÷計画収集人口	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人当たり処理経費は少なくなる
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

※1エネルギー回収量：エネルギー回収量(所内・所外利用)[MJ]-施設での購入電力量[kWh]×3.6[MJ/kWh]-燃料の種類毎の消費量×燃料の種類毎の発熱量[MJ/単位]

※2温室効果ガス排出量：各過程(収集、中間処理、最終処分)における温室効果ガスの排出量[kg-CO<sub>2</sub>/年]

表 3.2.4-1の評価項目について、平成 26 年度における福島県の平均と田村市との比較結果を図 3.2.4-1に示します。

本計画では、表 3.2.4-1のうち、データの把握が可能な「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）」、「人口 1 人当たり年間処理経費」、「廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）」の 4 指標に、「人口 1 人 1 日当たり最終処分量」と「ごみ 1 t 当たりごみ処理経費」を加えた合計 6 指標について評価しています。

1 人 1 日当たりごみ排出量、1 人 1 日当たり最終処分量、最終処分率の 3 指標の値は、全国、福島県の平均と比較して低くなっています。一方、リサイクル率と 1 人当たりごみ処理経費、ごみ 1 t 当たり処理経費の 3 指標の値は、全国の平均より低く、福島県の平均よりは高くなっています。

以上から、ごみの減量化が進んでいるものの、更なる資源化や経費の削減に取り組んでいく必要があります。

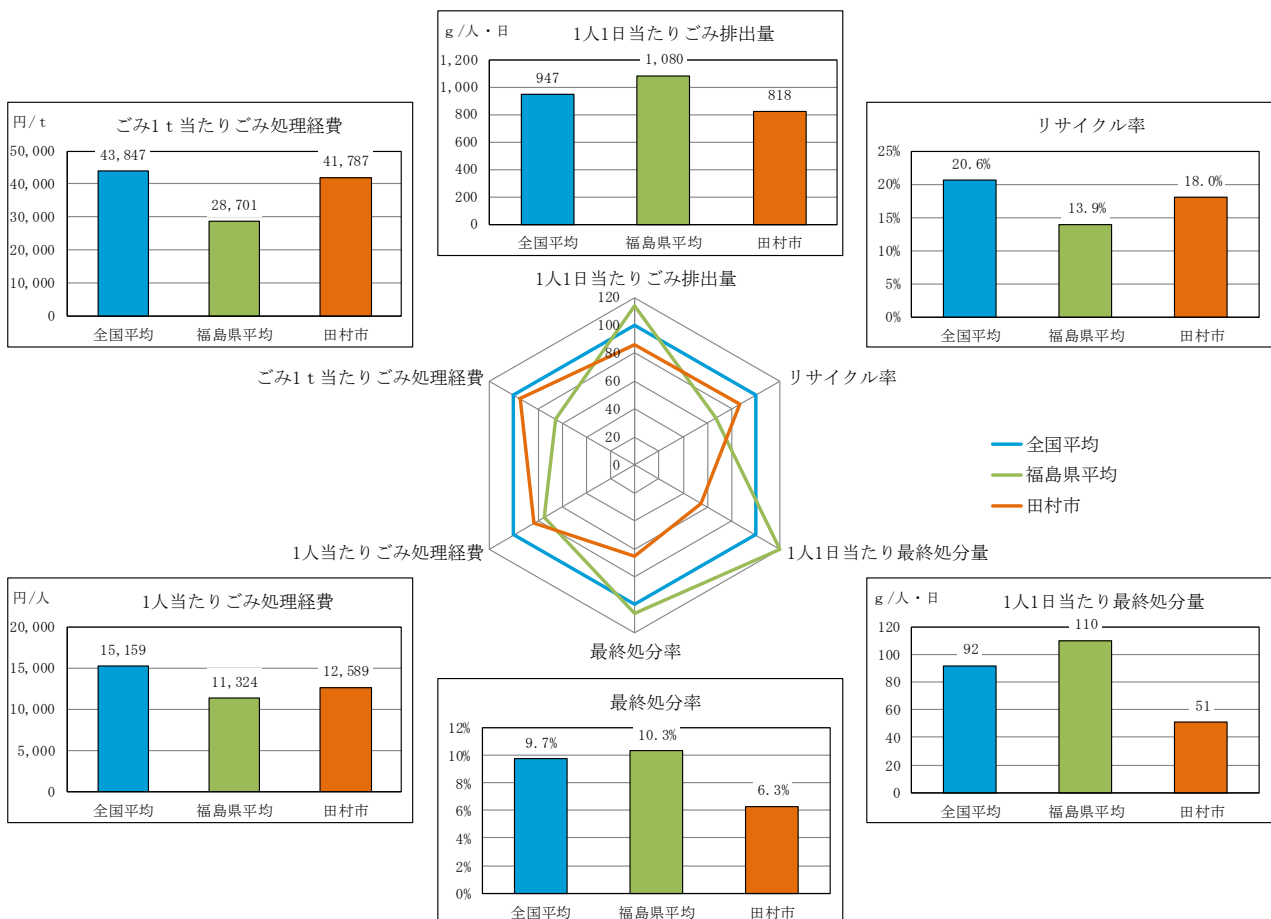


図 3.2.4-1 全国、福島県の平均との比較

## 5) 前回計画における目標の達成状況

前回計画における目標等の達成状況を表 3.2.5-1に示します。

表 3.2.5-1 前回計画の達成状況等

区分	前回計画における目標等	達成状況
ごみの減量化・資源化	中間目標年度（平成27年度）までに	平成27年度の実績
	・1人1日当たりごみ排出量 ：600 g /人・日以下	・1人1日当たりごみ排出量 ：833 g /人・日
	・リサイクル率：約26%以上	・リサイクル率：17.8%
	・最終処分量：630 t /年以下	・最終処分量：698 t /年
収集・運搬	本市一元化による分別・収集体制の整備	本市一元化を実施済みである。
中間処理	本市のリサイクル施設を整備し、地区により異なる処理体制の一元化	東日本大震災の影響から、リサイクル施設の整備は行われていない。
最終処分	・田村広域一般廃棄物最終処分場の延命化	現在、延命化の検討中。
	・船引一般廃棄物最終処分場の適正な管理	嵩上げ工事を実施し、延命化を図りつつ継続した適正管理を行っている。
廃止済ごみ処理施設の解体・閉鎖	旧焼却施設及び最終処分場の施設の解体・閉鎖	滝根一般廃棄物最終処分場、大越一般廃棄物最終処分場、ときわクリーンセンターの最終処分場は用途廃止済みである。

### 3. ごみ処理の課題

各段階におけるごみ処理上の課題を以下にとりまとめます。

#### 1) ごみの減量化・資源化

本市の生活系ごみ及び事業系ごみを含めた1人1日当たりごみ排出量は、平成27年度で833g/人・日（集団回収量含む）となっており、前回計画の目標（平成27年度：600g/人・日）を達成できていない状況となっています。さらにリサイクルにおいても、焼却灰をスラグにし、資源化を図っているものの、リサイクル率は減少傾向にあり、平成27年度で17.8%となっており、前回計画の目標（平成27年度：約26%）を下回っています。そのため、今後はより一層廃棄物の排出抑制を進め、さらに可燃ごみ及び不燃ごみに混入している資源物の分別を進めていく必要があります。

#### 2) 収集・運搬

本市における分別・収集・運搬は、全て本市が行っています。

今後は、住民サービスの向上のために、社会情勢や住民のライフスタイル、環境負荷等を踏まえ、適切な収集・運搬体制を確立していくことが必要です。

#### 3) 中間処理

本市におけるごみの焼却処理は、田村広域行政組合の田村東部環境センター及び田村西部環境センターにおいて行っておりますが、田村広域行政組合解散後は、本市に移管することが決定している田村東部環境センターへ焼却処理を集約します。集約にあたっては、現在の処理量を超えることから、施設整備計画の検討が必要となります。

また、船引清掃センター解体跡地に整備するリサイクル施設についても、今後の資源ごみ処理量の推移を見据え、適正な規模となるよう計画する必要があります。

#### 4) 最終処分

東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰を外部処理しているため、令和3年3月時点で田村広域一般廃棄物最終処分場へ搬入しているごみは、粗大ごみ・不燃ごみの不燃残渣のみとなっております。田村広域行政組合解散後は、本市に移管することが決定していることから、効率的な運営を検討する必要があります。

また、これまで灰溶融施設でスラグ化していた焼却灰は、令和2年度で灰溶融施設の運転終了に伴い、処理方法を検討する必要があります。

併せて、田村市船引一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正な管理を継続していく必要があります。

#### 5) 旧ごみ処理施設の解体の検討

本市合併前の町村で運営されていた焼却施設については、老朽化が著しく地震時倒壊などの危険性が考えられることから、計画的に解体・閉鎖を進めていく必要があります。



## 第4章 ごみ処理の将来予測

### 1. 予測の考え方

将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するため、計画対象区域内人口と計画ごみ量の予測を行います。予測に当たっては、「ごみ処理施設構造指針解説（構造指針）」において参考推計方法として記載されている回帰式による予測を主として用いるものとします。構造指針では、計画対象区域内人口の予測に関しては、過去10カ年度分のデータ、計画ごみ量の予測に関しては、過去5カ年度分のデータを用いることとなっています。

回帰式予測は、過去の実績をグラフにプロットしてその規則性を見出し、さらにその規則性により適合する傾向線を最小二乗法により算出する方法です。回帰式を採用する場合、原則として相関係数の最も高い式を採用することとします。

なお、計画対象区域内人口を予測する場合には、回帰式による方法のほか、本市の総合計画における推計人口を活用する方法もあります。

一方、ごみ量を予測する場合には、同じく回帰式による方法のほか、増加や減少の幅が著しく大きい式や、減少により値が“0”となるような実現性の低い式については、過去の実績との相関が認められないと判断し、別途過去5カ年度分の平均値や直近値を用いる方法もあります。

以上から、計画対象区域内人口及び計画ごみ量の予測に採用する回帰式等を以下に示します。

① 直線回帰式	$y = a x + b$	} 回帰式
② 分数回帰式	$y = a / x + b$	
③ ルート回帰式	$y = a x^{1/2} + b$	
④ 対数回帰式	$y = a \log x + b$	
⑤ べき乗回帰式	$y = a x^b$	
⑥ 指数回帰式	$y = a b^x$	
⑦ 田村市総合計画	本市公表の推計人口を採用する	} その他
⑧ 直近推移式	直近実績値が継続する	
⑨ 実績平均式	過去5カ年度分実績の平均値が継続する	

相関係数については、下記の一般値を根拠に、過去の実績との相関が認められないものと判断します。

【 $0 \leq  r  < 0.2$ 】	: 殆ど相関がない
【 $0.2 \leq  r  < 0.4$ 】	: やや相関がある
【 $0.4 \leq  r  < 0.7$ 】	: かなり相関がある
【 $0.7 \leq  r  \leq 1$ 】	: 強い相関がある

ここで、ごみ量の回帰式については、以下の方針に基づいて式を選定します。

～ ごみ量における回帰式採用方針 ～

- a) 相関係数の中でも一般的に【強い相関がある】と判断される相関係数 0.7 以上のもののみを選定する。
- b) 実情を考慮して、増加が最新年度値の倍近くかそれ以上、または減少が半分近くか 0 になるなどの式は採用せず、現実性を考慮して選定する。
- c) 各式が上記 a), b) を満たさない場合は、**実績平均式**を採用する。

なお、人口については現実性を勘案しつつ相関係数による判断を行います。回帰式推計の性質上、実績値と理想値に誤差が発生することは回避できません。

現実問題として人口増加（または減少）していたものが急遽減少（または増加）することは考えにくい。ため、誤差の補正を 5 ヶ年間かけて行い、回帰式の理想値に擦り合わせるものとします。

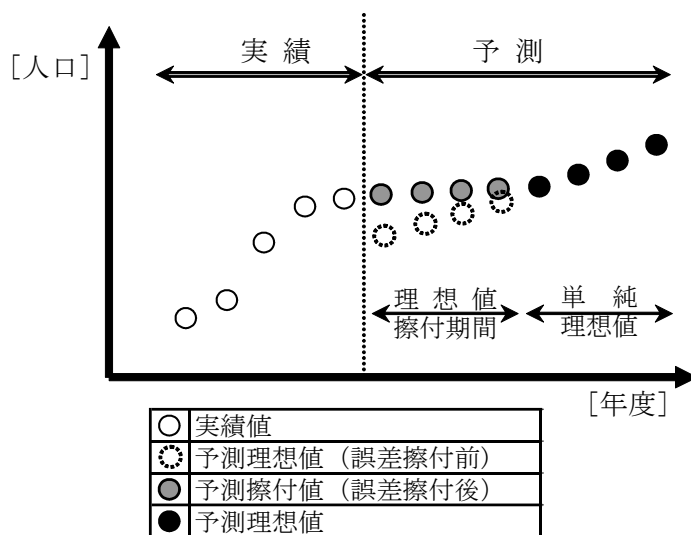


図 4. 1. 1-1 回帰式補正モデル

## 2. 計画対象区域内人口の予測

### 1) 計画対象区域内人口の推移

計画対象区域内人口の予測は、各年度末の住民基本台帳人口をベースとして行います。表 4.2.1-1及び図 4.2.1-1に、過去 10 ヶ年の計画対象区域内人口の推移を示します。

表 4.2.1-1 計画対象区域内人口の推移

単位：人

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	43,935	43,469	42,950	42,459	41,487	40,775	40,427	39,806	39,305	38,686

(各年度末住民基本台帳人口)

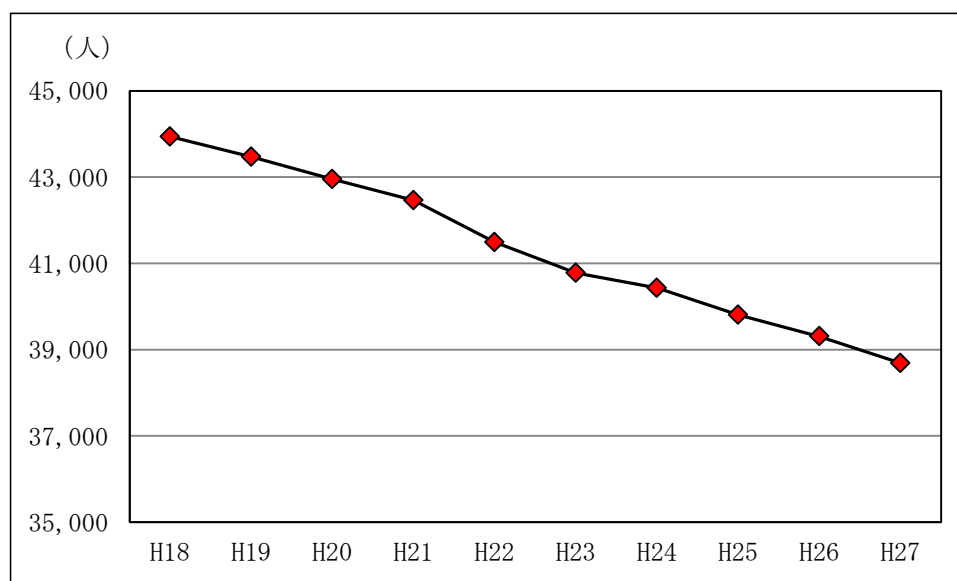


図 4.2.1-1 計画対象区域内人口の推移

### 2) 計画対象区域内人口の予測結果

回帰式による予測結果及び田村市総合計画における推計人口を表 4.2.2-1及び図 4.2.2-1に示します。

6種類の回帰式の中で、分数式以外の全ての回帰式の相関係数が 0.9 以上であり、強い相関があるという結果になりました。

一方、田村市総合計画における推計人口は、6種類全ての回帰式を下回る位置で推移しております。

回帰式による予測は過去 10 年の実績値の推移のみに基づく推計値ですが、田村市総合計画の予測は過去の推移だけでなく、出生数や移動数（転出入）を考慮した市独自推計によるものです。

従って、本計画における将来の計画対象区域人口としては、本市の最上位計画である田村市総合計画の推計人口を採用することとします。

また、本市においては、東日本大震災以降、流入人口が増加していることに伴い、将来人口の推計に際しては、東日本大震災に伴う特殊要因として、流入人口を考慮した推計を行います。

表 4. 2. 2-1 計画対象区域内人口の予測結果

年度	年目	実績							(単位：人)
H18	1	43,935							
H19	2	43,639							
H20	3	42,950							
H21	4	42,459							
H22	5	41,487	直線式	$y = -599.49696x + 44627.1333$					
H23	6	40,775	分数式	$y = 5242.28365(1/x) + 39794.4517$					
H24	7	40,427	ルート式	$y = -2534.0468(x) + 47023.467$					
H25	8	39,806	対数式	$y = -2352.4715(\text{LN}x) + 44883.1701$					
H26	9	39,305	べき乗式	$y = 44983.9497 \times (x^{0.0566674})$					
H27	10	38,686	指数式	$y = 44724.8706 \times (0.98559264^x)$					
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	総合計画	
H28	11	38,087	38,638	38,295	38,462	38,473	38,129	36,483	
H29	12	37,474	39,007	38,002	38,452	38,479	37,579	35,809	
H30	13	36,861	39,381	37,725	38,459	38,501	37,037	35,135	
R元	14	36,248	39,761	37,641	38,480	38,537	36,502	34,462	
R2	15	35,635	40,144	37,209	38,513	38,584	35,976	33,811	
R3	16	35,035	40,122	36,887	38,361	38,444	35,458	33,160	
R4	17	34,436	40,103	36,575	38,218	38,312	34,947	32,509	
R5	18	33,836	40,086	36,272	38,084	38,188	34,443	31,858	
R6	19	33,237	40,070	35,978	37,956	38,071	33,947	31,203	
R7	20	32,637	40,057	35,691	37,836	37,960	33,458	30,589	
R8	21	32,038	40,044	35,411	37,721	37,856	32,976	29,975	
R9	22	31,438	40,033	35,138	37,612	37,756	32,501	29,361	
R10	23	30,839	40,022	34,871	37,507	37,661	32,032	28,747	
R11	24	30,239	40,013	34,609	37,407	37,570	31,571	28,133	
R12	25	29,640	40,004	34,353	37,311	37,483	31,116	27,548	
相関係数(r)		0.9971	0.7985	0.9863	0.9473	0.9428	0.9973	-	
r(順位)		2	6	3	4	5	1	-	

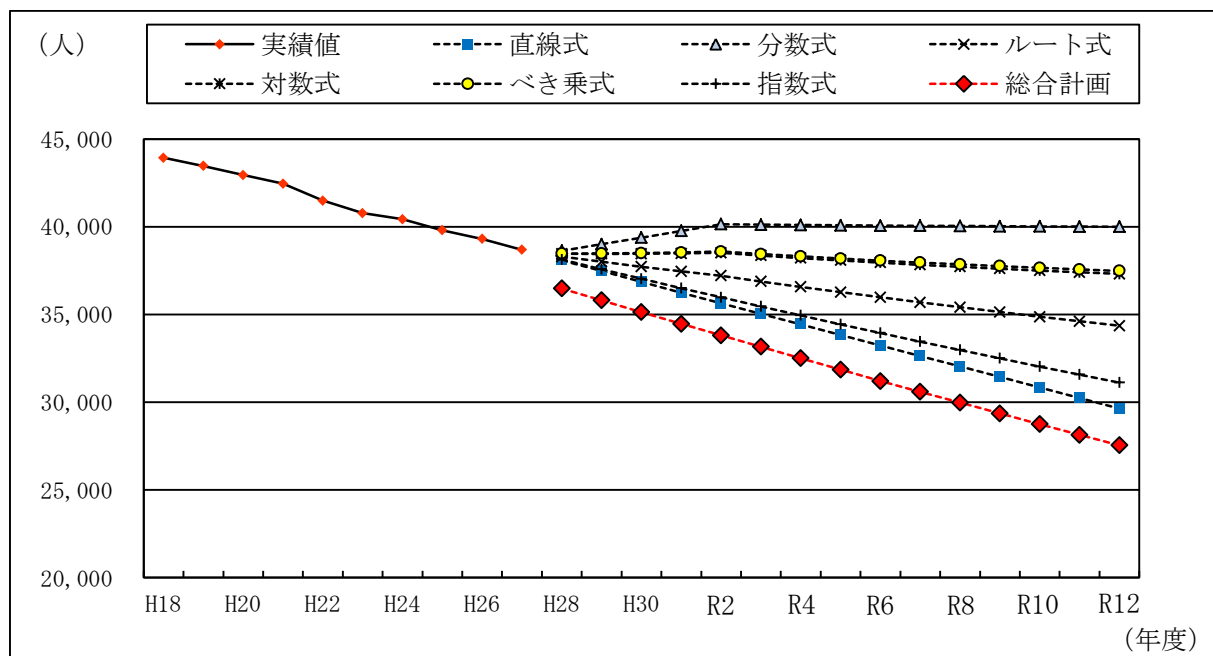


図 4. 2. 2-1 計画対象区域内人口の予測結果

### 3. 計画ごみ排出量・処理量の予測

#### 1) 予測方法

計画ごみ排出量の予測に当たっては、主に一般家庭から排出される「生活系ごみ」と、主に事業所から排出される「事業系ごみ」の2つに分類し、それぞれの排出原単位を推計した上で算出するものとします。

#### (1) 生活系ごみ

生活系ごみ量の予測に当たっては、排出原単位（1人1日当たりのごみ排出量）を算出し、その将来推計値を求め、将来人口予測値と年間日数を乗じることによって年間排出量を算出します。排出原単位及び年間排出量は以下の式により算出します。

$$\begin{aligned} & \text{【生活系ごみ排出原単位 (g/人・日)】} \\ & \quad = \frac{\text{年間生活系収集ごみ量 (t)} \div \text{人口 (人)} \div 365 \text{ (日)}}{1,000,000 \text{ (g/t)}} \\ & \text{【生活系ごみ年間排出量 (t/年)】} \\ & \quad = \frac{\text{生活系ごみ排出原単位 (g/人・日)} \times \text{人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}}{1,000,000 \text{ (g/t)}} \end{aligned}$$

なお、年間排出量を算出後、実績の構成割合によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、集団回収に再配分します。

#### (2) 事業系ごみ

事業系ごみ量の予測についても、生活系ごみと同様に排出原単位（1人1日当たりのごみ排出量）を算出し、推計を行います。排出原単位及び年間日排出量は以下の式により算出します。

$$\begin{aligned} & \text{【事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)】} \\ & \quad = \frac{\text{年間事業系収集ごみ量 (t)} \div \text{人口 (人)} \div 365 \text{ (日)}}{1,000,000 \text{ (g/t)}} \\ & \text{【事業系ごみ年間排出量 (t/年)】} \\ & \quad = \frac{\text{事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)} \times \text{人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}}{1,000,000 \text{ (g/t)}} \end{aligned}$$

事業系ごみについても生活系ごみと同様に、年間排出量を算出後、実績の構成割合によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに再配分します。

## 2) 予測フロー

予測方法の内容を図示すると、図 4.3.2-1に示すとおりです。

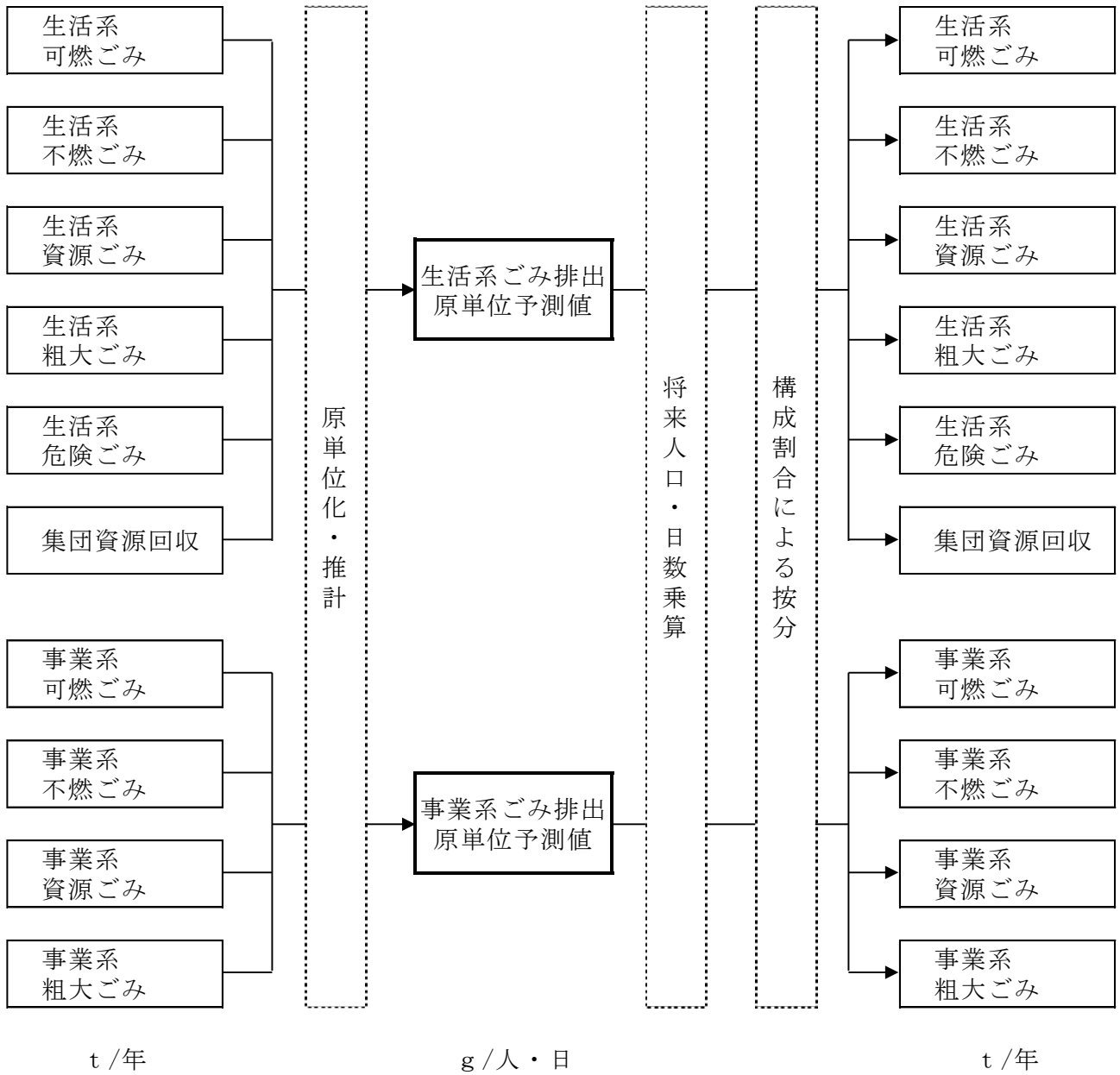


図 4.3.2-1 ごみ処理予測フロー

### 3) ごみ排出量の実績

過去5ヵ年度（平成23～27年度）におけるごみ排出量実績について、生活系ごみと事業系ごみに分類した結果を表4.3.3-1に示します。

表4.3.3-1 ごみ排出量実績

区分	単位	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ（集団回収含む）	t/年	7,884	8,187	8,355	8,362	8,381
可燃ごみ	t/年	5,624	6,048	6,245	6,269	6,367
不燃ごみ	t/年	560	449	443	441	424
資源ごみ	t/年	1,223	1,205	1,194	1,127	1,066
危険ごみ	t/年	20	18	16	15	19
粗大ごみ	t/年	121	127	119	158	159
集団回収	t/年	336	340	338	352	346
生活系ごみ原単位※	g/人・日	519	541	549	558	572
事業系ごみ	t/年	3,117	3,348	3,475	3,479	3,374
可燃ごみ	t/年	3,022	3,251	3,385	3,393	3,285
不燃ごみ	t/年	56	48	53	59	62
資源ごみ	t/年	11	7	5	4	3
粗大ごみ	t/年	28	42	32	23	24
事業系ごみ原単位※	g/人・日	205	221	228	232	230

※東日本大震災に伴う特殊要因等を考慮した1人1日当たりのごみ排出量。

#### 4) 生活系ごみ排出原単位の予測

過去5カ年の生活系ごみ排出原単位実績に基づく予測結果を表4.3.4-1及び図4.3.4-1に示します。

全ての回帰式の相関係数が0.9以上と高い値を示しています。本計画では、その中で最も相関係数の高いルート式を採用します。

表4.3.4-1 生活系ごみ排出原単位の予測結果

年度	年目	実績	直線式 $y=12.3x+510.9$ (単位:人)							実績平均
H23	1	519	分数式 $y=-57.996304(1/x)+574.284978$							
H24	2	541	ルート式 $y=40.2983407(\sqrt{x})+480.241182$							
H25	3	549	対数式 $y=30.7606763(\text{LN}x)+518.346703$							
H26	4	558	べき乗式 $y=518.636016 \times (x^{0.05658661})$							
H27	5	572	指数式 $y=511.711475 \times (1.02279695^x)$							
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	直近推移	実績平均	
H28	6	585	565	579	573	574	586	572	548	
H29	7	597	566	587	578	579	599	572	548	
H30	8	609	567	594	582	583	613	572	548	
R1	9	622	568	601	586	587	627	572	548	
R2	10	634	568	608	589	591	641	572	548	
R3	11	646	569	614	592	594	656	572	548	
R4	12	659	569	620	595	597	671	572	548	
R5	13	671	570	626	597	600	686	572	548	
R6	14	683	570	631	600	602	702	572	548	
R7	15	695	570	636	602	605	718	572	548	
R8	16	708	571	641	604	607	734	572	548	
R9	17	720	571	646	605	609	751	572	548	
R10	18	732	571	651	607	611	768	572	548	
R11	19	745	571	656	609	613	785	572	548	
R12	20	757	571	660	610	614	803	572	548	
相関係数(r)		0.9826	0.9506	0.9909	0.9877	0.9893	0.9805	-	-	
r(順位)		4	6	1	3	2	5	-	-	

※東日本大震災に伴う特殊要因等を考慮した1人1日当たりの生活系ごみ排出量。

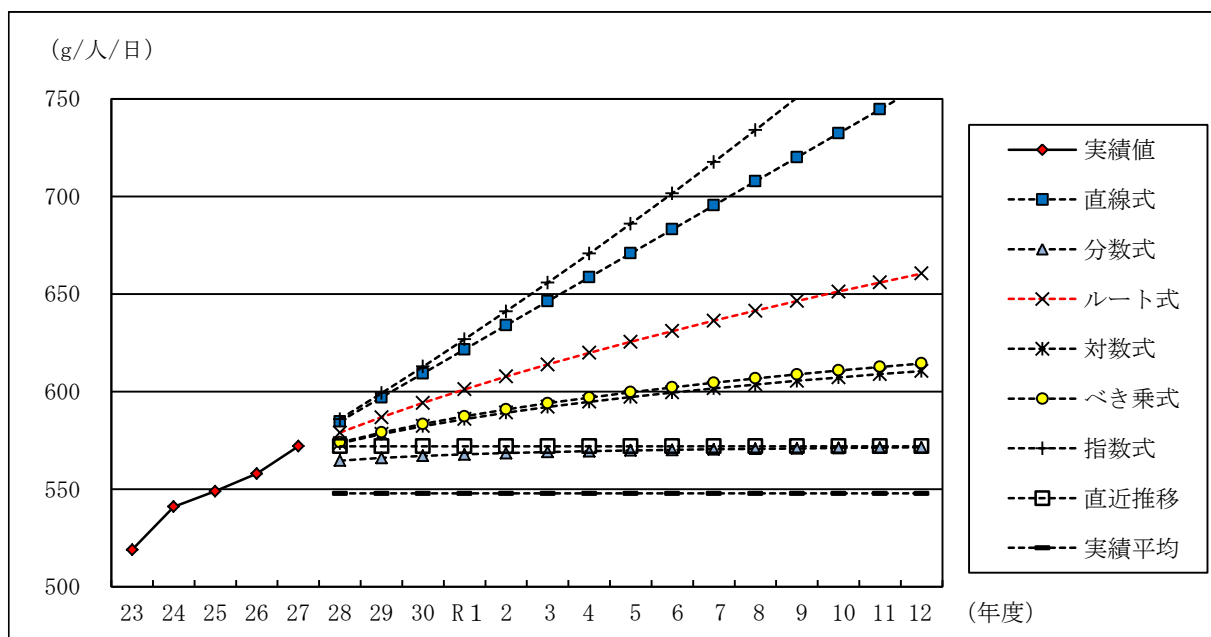


図4.3.4-1 生活系ごみ排出原単位の予測結果



### 5) 事業系ごみ排出原単位の予測

過去5カ年の事業系ごみ排出原単位実績に基づく予測結果を表4.3.5-1及び図4.3.5-1に示します。

全ての回帰式の相関係数が0.8以上と高い値を示しています。本計画では、その中で最も相関係数の高い分数式を採用します。

表4.3.5-1 事業系ごみ排出原単位の予測結果

年度	年目	実績	(単位：g/人/日)							
H23	1	205	直線式 $y=6.1x+204.9$							
H24	2	221	分数式 $y=-33.595564(1/x)+238.541974$							
H25	3	228	ルート式 $y=20.9097622(\sqrt{x})+188.145484$							
H26	4	232	対数式 $y=16.6463427(\text{LN}x)+207.261154$							
H27	5	230	べき乗式 $y=207.273693 \times (x^{0.07626842})$							
			指数式 $y=205.090839 \times (1.02826337^x)$							
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	直近推移	実績平均	
H28	6	242	233	239	237	238	242	230	223	
H29	7	248	234	243	240	240	249	230	223	
H30	8	254	234	247	242	243	256	230	223	
R1	9	260	235	251	244	245	264	230	223	
R2	10	266	235	254	246	247	271	230	223	
R3	11	272	235	257	247	249	279	230	223	
R4	12	278	236	261	249	251	287	230	223	
R5	13	284	236	264	250	252	295	230	223	
R6	14	290	236	266	251	253	303	230	223	
R7	15	296	236	269	252	255	312	230	223	
R8	16	303	236	272	253	256	320	230	223	
R9	17	309	237	274	254	257	329	230	223	
R10	18	315	237	277	255	258	339	230	223	
R11	19	321	237	279	256	259	348	230	223	
R12	20	327	237	282	257	260	358	230	223	
相関係数(r)		0.8779	0.9919	0.9262	0.9629	0.9609	0.8737	-	-	
r(順位)		5	1	4	2	3	6	-	-	

※東日本大震災に伴う特殊要因等を考慮した1人1日当たりの事業系ごみ排出量。

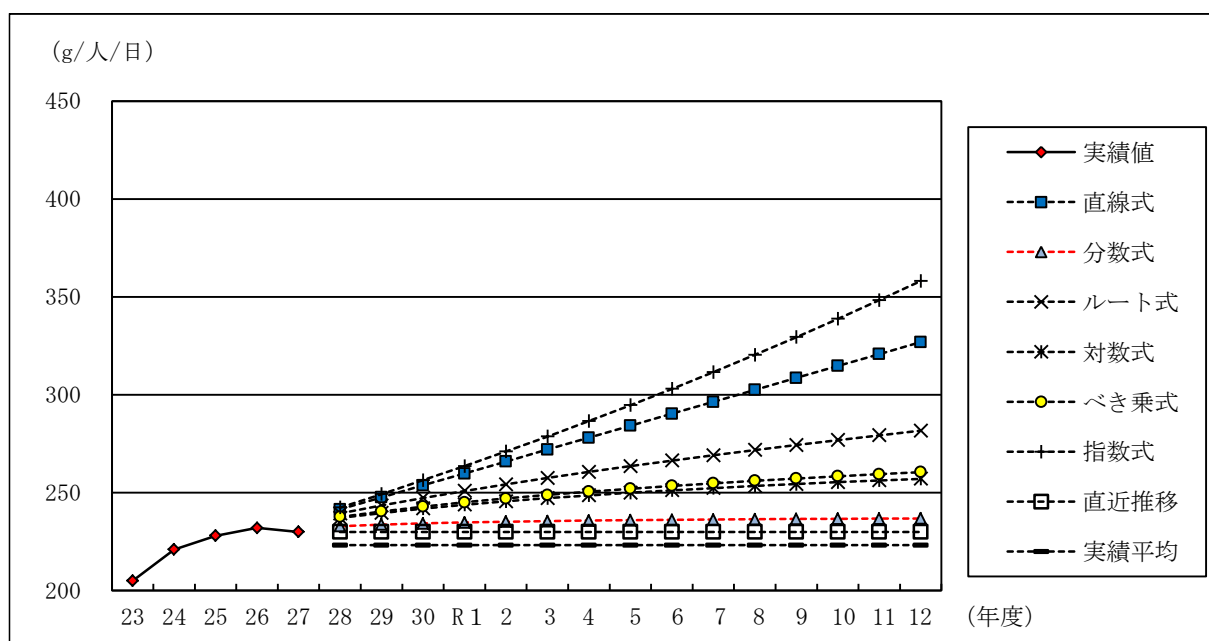


図4.3.5-1 事業系ごみ排出原単位の予測結果

## 6) 計画ごみ処理・処分量の推計方法

### (1) 生活系ごみ、事業系ごみの内訳

前段では生活系ごみ、事業系ごみの2種類の排出原単位の予測を行いました。

将来の可燃ごみや不燃ごみ等のそれぞれの内訳については、実績の構成比率に基づき、再配分します。各構成比率は、過去5ヵ年（平成23～27年度）における実績値の平均値を設定値とします。

表4.3.6-1に本市の各構成比率の推移を示します。

表4.3.6-1 各構成比率の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	平均
生活系ごみ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
可燃ごみ	71.3%	73.9%	74.7%	75.0%	76.0%	<b>74.2%</b>
不燃ごみ	7.1%	5.5%	5.3%	5.3%	5.1%	<b>5.6%</b>
資源ごみ	15.5%	14.7%	14.3%	13.5%	12.7%	<b>14.1%</b>
粗大ごみ	1.5%	1.6%	1.4%	1.9%	1.9%	<b>1.7%</b>
危険ごみ	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	<b>0.2%</b>
集団回収	4.3%	4.2%	4.0%	4.2%	4.1%	<b>4.2%</b>
事業系ごみ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
可燃ごみ	97.0%	97.1%	97.4%	97.5%	97.4%	<b>97.3%</b>
不燃ごみ	1.8%	1.4%	1.5%	1.7%	1.8%	<b>1.7%</b>
資源ごみ	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	<b>0.2%</b>
粗大ごみ	0.9%	1.3%	0.9%	0.7%	0.7%	<b>0.9%</b>

### (2) 焼却処理量

焼却処理量は、生活系及び事業系の可燃ごみと、不燃ごみや粗大ごみを破碎・選別処理した後に発生する可燃残渣とします。

将来の焼却処理後の残渣等発生率（焼却残渣及び熔融スラグの発生割合）については、過去5ヵ年（平成23～27年度）における実績値の平均値を設定値とします。

表4.3.6-2に本市における焼却処理量及び残渣発生量の推移を示します。

表4.3.6-2 焼却処理量及び残渣発生量の推移

	単位	H23	H24	H25	H26	H27	平均
焼却処理量（田村市分）	t/年	8,833	9,404	9,872	9,769	9,787	9,533
焼却処理後量（田村市分）	t/年	805	838	900	894	884	864
焼却残渣量	t/年	305	347	385	411	396	369
熔融スラグ量	t/年	500	491	515	483	488	495
焼却残渣発生率	%	3.5%	3.7%	3.9%	4.2%	4.0%	<b>3.9%</b>
熔融スラグ発生率	%	5.7%	5.2%	5.2%	4.9%	5.0%	<b>5.2%</b>

### (3) 破碎・選別処理量

生活系及び事業系の不燃ごみと粗大ごみは破碎・選別処理され、可燃残渣、不燃残渣、資源物（金属類等）に分別されます。

将来の破碎・選別処理後の残渣等発生率については、過去5ヵ年（平成23～27年度）における各搬出量実績の構成比率の平均値を設定値とします。

表4.3.6-3に各搬出量の推移を示します。

表4.3.6-3 可燃残渣、不燃残渣、資源物搬出量の推移

	単位	H23	H24	H25	H26	H27	平均
処理後搬出量	t/年	571	521	598	611	573	575
可燃残渣量	t/年	94	105	58	75	78	82
不燃残渣量	t/年	347	289	324	322	302	317
金属類量	t/年	130	127	216	214	193	176
可燃残渣発生率	%	16.5%	20.2%	9.7%	12.3%	13.6%	<b>14.3%</b>
不燃残渣発生率	%	60.8%	55.5%	54.2%	52.7%	52.7%	<b>55.1%</b>
金属類発生率	%	22.8%	24.4%	36.1%	35.0%	33.7%	<b>30.6%</b>

### (4) 埋立容量

最終処分場では、焼却処理後に発生する焼却残渣と破碎・選別処理後に発生する不燃残渣が埋立処分されますが、前段までで検討している計画ごみ量は重量（t）で推計されているため、埋立容量の推計に当たって体積（m<sup>3</sup>）に換算する必要があります。

本計画で使用する体積換算係数については、平成28年3月の田村広域一般廃棄物最終処分場における測量結果に基づき、以下のように設定します。

なお、覆土量については、埋立廃棄物量の1/3として推計します。

焼却残渣	: 0.85 m <sup>3</sup> /t
不燃残渣	: 0.81 m <sup>3</sup> /t
覆土	: 0.55 m <sup>3</sup> /t

### 7) 将来の見通し

以上の条件を踏まえた計画ごみ排出・処理量の推計結果を表4.3.7-1に示します。



## 4. 減量化・資源化・最終処分量の目標設定

前項で行ったごみ排出量等の推計は、あくまで過去の動態に基づいた単純予測による推計結果であり、ごみ減量化及び資源化の施策等の効果については考慮していません。

本項では、上位計画である国、県の定める目標や本市総合計画の目標を基に、本市における減量化・資源化・最終処分量の目標値を設定します。

### 1) 上位計画における目標値

#### (1) 国の目標

平成 28 年 1 月 21 日公表の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第 34 号）」に示された令和 12 年度における目標は、表 4.4.1-1のとおりです。

表 4.4.1-1 国の目標

指 標	令和 12 年度における目標値
総排出量	平成 24 年度比で約 12%削減
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	500 g / 人・日
リサイクル率	約 27%（平成 24 年度では約 21%）
最終処分量	平成 24 年度比で約 14%削減

#### (2) 県の目標

福島県廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）に示された令和 12 年度における目標は表 4.4.1-2のとおりです。

表 4.4.1-2 福島県の目標

指 標	基準年度 (平成 22 年度)	目標年度 (令和 12 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	985 g / 人・日	935 g / 人・日
リサイクル率	14.2%	21.0%
1 日当たりの最終処分量	251 t / 日	200 t / 日

(3) 田村市総合計画の目標

田村市総合計画（平成 27 年 2 月）に示された令和 3 年度における目標は表 4. 4. 1-3のとおりです。

表 4. 4. 1-3 田村市総合計画の目標

指 標	基本構想策定時 (平成 17 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (令和 3 年度)
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	560 g / 人・日	797 g / 人・日	600 g / 人・日
リサイクル率	19.0%	20.3%	28.6%以上

## 2) 本計画における目標値の設定

上位計画の目標を踏まえ、本計画における目標値を設定します。

### (1) 減量化の目標設定

本市の1人1日当たりのごみ排出量の推移は平成23年度以降増加傾向にあるものの、平成27年度における実績値は833gであり、福島県の掲げる令和2年度目標935gを既に100gほど下回っている状況にあります。

そのため本計画においてはさらなる減量化を目指すため、田村市総合計画の減量目標に基づき、令和12年度において1人1日当たりのごみ排出量を600g/人・日とすることを目標値として設定します。

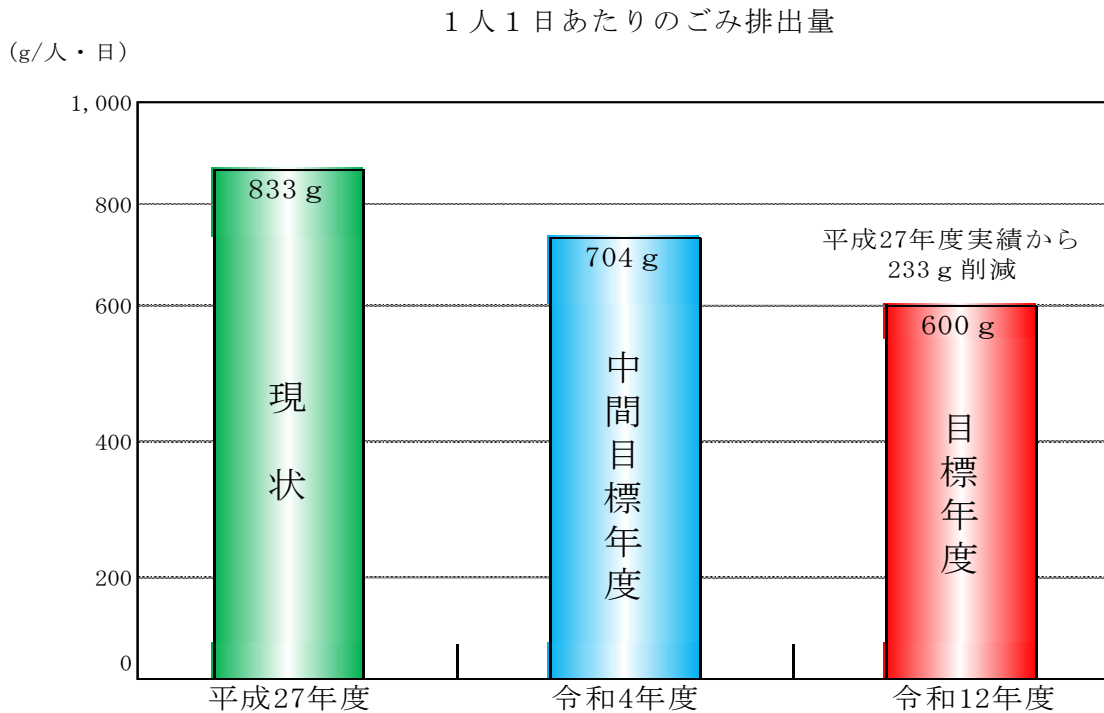


図4.4.2-1 本計画における減量化目標

## (2) 資源化の目標設定

本市のリサイクル率の推移は平成 23 年度以降減少傾向にあり、平成 27 年度における実績値は 17.8%となっており、福島県の掲げる令和 2 年度目標 21.0%を約 3%下回っている状況にあります。

しかし、本市としては資源化に係る施策を積極的に講じることにより循環型社会の形成を目指すこととし、田村市総合計画の資源化目標に基づき、令和 12 年度においてリサイクル率を 28.6%とすることを目標値として設定します。

### リサイクル率

(g/人・日)

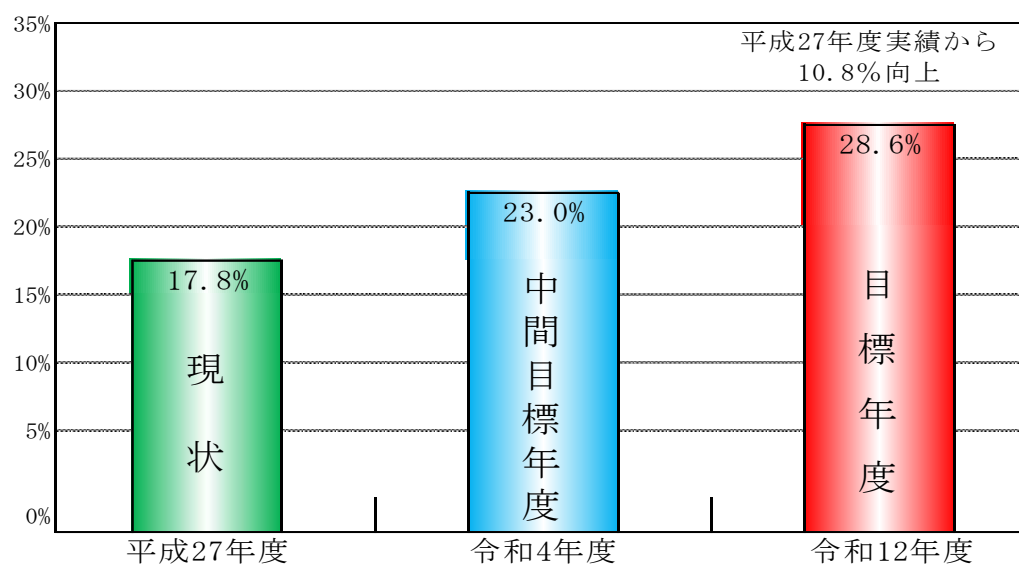


図 4. 4. 2-2 本計画における資源化目標



### (3) 最終処分量の目標設定

本市の最終処分量の推移は増減を繰り返していますが、平成 27 年度における実績値は 698 t で、平成 24 年度実績の 638 t から約 9% の増加が見られます。

本市においては、減量化及び資源化に係る施策を積極的に講じることにより最終処分量の削減を目指し、前述の減量化及び資源化に係る目標値を達成した場合の最終処分量の推計値を目標として設定します。

具体的には、令和 12 年度において最終処分量を 310 t とすることを目標値として設定します。

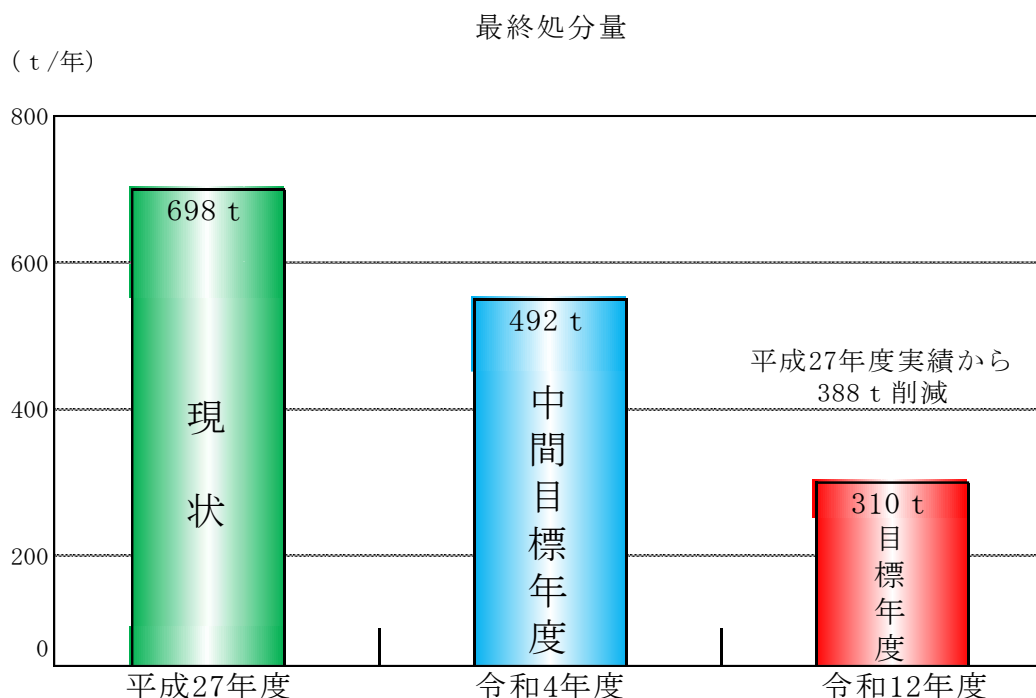


図 4. 4. 2-3 本計画における最終処分量目標

### (4) 各種目標値のまとめ

以上から、1 人 1 日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量に関する本計画における目標値をまとめると、表 4. 4. 2-1 に示すとおりです。

表 4. 4. 2-1 目標値のまとめ

指 標	中間目標年度 (令和 4 年度)	目標年度 (令和 12 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	718 g / 人・日	600 g / 人・日
リサイクル率	22. 4%	28. 6%
最終処分量	519 t / 年	310 t / 年

### 3) 目標値設定後の計画ごみ排出量・処理量の見通し

目標値設定後の計画ごみ排出・処理量の見通しの詳細を図 4. 4. 3-1 に示します。



## 第5章 ごみ処理基本計画

---

### 1. ごみ処理の基本方針

#### 1) 基本理念

上位計画である「田村市総合計画」の将来像「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」を踏まえて、本計画の基本理念を以下に示します。

#### 【ごみ処理の基本理念】

みんなで目指す「循環型まちづくり」

～ 『もったいない!』の心が育むまちをめざして ～

環境問題を私たち自身の問題としてとらえ、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。

そのためには、ものを大切に使う「もったいない」の精神のもとに、現在も増え続けているごみを市民・事業者・市が一体となり、協働でごみの減量化・資源化に取り組むことにより、環境への負荷の少ないライフスタイルを構築し、地球にやさしい循環型のまちを目指していきます。

## 2) ごみ処理の基本原則

循環型社会を構築するためのごみ処理の基本原則は、ものを大切に使い廃棄物の発生を抑制（発生抑制：リデュース）し、不要になったものは繰り返し使い（再使用：リユース）、ごみとして排出する量を削減します。排出されたごみは、原料として利用可能なものについては再生利用（マテリアルリサイクル）します。再生利用できないものについては、焼却等により熱回収（サーマルリサイクル）します。どうしてもリサイクルできないものは、適正処分するという効率的な流れを作ることが必要です。

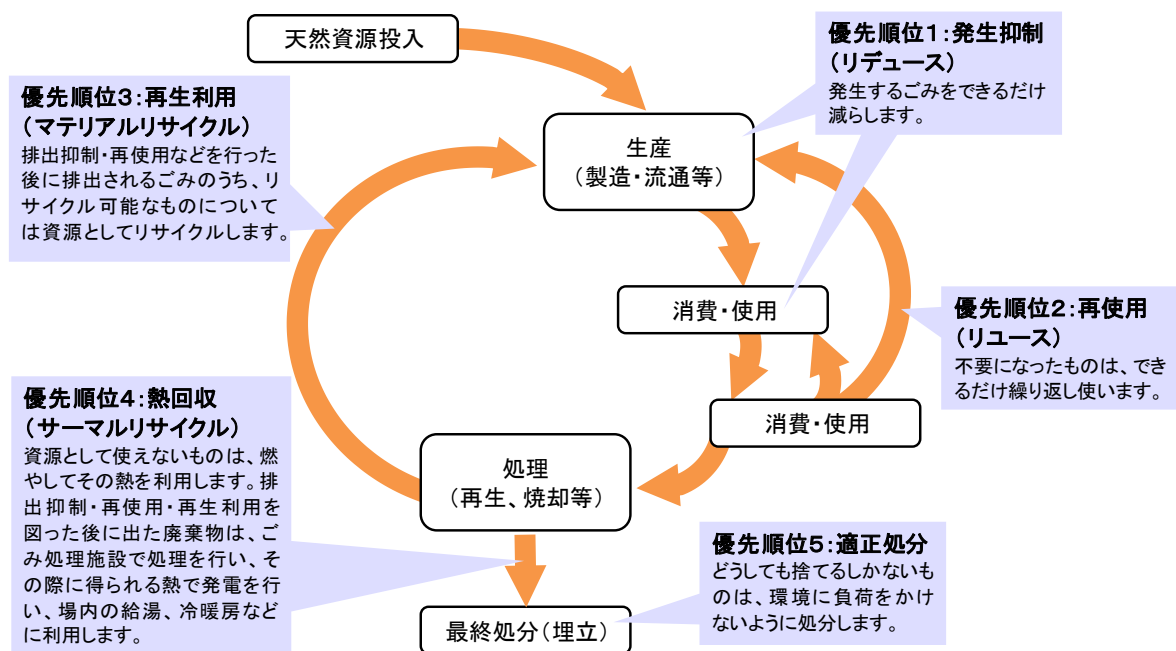


図5. 1. 2-1 循環型社会のイメージ

## 3) 基本方針

基本理念のみんなで目指す「循環型まちづくり」～『もったいない!』の心が育むまちをめざして～を実現するための柱として、次の3つのごみ処理の基本方針を定めます。

### ◆ 基本方針Ⅰ ごみ減量化のための生活スタイルの確立

3Rのうち優先されるべきリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）や、リフューズ（断る）に重点を置いた取り組みを進め、ごみ減量化のための生活スタイルを確立していきます。

### ◆ 基本方針Ⅱ 資源循環システムの形成

分別を徹底し、分別回収品目の確立と新たな回収ルートや回収資源の受け皿を整備することにより、資源循環システムを形成していきます。

### ◆ 基本方針Ⅲ 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

不法投棄の防止や環境美化活動等を推進し、環境負荷の低減に努めるとともに、処理主体の統一や安全なごみ処理体制を確保しながら施設の適正化を図り、経済性や効率性を考慮したごみ処理を推進していきます。

## 2. ごみ発生量及び処理量の見込み

中間目標年度である令和4年度のごみ処理量の見込みを表5.2.1-1に、ごみ処理フローを図5.2.1-1に示します。

表5.2.1-1 ごみ処理量の見込み

単位:t/年

番号	区分	実績			計算式
		平成 27年度	令和 4年度	令和 12年度	
(1)	収集・直接搬入ごみ量	11,409	8,301	5,852	(2),(5),(8),(11),(14)の合計
(2)	可燃ごみ量	9,652	6,643	4,358	推計値(第4章)
(3)	収集量	8,735	5,978	3,922	(2)×実績比率
(4)	直接搬入量	917	665	436	(2)×実績比率
(5)	不燃ごみ量	486	293	164	推計値(第4章)
(6)	収集量	471	284	159	(5)×実績比率
(7)	直接搬入量	15	9	5	(5)×実績比率
(8)	資源ごみ量	1,069	1,227	1,232	推計値(第4章)
(9)	収集量	994	1,141	1,146	(8)×実績比率
(10)	直接搬入量	75	86	86	(8)×実績比率
(11)	その他ごみ(危険ごみ)量	19	12	9	推計値(第4章)
(12)	収集量	19	12	9	(11)×実績比率
(13)	直接搬入量	0	0	0	(11)×実績比率
(14)	粗大ごみ量	183	126	89	推計値(第4章)
(15)	収集量	1	1	1	(14)×実績比率
(16)	直接搬入量	182	125	88	(14)×実績比率
(17)	直接搬入ごみ量	1,189	886	615	(4),(7),(10),(13),(16)の合計
(18)	集団回収量	346	326	181	推計値(第4章)
(19)	自家処理量	0	0	0	なし
(20)	焼却以外の中間処理量	650	663	598	(21),(22)の合計
(21)	粗大ごみ処理施設	226	232	209	(5),(8),(11),(14)の合計×実績比率
(22)	その他の資源化等を行う施設	424	431	388	(5),(8),(11),(14)の合計×実績比率
(23)	焼却処理量	9,790	6,703	4,394	(24),(25)の合計
(24)	直接焼却量	9,712	6,643	4,358	(2)
(25)	焼却以外の中間処理後可燃残渣	78	60	36	推計値(第4章)
(26)	総資源化量	2,084	2,042	1,727	(27),(28),(29)の合計
(27)	集団回収量	346	326	181	(18)
(28)	直接資源化量	977	944	896	(5),(8),(11),(14)の合計×実績比率
(29)	中間処理後再利用量	761	772	650	(30),(31),(32)の合計
(30)	粗大ごみ処理施設	91	128	77	推計値(第4章)
(31)	その他の資源化等を行う施設	182	295	345	(8),(11)の合計-(28)
(32)	焼却施設	488	349	228	推計値(第4章)
(33)	最終処分量	698	492	310	(34),(35),(36)の合計
(34)	焼却残渣	396	261	171	推計値(第4章)
(35)	焼却以外の中間処理後不燃残渣	302	231	139	推計値(第4章)
(36)	直接最終処分量	0	0	0	なし

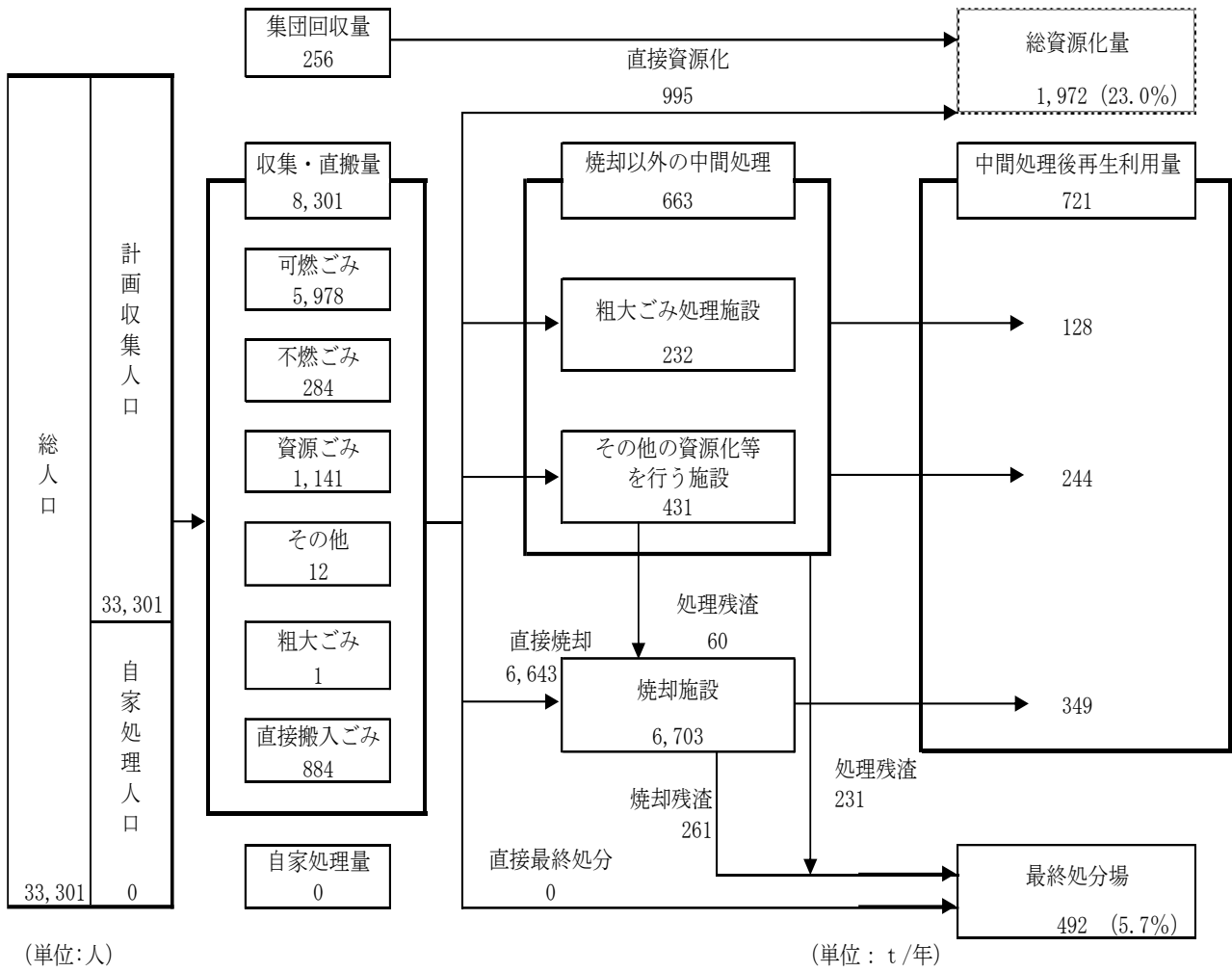


図5.2.1-1 ごみ処理フロー（令和4年度）

### 3. ごみの排出の抑制のための方策

#### 1) 減量化・資源化の目標

本市における減量化・資源化の目標値は、国や県の目標値などを参考に下記のように設定します。

- ◆ 中間目標年度（令和4年度）までに
  - 1人1日当たりのごみ排出量を704g（現状 H27：833g/人・日）以下とする。
  - リサイクル率を23.0%（現状 H27：17.8%）以上とする。
  - 最終処分量を492 t/年\*（現状 H27：698 t/年）以下とする。
- ◆ 計画目標年度（令和12年度）までに
  - 1人1日当たりのごみ排出量を600g以下とする。
  - リサイクル率を28.6%以上とする。
  - 最終処分量を310 t/年\*以下とする。

※最終処分量については、表5.3.1-1に示すとおり、人口減少及び1人1日当たりのごみ排出量の削減による総ごみ量の減少や、リサイクル率の向上を加味した推計値を目標値として設定しました。

具体的には、令和12年度において、平成27年度実績から計画収集人口が11,138人（28.8%）減少し、1人1日当たりのごみ排出量を233g/人・日（28.0%）削減することで、総ごみ量は5,722 t（48.7%）減少する予測となります。令和12年度における総ごみ量6,033 tのうち、28.6%を資源化し、残りを現在の処理方法により処理した場合に発生する焼却残渣と破碎不燃物の合計値は310 tと推計されるため、その値を目標値として採用しました。（推計結果の詳細は第4章「ごみ処理の将来予測」に記載。）

表5.3.1-1 推計結果の概要

項目	実績値 平成27年度	推計値 令和12年度	平成27年度比
計画収集人口	38,686人	27,548人	28.8%減
1人1日当たりのごみ排出量	833g/人・日	600g/人・日	28.0%減
総ごみ量	11,755 t	6,033 t	48.7%減
リサイクル率	17.8%	28.6%	10.8%増
最終処分量	698 t	310 t	55.6%減

## 2) 減量化・資源化のための方策

減量化・資源化目標を達成するために、市民・事業者・市が協働して、表 5.3.2-1～表 5.3.2-2に示す取組を行っていくものとします。

表 5.3.2-1 減量化・資源化のための取組（1）

	市民	事業者	市
【取組1】発生抑制（リデュース）の推進			
施策	・もったいないの精神で生活スタイルを見直す	・もったいないの精神で減量や製造、流通工程等を見直す	・もったいない運動を推進する
	・商品購入前に本当に必要か考える	—	—
	・リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ	・リサイクルしやすい商品づくりに努める ・商品が長期間使用できるよう修理体制や部品の交換の容易性など工夫する ・詰替え商品の販売やばら売りの推進に努める	・庁用品等の購入に際しては、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ
	・マイバッグを持参し、レジ袋は辞退する	・マイバッグ運動等に積極的に取り組む ・レジ袋削減に向けてレジ袋有料化を検討する	・マイバッグ運動を積極的に推進する
	・簡易な包装の商品を選ぶ	・過剰包装の自粛等に努める	・過剰包装の抑制運動を推進する
	・なるべくタオル、ハンカチ、ぞうきん等を使いティッシュペーパーの多用は避ける	—	—
	・紙コップ、紙皿等の使い捨て商品は、できるだけ使用しない	—	—
	・食事は食べきれぬ量を考えて作る	—	—
【取組2】ごみ減量化の推進			
施策	・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う	・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う	・ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する ・多量排出事業者には減量への取り組みを指導する
	・生ごみは十分に水切りをする ・生ごみを堆肥化する（生ごみ処理容器の活用）	・生ごみの堆肥化など資源化を図る	・生ごみ処理容器の活用の推進を行う ・生ごみ処理容器の助成制度導入の検討を行う
【取組3】環境教育、啓発活動の推進			
施策	・啓発用パンフレット内容等の実践を行う	・啓発用パンフレット内容等の実践を行う	・啓発用パンフレットの作成や検討を行う
	・体験学習や講習会等へ積極的に参加する	・体験学習や講習会等へ積極的に参加する	・体験学習の推進をする ・環境教育のための講習会などを開催する
	・環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する	・環境美化運動等の各種活動へ積極的な参加や協力を行う	・環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う



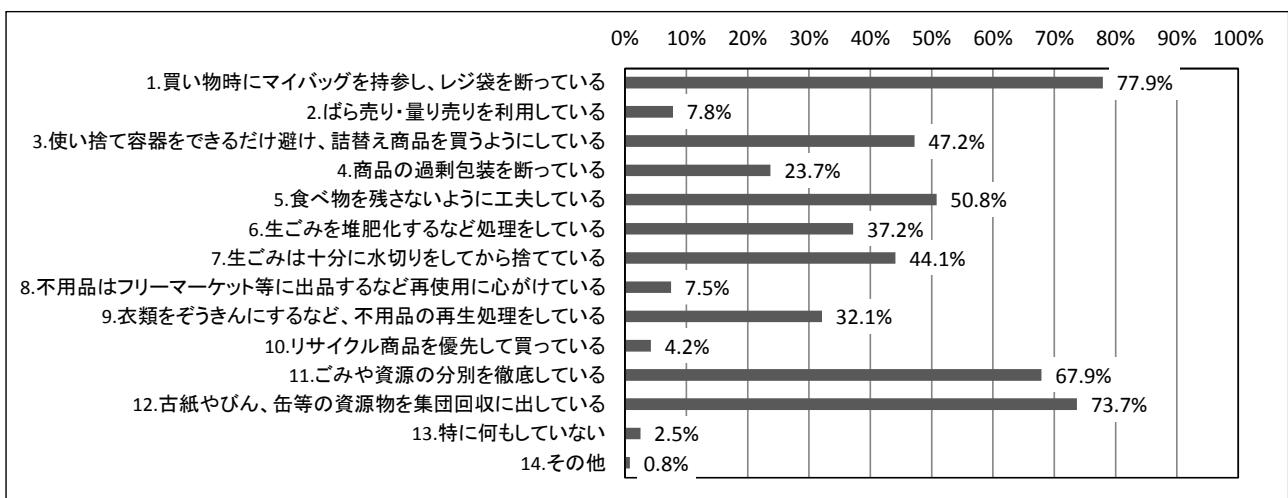
表 5.3.2-2 減量化・資源化のための取組（2）

	市民	事業者	市
【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進			
施策	・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する	・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する	・市の広報誌、ホームページ等でリサイクルや関連法等に関する情報を発信する
	・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする	・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする	・リサイクル運動を推進する
	・リサイクル関連法の理解や協力を行う	・リサイクル関連法の理解や協力を行う	・ごみの分け方やごみ処理の現状について、説明会等を開催し、ごみ分別の徹底指導を行う
	・ごみ分別の徹底に協力をする	・ごみ分別の徹底に協力をする	・ごみの収集、処理、処分の現状を市民等に理解してもらうため、ごみ処理施設の見学会などを開催する
	・事業者の拠点回収等に協力する	・資源物の自主回収システムを構築する	・収集運搬許可業者の搬入実態調査について検討する
	・廃食用油の有効利用に協力する	・廃食用油の有効利用に協力する	・情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援する
【取組5】集団回収の促進			
施策	・集団回収運動へ積極的に参加する	—	・集団回収制度の啓発及び積極的な活用の推進を行う ・集団回収団体への助成を継続する
【取組6】再使用（リユース）の推進			
施策	・再生した商品を購入、長期間使用する ・繰り返し使える商品等を積極的に選ぶ	・材質の表示や分解を容易にするなど商品が再生しやすいように工夫する ・再生した商品などを積極的にPRする	・再生品の使用を促進する ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進及び実践をする
	・できるだけリターナブル容器を使用し、使い捨て容器や食器の使用を控える	・リターナブル容器を積極的に採用し、使い捨て容器や食器の使用を抑制する	・使い捨て品の使用抑制を促進する ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用を促進する
	・壊れたり故障したものは、できるだけ修理して使用する	・修理体制を構築し、部品は長期間保管する	—
	・不要になったものは、必要な人に譲るなど、再使用できる方法を考える	・不要になったものは、必要な事業者に譲るなど、再使用できる方法を考える	・不用品交換の情報提供等を検討する
	・古着は、子供会等のリサイクルに出したり、パッチワークの材料やぞうきん等に利用する	—	—

なお、本計画の策定に当たって実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」における「ごみ減量やリサイクルについて家庭で取り組んでいること」の集計結果を図 5.3.2-1に示します。

多くの市民が家庭でごみ減量やリサイクルに取り組んでおり、特に「1. 買い物時にマイバッグを持参し、レジ袋を断っている (77.9%)」、「11. ごみや資源の分別を徹底している (67.9%)」、「12. 古紙やびん、缶等の資源物を集団回収に出している (73.7%)」の取り組みは比較的高い割合で実施されているという結果になりました。

しかし、「2. ばら売り・量り売りを利用している (7.8%)」、「8. 不用品はフリーマーケット等に出品するなど再使用に心がけている (7.5%)」、「10. リサイクル商品を優先して買っている (4.2%)」の取り組みの実施割合は低い状況となっています。このことから、実施割合の低い取り組みについては、今後より一層推進していく必要があります。



※詳細については、資料編の資料2「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート結果」に記載。

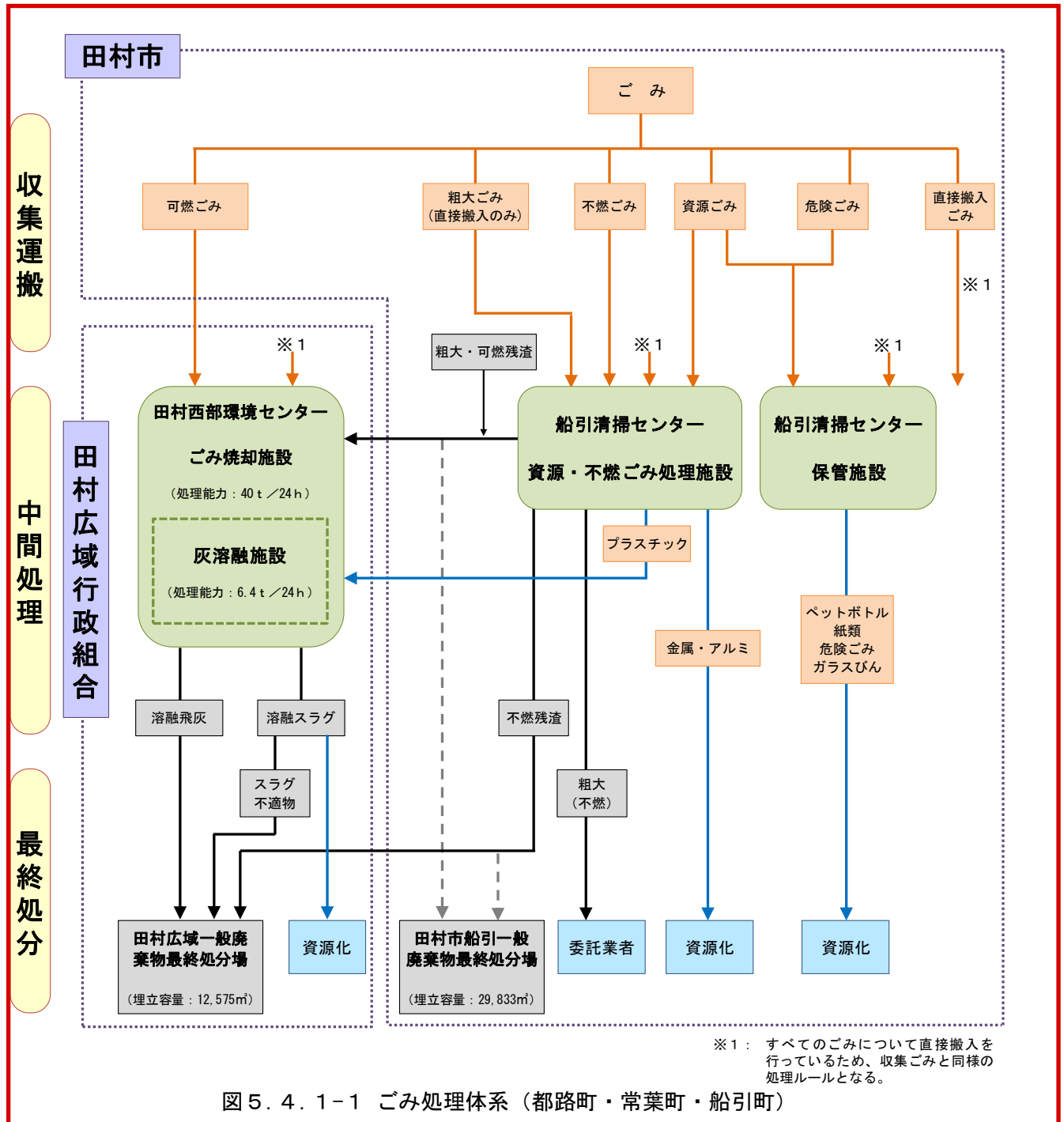
図 5.3.2-1 家庭におけるごみ減量やリサイクルの取り組みの状況

#### 4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの適正な処理を行う上での、その処理方法及び処理主体等を収集・運搬、中間処理、最終処分について定めます。

##### 1) ごみ処理体系

ごみ処理の体系は、図 5. 4. 1-1～図 5. 4. 1-2 に示すとおりですが、田村西部環境センターの灰溶融施設の稼働停止や令和 5 年度以降の田村広域行政組合の解散に伴う、市主体のごみ処理体系の検討を進めていきます。



収集運搬

中間処理

最終処分

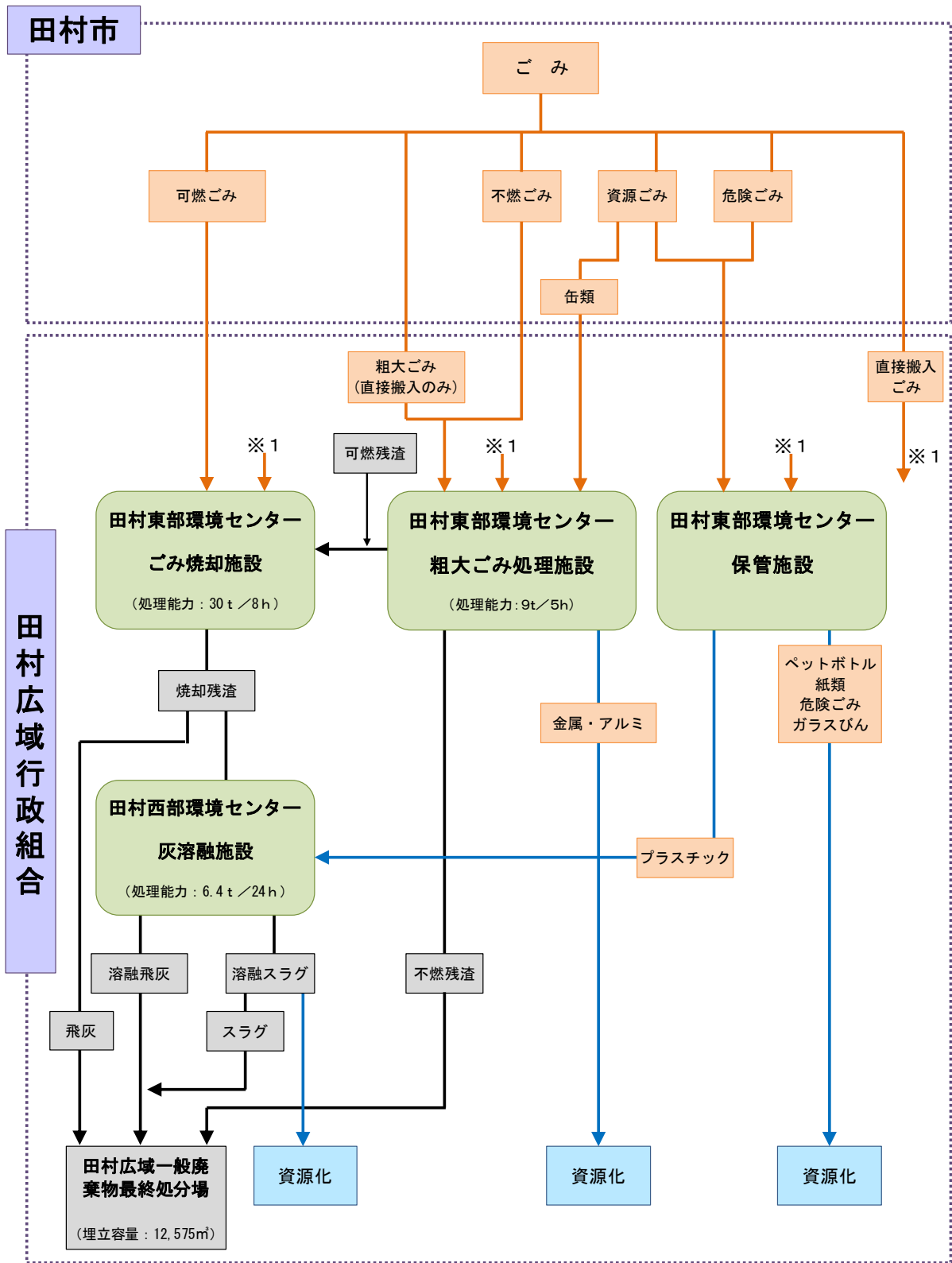


図 5. 4. 1-2 ごみ処理体系 (滝根町・大越町)

本市の平成 28 年度現在における、ごみ処理・処分の各段階における処理主体を表 5.4.1-1～表 5.4.1-2に示します。

組合が解散するまでは現状と同様の処理主体を継続していくこととし、組合解散後は効率的な収集運搬やごみ処理に向けて検討を進めていきます。

**表 5.4.1-1 現在のごみ処理主体（都路町・常葉町・船引町）**

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	市	組合
資源ごみ	市	市	市
危険ごみ	市	市	市
直接搬入ごみ	—	市・組合	市・組合
粗大ごみ	—	市	市・組合

**表 5.4.1-2 現在のごみ処理主体（滝根町・大越町）**

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	組合	組合
資源ごみ	市	組合	組合
危険ごみ	市	組合	組合
直接搬入ごみ	—	組合	組合
粗大ごみ	—	組合	組合

## 2) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬に関する基本的事項を、下記のとおり定めます。

### (1) 基本方針

現在、合併前のそれぞれの地域特性に応じた処理主体、収集方法になっていますが、組合解散後は、市内で統一を図ることを前提に検討を進めていくものとします。

### (2) 収集・運搬の処理主体

収集運搬の処理主体は、本市が主体となって、より効率的な収集運搬体制について検討を進めていきます。

### (3) 収集対象区域

収集区域は市内全域とします。

### (4) 収集・運搬の方法

本市の収集回数、収集体制や排出方法等を表 5.4.2-1～表 5.4.2-2に示します。

表 5.4.2-1 計画収集方法

分別区分	収集回数	収集体制	収集形態	
燃やせるごみ	週 2 回	委託	ごみステーション	
燃やせないごみ	月 1 回	委託	ごみステーション	
危険ごみ	月 1 回	委託	ごみステーション	
資源ごみ	プラスチック類	週 1 回	委託	ごみステーション
	缶類	月 1 回	委託	ごみステーション
	無色透明のびん			
	茶色のびん			
	その他のびん			
	ペットボトル			
	新聞			
	雑誌			
	ダンボール			
	紙箱			
	紙パック			
粗大ごみ	各センターへ直接搬入			

表 5. 4. 2-2 排出方法

分別区分	指定ごみ袋の区分	処理手数料	
燃やせるごみ	燃やせるごみ指定袋	指定ごみ袋が手数料となります。	
燃やせないごみ	燃やせないごみ・危険ごみ兼用指定袋		
危険ごみ	燃やせないごみ・危険ごみ兼用指定袋		
資源ごみ	プラスチック類		プラスチック・ペットボトル兼用指定袋
	缶類		缶類指定袋
	無色透明のびん		びん指定袋（茶色びん・透明びん・その他びん兼用）
	茶色のびん	びん指定袋（茶色びん・透明びん・その他びん兼用）	
	その他のびん	びん指定袋（茶色びん・透明びん・その他びん兼用）	
	ペットボトル	プラスチック・ペットボトル兼用指定袋	
	新聞	それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねる。	無料
	雑誌		
	ダンボール		
	紙箱		
紙パック			
粗大ごみ	各センターへ直接搬入	有料	

(5) 分別収集区分

本市では、平成 18 年 4 月に表 5. 4. 2-3 に示すとおり、15 品目に分別を統一しました。当面は、この分別収集区分を継続しますが、資源化の推進のため分別区分について検討を進めていきます。

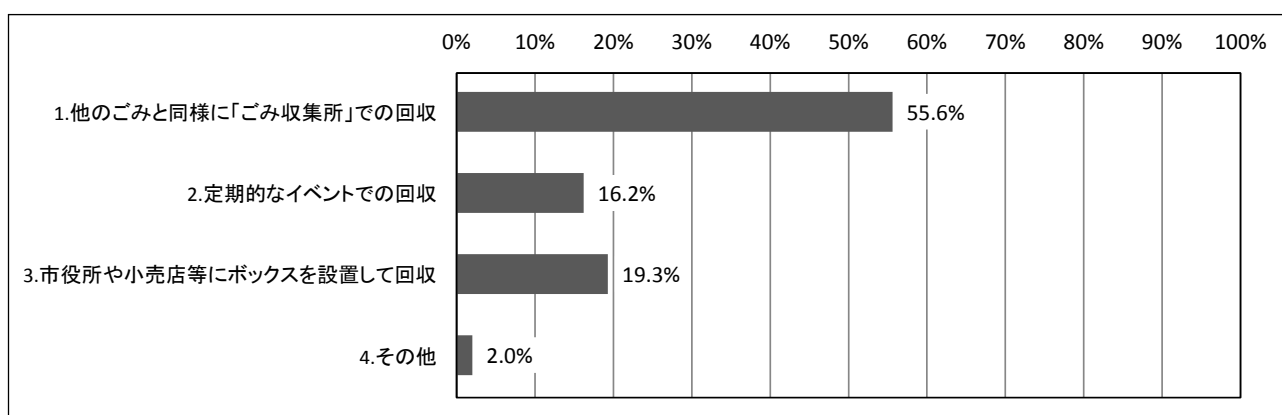
表 5. 4. 2-3 分別収集区分

分別区分	品目・対象物	
燃やせるごみ	生ごみ、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチックごみ、資源にならないプラスチック類	
燃やせないごみ	金属類、小型家電製品（ラジカセ・アイロン等）、油びん、化粧用のびん等	
危険ごみ	乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入りの体温計、使い捨てライター、チャッカマン	
資源ごみ	プラスチック類	プラスチック製容器包装（トレイ類、お菓子を包んでいるラップ類、発泡スチロール、カップ麺等の容器等）
	缶類	主に飲料用のスチール・アルミ缶
	無色透明のびん	主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	茶色のびん	主に飲料用の茶色びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	その他のびん	主に飲料用の透明・茶色以外のその他びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	ペットボトル	ペットボトル
	新聞	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙製容器、牛乳等の紙パック
	雑誌	
	ダンボール	
	紙箱	
紙パック		
粗大ごみ	指定袋に入らないごみ	

なお、「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」における「使用済み小型家電製品の回収を開始する場合に希望する回収方法」の集計結果を図 5.4.2-1に示します。

最も多い回答が「1. 他のごみと同様に「ごみ収集所」での回収（55.6%）」となっており、次いで「3. 市役所や小売店等にボックスを設置して回収（19.3%）」、「2. 定期的なイベントでの回収（16.2%）」という結果になりました。

今後は、本アンケートの集計結果や他市町村の状況を踏まえつつ、小型家電製品等の分別収集について検討していきます。



※詳細については、資料編の資料2「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート結果」に記載。

図 5.4.2-1 希望する小型家電製品の回収方法

#### （6）収集・運搬に関する許可業務の取扱い

一般廃棄物収集運搬業の許可については、計画処理区域内のごみを処理するため、下記の許可要件により判断することとします。

- ① 原則として市内在住者（法人の場合は市内に事務所を有すること）であること。  
また、車庫・車両も市内にあること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する許可基準に適合していること。
- ③ 収集運搬の状況を勘案し、市が必要と認める場合。

#### （7）事業系ごみの取扱い

事業系ごみ（許可業者による搬入を含む）について、下記のとおり受け入れの取扱いを示します。

##### （a）受け入れの方針

事業活動によって排出される一般廃棄物（事業系ごみ）は、排出者責任に基づき、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とします。事業者は本計画に協力するものとし、また、市は、本市の処理において市民の日常生活から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）の処理に支障をきたす場合は、その処理などについて事業者に協力を求めていきます。多量の一般廃棄物を排出する事業者については、その削減を促し、運搬すべき場所や方法等について指導していきます。



(b) 受け入れの方法

分別基準は、原則として市民の日常生活から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）と同様とします。ただし、事業系ごみは、紙類のごみが多いことから、紙類のごみの分別排出、リサイクルの方法について事業者との協力のもと進めていきます。

(c) 処理手数料

処理手数料は、事業系ごみの排出状況を勘案し、周辺市町村と連携・調整を図って、適宜見直していくものとします。

### 3) 中間処理計画

ごみの中間処理に関する基本的事項を下記のとおり定めます。

#### (1) 基本方針

中間処理については、組合が解散するまでの期間は現状通り、本市及び組合の処理施設を使用した処理を継続しますが、組合解散後は田村東部環境センターが本市に移管されることが決定しており、市内全域の可燃ごみ及び不燃ごみ処理を田村東部環境センターに集約する方針とします。

また、本市のリサイクル施設である田村市船引清掃センターについては、施設の老朽化が顕著なことから解体してリサイクルセンターを設置し、田村東部環境センターと連携しながら、安定的な処理体系の確保に努めてまいります。

#### (2) 中間処理の処理主体

中間処理の処理主体は、令和5年3月末までは本市及び組合となりますが、組合解散後の同年4月以降は、本市単独での処理となります。

#### (3) 中間処理の方法及び計画処理量

分別区分ごとの中間処理の方法と計画処理量を表5.4.3-1～表5.4.3-2に示します。

表5.4.3-1 中間処理の方法

分別区分	処理方法	処理施設	
燃やせるごみ	焼却処理	田村東部環境センター (田村西部環境センター)	
燃やせないごみ	破砕後資源回収	田村市船引清掃センター (リサイクルセンター)  田村東部環境センター	
危険ごみ	乾電池、蛍光灯は保管後資源回収		
資源ごみ	プラスチック類		圧縮梱包、保管後資源回収
	缶類		圧縮処理、保管後資源回収
	無色透明のびん		保管後資源回収
	茶色のびん		
	その他のびん		保管後資源回収
	ペットボトル		
	新聞		保管後資源回収
	雑誌		
	ダンボール		
	紙箱		
	紙パック		
粗大ごみ	破砕後資源回収		

表 5. 4. 3-2 中間処理の計画処理量

区分		令和 4 年度		令和 12 年度	
		t / 年	t / 日	t / 年	t / 日
焼却施設	燃やせるごみ	6,643	18.20	4,358	11.94
	中間処理により発生する破碎可燃物	60	0.16	36	0.1
	計	6,703	18.36	4,394	12.04
資源化施設	燃やせないごみ	293	0.80	164	0.45
	危険ごみ	12	0.03	9	0.02
	資源ごみ	1,227	3.36	1,232	3.38
	資源ごみ：缶類	99	0.27	100	0.27
	資源ごみ：びん類	427	1.17	429	1.18
	資源ごみ：紙類	419	1.15	420	1.15
	資源ごみ：ペットボトル	90	0.25	90	0.25
	資源ごみ：プラスチック類	192	0.53	193	0.53
	粗大ごみ	126	0.35	89	0.24
	計	1,658	4.54	1,494	4.09

#### 4) 最終処分計画

ごみの最終処分に関する基本的事項を下記のとおり定めます。

##### (1) 基本方針

最終処分については、組合が解散するまでの期間は現状通り、田村広域一般廃棄物最終処分場及び田村市船引一般廃棄物最終処分場における処分を継続していくこととします。

組合解散後は、田村広域一般廃棄物最終処分場が本市に移管されることが決定しております。当面は現状の処分体制を継続していくこととしますが、ごみの発生抑制や資源化、中間処理等により更なる減量化の推進を図りつつ、より効率的な最終処分方法について検討を進めていきます。

##### (2) 最終処分場の処理主体

最終処分の処理主体は、令和5年3月末までは本市及び組合ですが、組合解散後の同年4月以降は、本市となります。

##### (3) 最終処分の方法及び計画処分量

各最終処分場の残余容量及び計画処分量を表5.4.4-1に示します。

組合の最終処分場の残余容量は平成27年度末において3,717 m<sup>3</sup>となっています。

一方、田村市船引一般廃棄物最終処分場は平成28年度に嵩上げ工事を実施し、残余容量は平成28年度末において736 m<sup>3</sup>となっています。

本市が本計画に基づき、減量化・資源化に取り組んだ場合、平成28年度～令和12年度の累積埋立量は、約7,250 m<sup>3</sup>となります。

表5.4.4-1 各最終処分場の残余容量及び計画処分量

最終処分施設	残余容量	最終処分量 (含覆土)	
		平成27年度 (実績)	平成28～令和12年度 (予測)
田村広域行政組合 一般廃棄物最終処分場	3,717 m <sup>3</sup> (平成27年度末)	710 m <sup>3</sup>	7,244 m <sup>3</sup>
田村市船引 一般廃棄物最終処分場	736 m <sup>3</sup> (平成28年度末)		

## 5. 災害時の廃棄物処理計画

災害時における一般廃棄物の処理については、本市地域防災計画の震災・水害廃棄物処理計画に基づき、収集・運搬、処理・処分が迅速に行われるよう体制の整備を図っていきます。また、災害時の対策として災害廃棄物の仮置き場の確保及び災害廃棄物の適正処理体制について、組合、近隣自治体と連携し検討を進めていきます。

## 6. その他の計画

### 1) ごみ処理広域化計画の推進

県中ブロックにおけるごみ焼却施設は、郡山市2施設、田村広域行政組合2施設、須賀川地方保健環境組合1施設、石川地方生活環境組合1施設の合計6施設となっておりますが、将来的にブロック域内においては人口や廃棄物量の減少が見込まれ、広域化を進める必要があることから、こおりやま広域連携中枢都市圏等において広域処理についての共通認識を深めていくこととします。

### 2) 適正処理困難物の取り扱い体制の整備

#### (1) 適正処理困難物等

##### (a) 適正処理困難物

表5.6.2-1に示す適正処理困難物については、中間処理施設での対応が困難であるため、製造業者や販売業者に処理を依頼することが原則であり、最良の方法です。これらのことを市民や事業者理解してもらうため、ごみ分別ポスター等を通じて、具体的な処理方法や引取り先を紹介するなど、積極的な情報提供を行います。

表5.6.2-1 市で処理できないごみ

分類	品目
適正処理困難物	農機類、建設廃材、自動車部品、バイク、ガスボンベ、ピアノ、スプリング付マットレス、ポリ浴槽、薬剤（農薬・除草剤等中身が入っているもの）、液体（燃料類ほか）

##### (b) 家電製品4品目

家電製品4品目（冷蔵庫及び冷凍庫、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン）については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、郵便局での手続き後、市で回収を行っています。今後も、家電製品の小売業者等と協力し、リサイクルを進めるとともに、市民に対して処理方法の周知等を行っています。

## (2) 特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物は、通常の廃棄物とは別に、より厳しい処理基準や委託基準に基づいて処理しなければならないこととなっています。

従って、本市では、関係機関に対しこれら特別管理一般廃棄物が、一般廃棄物として排出されないように周知していきます。また、本市は組合と連携し、特別管理一般廃棄物が組合施設に搬入されないように管理を行います。

## (3) あわせ産廃への対応

産業廃棄物については、排出する事業者には処理責任がありますが、本市の産業等の特性を考慮し、状況に応じてあわせ産廃としての対応策の検討などを行っていくこととします。

## (4) 感染性廃棄物の処理

本市では、在宅医療廃棄物の一部の受け入れを行っています。受け入れ状況については、表 5.6.2-2に示します。今後も在宅医療廃棄物に関しては、適正に分別するよう啓発を行い、処理方法についても検討を行っていきます。また、受け入れをしていない注射針等の処理については、医療機関への持ち込みを指導しているため適正に分別するよう啓発を行っています。

表 5.6.2-2 在宅医療廃棄物受入状況

在宅医療廃棄物	
受け入れているもの	受け入れていないもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・プラスチック性廃棄物<ul style="list-style-type: none"><li>〔 CAPD バック</li><li>〔 その他のビニールパック類</li><li>〔 チューブ・カテーテル</li></ul></li><li>・可燃性廃棄物等<ul style="list-style-type: none"><li>〔 脱脂綿・ガーゼ</li><li>〔 紙おむつ</li><li>〔 服用しなかった薬</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・注射針など</li><li>・注射筒など</li></ul>

## 3) 旧ごみ処理施設の解体及び最終処分場の閉鎖計画

市内に残る、廃止届出済の旧ごみ処理施設及び最終処分場について、最終処分場はすべての施設の閉鎖が完了し、旧ごみ処理施設は、本市の公共施設等総合管理計画の方針に沿って解体を進めていきます。

旧ごみ処理施設の解体に当たっては、周囲への汚染物の拡散を防止するために、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に基づいた上で、実施していくこととします。